



昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

一一

昭和五十三年六月二十七日

昭和五十一年

昭和五十二年

昭和五十三年

一、八四八キログラム

六三二キログラム

内閣総理大臣 福田赳夫

(昭和五十三年四月までの生成量)

参議院議長 安井謙殿

参議院議員秦豊君提出政府の核政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出政府の核政策に関する質問に対する答弁書

## 一について

1 今回の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)は、原子力開発利用の円滑な推進を図るために、原子力発電所からの使用済燃料を再処理し、計画的かつ安全に処分するとともに、プルトニウム及びウランを回収して限られたウラン資源の有効利用を図ることが資源小国たる我が国にとって不可欠であるとの考え方立地、使用済燃料の再処理を計画的に推進する体制を整備し、もつて自主的な核燃料サイクルの確立を図ろうとするものである。

2 米国は、核の拡散に対する懸念から商業用再処理を延期することとしており、関係各国に対してもこれに同調するよう期待している。しかしながら、米国もすべての再処理を否定しているわけではなく、例えば、昨年の動力炉・核燃料開発事業団の東海村再処理施設の運転開始に当たっては、日米間の建設的な詰合いの結果、双方満足し得る合意に達することができた経緯もある。また、昨年秋、米国をはじめ、我が国、西欧諸国等の参加の下に、国際核燃料サイクル評価(INFCIRC)が発足したことであり、このよな場を通じて、原子力平和利用と核拡散防止との両立を図る方策を探求するための国際的努力が進められているところである。

3 我が国としては、再処理をめぐる諸問題については、今後とも、米国をはじめとする関

係各国との緊密な話し合いを二国間ないし多数国間で行うことにより、国際協調の精神の下に、我が国の立場が十分に反映された形で解決を図りたいと考えている。

## 二について

1 改正法案では、再処理事業者の指定に当たつては、再処理事業者の指定に当たつては、再処理施設が平和の目的以外に利用されるとそれがないこと。

(1) 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

(2) 原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(3) その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経営的基础があること。

(4) 災害の防止上支障がないこと。

2 この場合、再処理の特殊性からみて事業者の立地は、好ましくないので、許可制ではなく、指定制を採用したものであり、再処理事業を遂行する上で最も好ましい事業主体を指定することを考えている。

3 具体的には、電力十社を中心とした民間連業界が一体となつて、再処理を目的とする新会社を設立することとしており、改正法案の成立後、速やかに設立手続に入ることとなつて、この新会社は、設立後直ちに土地選定に着手するとともに、再処理工場の建設に向けた基本設計の検討を進めるとしており、再処理事業の指定の申請は、この検討の終了後、行われることとなる。

4 具体的に事業を行う段階での平和目的確保のための規制(報告徴収、立入検査等)は、特殊法人に対しても、また民間企業に対しても同じく適用される。

## 四について

1 昭和五十三年六月現在利用し得る最新のデータによれば、我が国の核物質保有量は、次のとおりである。

核物質の種類	保有量
天然ウラン	三五八〇八キログラム
劣化ウラン	一五七、八四キログラム
濃縮ウラン	二、五七、三九キログラム
プルトニウム	三、四六六キログラム
トリウム	八〇四キログラム
ウラン一二三三	三グラム

(昭和五十三年四月末現在)

(原燃料(新燃料、炉内装荷中の燃料及び使用済燃料中の核物質の量を含む。))

2 他方、日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団については、それぞれの設立のための法律において、原子力基本法に基づき

設立されるものとする旨規定され、これに從つて所要の監督が行われているところであり、これら法人の行う業務は、国の監督の下に常に平和の目的以外に利用されるおそれがないよう進められている。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年六月十六日

藤原房雄

参議院議長 安井謙殿

藤原房雄

国内鉱山の維持助成に関する質問主意書

わが国の銅や亜鉛を中心とする国内鉱山は世界的な需要の落ち込みによる建値の下落によつて経営環境は極端に悪化している。

銅を例にとるならば、昭和四十九年には、トン当たり六十二万円の国内建値であつたものが、現在では三十二万円まで落ち込んでいる。このた

め、わが国の国内鉱山は現在八五〇鉱山と十年前の一、七六七鉱山に比べて半分以下に減少し、本年に入つてからも松本・尾去沢鉱山などが閉山し、秩父・大泉鉱山などで大幅な人員縮小が行われている。

特にこうした相次ぐ閉山の結果、鉱山に地域経済の多くを依存してきた市町村の社会不安も深刻化しつつある。いうまでもなく、国内鉱山は資源の最も安定的な供給源であり、これ以上の国内鉱山の閉山を食い止め、国内鉱山を維持することは国内の安全保障上からも必要と考へる。

そのためには国内鉱山の一定の生産規模が維持されるような施策を講ずることが必要と考へる。この国内鉱山のあり方については五十三年五月二十九日鉱山政策懇談会が、「今後の鉱業政策の基本方向」と題する報告をまとめているので、その内容をふまえて、次の諸点につき質問を行う。

一 鉱業政策懇談会の報告をうけて、通産省は、

- いつ頃までにどのような具体的な内容の対策を講じようとするのか。
- 二 この報告は「国内鉱山の今後のあり方」について「国内資源を有効活用すべき余地は十分存在する」と述べているが、
- (イ) 通産省は国内資源を有効活用するために国内鉱山の生産規模をどの程度維持しようと考へているのか。
- (ロ) これ以上の閉山をださないためには具体的な生産規模を明示し、それを保障するだけの対策を講ずることが必要と考えるがどうか。
- 三 同じく、この報告は「政府、地方自治体、関係業界等の出資による「基金」の設立を含め、鉱山経営安定化のための必要資金の確保を円滑化する方策等を早急に検討するべきである」と述べている。そこで、
- (イ) 鉱山業界は、鉱山経営安定化のために、年間三〇〇億円、三年間一、〇〇〇億円の国内鉱山維持調整基金制度などを提示しているが、この規模の基金を実現するための助成措置は可能か。
- (ロ) (イ)の規模の基金の実現がむずかしいとするならばどの程度の規模の資金的助成措置を考えているのか。
- (ハ) その場合、政府、地方自治体、関係業界の出資のための資金負担割合などにどのように考えているか。助成に必要な資金の確保は如何なる財源によつて講じようと考えているのか。
- (ホ) 鉱山経営安定化のためには基金の設立だけで十分か、基金ができるまでの緊急融資を考える必要があるのではないか。
- 四 国内製錬所の経営悪化の要因は、亜鉛のように、生産コストの五〇%を海外よりも割高な電気代が占めていることにあると考える。
- (イ) この点については、通産省は如何なる対策を講じようとするのか。
- (ロ) この報告は「水力、地熱による自家発電の

開発については、政府としてもさらに積極的な推進を図るべきである」と述べているが、

通産省としては、この水力、地熱による自家発電の開発については、どのような対策を講じているのか。

- (イ) 通産省は国内資源を有効活用するために国内鉱山の生産規模をどの程度維持しようと考へているのか。
- (ロ) これ以上の閉山をださないためには具体的な生産規模を明示し、それを保障するだけの対策を講ずることが必要と考えるがどうか。

- (イ) 鉱山周辺には小水力、地熱開発の適地が多いが、この開発にあたつては、一般資金に依存して実施する場合には金利、償却等の資本費負担が大きく、そのため開発意欲が減退しているのが実情である。従つて、開銀等政府金融機関の融資比率の拡大あるいは、開発初期における利子補給制度の新設などの対策を考えるべきではないか。
- 五 金属鉱山の多くは山間地に立地し、その地域の経済、社会、雇用と極めて密接に関係している。このため国内鉱山の維持助成策にあわせて、周辺地域が存立し、発展し得るような地域対策が同時に考えられなければならないと考えるが、国は如何なる対策を講じていこうとするのか。
- 右質問する。

昭和五十三年六月三十日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員藤原房雄君提出国内鉱山の維持助成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和五十三年六月三十日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員藤原房雄君提出国内鉱山の維持助成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

討してまいりたい。

## 二について

最近の国際相場低迷と円相場の高騰により非鉄金属鉱業の経営環境は悪化しつつある。こうした中で国内鉱山が存続していくには、鉱山自体の自助努力と並行して、その経営安定化のための対策を講ずる必要があると考えているが、

国内において目標とすべき生産の規模については、可採粗鉱量、探鉱成果等が年々変動する性格を有するものであるため、明示的に設定することは困難である。

- (イ) 御指摘の国内鉱山維持調整基金構想については、企業の経営責任との関連、財源等からみて現実的ではないと考えている。
- (ロ) (イ)から(ロ)まで 政府としては、御指摘の国内鉱山維持調整基金は三について(イ)で述べた理由で現実的ではないと考えているが、国内鉱山の資金金融通の円滑化のための施策は必要と考えており、その資金規模、財源の調達方法等については、今後関係方面と調整してまいりたい。

- (イ) 当面の措置としては、昭和五十三年度予算における新鉱床探査費補助金等の機動的弾力的執行を図るとともに、関連業界の協力を得ること等を考えており、これらにより経営の危機の回避に努めてまいりたい。
- (ロ) (イ) 国内製錬所の経営の悪化は、御指摘の電気料金等、エネルギーコストの上昇もあるが、製品価格の暴落、円相場の高騰、需給の悪化等も大きな要因となつてゐる。これに対処するため、エネルギーの効率的な使用、条件製錬費の改善等を指導するとともに、備蓄制度の活用等を行うことにより、需給の安定を図つてしまひたい。

昭和五十三年六月十六日

参議院議長 安井 謙殿

藤原 房雄

水資源の開発と利用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

- 水は、日常生活や産業活動に欠かせない資源であり、しかも有限である。昭和五十二年の三月、アルゼンチンのマルデルプラタで開催された国連水会議においても、世界の限りある水資源の開発、管理のあり方等について討議されたところであり、水問題はまさしく世界的な問題となつてゐる。
- わが国は世界でも有数な多雨地帯に属し、水資源は平均的には豊かにみえる。しかし、人口一人当たりの降水量は世界平均及びアメリカ、ソ連などの約五分の一にすぎず、決して恵まれてゐるとはいえない。
- (イ) 及び(ロ) 水力又は地熱による発電の開発については、これを促進するための調査を行ふと

ともに、その建設工事に係る資金についても日本開発銀行等による長期低利の融資の対象として資金の確保に努める等の対策を講じており、今後ともこれらの対策を推進してまいりたい。

しかも、降雨期が季節的にかたより、国土の面積は小さく、地形が急峻で河川の流路が短いため、年間を通じて取水できる流量は比較的に少ない。

さらに、わが国の水需要は、経済の発展、生活水準の向上等により増大してきている。特に都市用水の需要の伸びは著しく、首都圏等大都市地域においては、渴水時における安定的供給が困難になつてゐる。昭和四十八年夏の高松、松江等の地方都市及び今回の九州北部地域における給水制限にみられるように、これらの地方都市においても潜在的な水不足のあることが浮彫りにされたといえよう。したがつて今後とも水資源を開拓し、水利用の合理化等を促進することは重要な課題である。

以上の観点から次の諸点について質問する。

#### 一 水価値觀の高揚の必要性について

今日、省資源、省エネルギー対策の緊急性が叫ばれているが、水資源の有限性、水の貴重さ等に対する価値觀を高めるとの必要性がある。特に膨張の著しい都市用水については、水源としてのダムや給配水施設等、長期的にわたり年月と巨額な設備投資によつて生産される高価な資源であることを認識するよう一般に啓蒙を行い、水の浪費を防止することについて国民の協力を求める必要があると考えるが、これに対する具体的な施策を講じてきているか。もし講じていれば、その内容、方法等を明確にご説明願いたい。

#### 二 水需給に関する長期計画の早期策定等について

(1) 水は限られた資源として、将来、社会、経済発展の制約要因となるものと思われる。水を無視した都市の膨張は、そういつまでも許されていいはずはない。したがつて、水が国民生活及び国民経済の基本的資源であることにはんがみ、既成の過大都市に水を集めることではなく、むしろ水のあるところに人口、産

業を誘導し集積するなど、水資源の面からガ

イドラインとなるべき長期的な全国水需給計画及び地域的水需給計画を早急に策定すべきであり、全国計画は閣議決定すべきである。

このことは、昭和五十二年五月、行政管理

庁が「水資源の利用に関する行政監察結果に基づく勧告」の中で指摘しているところであり、またすでに水資源供給可能量調査、全國水需給動態調査など水開発利用に関する調査も実施されているところであり、その内容を公表すべきである。

(2) 現在、長期的な水需給に関する計画としては、水資源開発促進法に基づく、利根川、淀川など指定水系について水資源開発基本計画が策定されてきたが、全国的な視点による長期的な水供給計画は前に述べた通り未だ策定されていない。しかしながら冒頭でも述べた通り、水問題は、もはや大都市地域のみならず、全国的な問題となつてゐる。したがつて、第三次全國総合開発計画、国土利用計画等国土の開発利用に関する諸計画との適合性を図りながら、水資源の需給に関する総合的基本的な計画を策定して、総合的な施策を推進すべきと考える。それ故に、水資源開発促進法に基づく指定水系の拡大が必要であると思うがどうか。

地下水流について

地下水は、取水が容易で、しかも良質であるため、ともすれば容易に利用されてきた。特に都市用水における地下水利用は、その割合が漸減してはきているものの、絶対量としては、昭和五十年には、四十年の約一・五倍程度にまで伸びている。

以上の観点から次の諸点について質問する。

#### 三 地下水の利用について

地下水は、取水が容易で、しかも良質であるため、ともすれば容易に利用されてきた。特に都市用水における地下水利用は、その割合が漸減してはきているものの、絶対量としては、昭和五十年には、四十年の約一・五倍程度にまで伸びている。

以上の観点から次の諸点について質問する。

#### 四 農業用水の合理化の推進について

わが国の年間水使用量の約六割が、農業用水として使用されており、今後の需要予測でも全

国的には、ある程度の増加が見込まれている。

しかし、大都市周辺を中心に農地の宅地化が進み、水需要が減少している地域も多く見うけられる。このような都市化の著しい地域においては、上水、工業用水のような都市用水は逆に増大を招き、一般に需要逼迫地域である。

建設省は、昭和四十七年に「農業用水の転用に関する取り扱いについて」という河川局長通達を出し、農業用水の転用の促進に努めてい

た。また同年から土地改良法のなかで都道府県営事業として農業用水合理化事業を実施し

て、第三次全國総合開発計画、国土利用計画等国土の開発利用に関する諸計画との適合性を図りながら、水資源の需給に関する総合的

かつ基本的な計画を策定して、総合的な施策を推進すべきと考える。それ故に、水資源開

発促進法に基づく指定水系の拡大が必要であると思うがどうか。

このため、工業用水法、建築物用地下水の採

取の規制に関する法律等によつて、地下水採取規制が行われている。しかし、今後、地盤沈下等の地下水障害を防止していくためには、地下水採取の規制措置を強化しつつ、代替水源の確保、水利用の合理化を図るなど、総合的な地下

水対策の推進を図り、地下水の利用の適正化に努めることが必要である。具体的な対策を説明願いたい。

このため、工場排水法、建築物用地下水の採

取の規制に関する法律等によつて、地下水採取規制が行われている。しかし、今後、地盤沈下等の地下水障害を防止していくためには、地下水採取の規制措置を強化しつつ、代替水源の確保、水利用の合理化を図るなど、総合的な地下

水対策の推進を図り、地下水の利用の適正化に

努めることが必要である。具体的な対策を説明

願いたい。

このため、工場排水法、建築物用地下水の採

取の規制に関する法律等によつて、地下水採取規制が行われている。しかし、今後、地盤沈下等の地下水障害を防止していくためには、地下水採取の規制措置を強化しつつ、代替水源の確保、水利用の合理化を図るなど、総合的な地下

水対策の推進を図り、地下水の利用の適正化に努めることが必要である。具体的な対策を説明願いたい。

このため、工場排水法、建築物用地下水の採

取の規制に関する法律等によつて、地下水採取規制が行われている。しかし、今後、地盤沈下等の地下水障害を防止していくためには、地下水採取の規制措置を強化しつつ、代替水源の確保、水利用の合理化を図るなど、総合的な地下

水対策の推進を図り、地下水の利用の適正化に

努めることが必要である。具体的な対策を説明

願いたい。

このため、工場排水法、建築物用地下水の採

取の規制に関する法律等によつて、地下水採取規

らであるが、更に国民各層の理解と協力が得られるよう、一層努めてまいりたい。

二について

現在、長期水需給計画の策定を進めており、この策定に当たつては、全国水需給動態調査及び水開発利用調査を踏まえ、第三次全国総合開発計画等国土利用に関する諸計画との整合を図りつつ、全国及び地域別の水需給の現況と将来の見通しを明らかにするとともに、長期的な水資源の開発及び利用に関する基本的な事項を示すこととしている。なお、この計画の決定に当たつては、その重要性にかんがみ、所要の手続をとりたいと考えている。

水資源開発促進法に基づく水資源開発水系の指定については、そのための基礎調査を実施しているところであるが、今後とも検討を進めてまいりたい。

三について

地盤沈下等の障害を防止するため、地下水採取の規制、代替水源の確保、水使用の合理化等所要の対策を講じているところであるが、更に、これらの障害を防止しつつ地下水の適正な保全及び利用を図るための総合の方策について、検討を進めているところである。

四について

農業用水の上水等への転用に係る河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）に基づく水利使用の許可の現況は、芦田川三川ダムの農業用水の福山市等の上水への転用等許可件数合計十七件、総転用水量毎秒当たり約十一・七トンである。また、農業用水合理化対策事業の実施状況は、転用先を埼玉県の上水とした権現堂地区等合計五地区、総計画合理化水量毎秒当たり約六・四トンである。

今後、更に、関係当事者間の調整、手法の確立、手続の整備等必要な諸条件の整備を図ることにより、農業用水の合理化及び転用の適正化を円滑な推進に努めてまいりたい。

### 五について

廃水の再生利用については、水資源の有効利用を図り今後の水需給の安定に資する等の観点から、政府としてもその重要性を認識し、これまで各種の調査研究を進めてきたところである。今後も、法制度の問題を含め、実用化のための調査研究等、所要の推進措置を検討してまいりたい。

横浜市内米軍航空機事故に関する質問主意書

昭和五十三年六月十六日

参議院議長 安井 謙殿 山中 郁子

横浜市内米軍航空機事故に関する質問主意書

本年一月二十四日、日米合同委員会で承認した、横浜市内米軍航空機事故に関する事故分科委員会の報告書は、かねてより、わが党が指摘もして不充分なものである。

本報告書における最大の疑問は、本件事故の原因と責任を、「合衆国における中間レベルの整備」過程での「サポートの装着不良」という一点にしほつていることである。しかし、本件については、さまざまな角度から問題を指摘し、質問もしてきたように、いろいろな原因及び責任が重複している。悲惨な被害を生んだ墜落事故に至つたことは明白である。

この報告書の立場と結論は、航空機事故解明における、科学・技術のあり方としても重大な問題を残しているといわざるを得ない。かかる中でこの質問主意書は、事故機及びそのエンジンを中心とした技術的問題にしばつて以下の質問をするものである。

本事故の重大さと政府の責任のおもさ、国会審議の経過にてらして、責任をもつて明白に答弁されることを求める。

その際、政府の見解とともに、事故分科委員会における米国側からの報告なしし解答がどのよう

なものであつたかを、あわせて答弁されたい。

一 事故機の型式はRF-4Bであり、同機種は一九六三年二月米海兵隊発注により開発され初飛行が一九六五年三月のF-4Bの偵察型である。報告書にある事故機の製造年月、一九六五年三月というのは、同型機の中でも最も古いRF-4Bであると思うがどうか、また製造番号を明らかにされたい。

二 F-4BはF-4シリーズの中で最初に実戦配備された機種であり、一九六七年に製造終了となつていて。現在まで多くはその後に開発された機種と交替しており、残つているものもほとんど予備役になつていて。残つているものには老朽化に対し寿命延長のため改修・改良を行つていていると聞くが、本事故機についてのこれまでの故障と事故の経歴、及び事故に至らないトラブルも含め不具合の特性、整備や改修及び修理の経緯とその内容について詳細に明らかにされたい。また現役と予備役のそれの期間に所属した部隊の経歴についても明らかにされたい。

三 事故機のエンジンJ79 GE-8もまた、J79シリーズの中では最も古い初期型であり、エンジンについても製造年月、これまでの故障と事故の経歴、不具合の特性、整備や改修及び修理の経緯とその内容について詳細に明らかにされたい。

四 J79 の後期型はJ79 GE-10、GE-17で、GE-8に対し、空気流入量の増大、圧縮比の増大、燃焼温度の増加等による性能向上とアフターバーナ部の大軸の変更を行つて。防衛省は両型ともよく研究しているはずであり、石川島播磨重工では自衛隊機F-4EJ、RF-1 E用としてGE-17をIH-17としてライセ

ンス生産している。そこでアフターバーナ部のダクトやライナー、サポート、トランク等の構成、アフターバーナライナーの組み付け作業のマニアル、素材等の両型間の改良点について報告されたい。

五 サポートの不良な装着を行つた「合衆国における中間レベルの整備」から、事故に至るまでのエンジンの経過が、報告書では全く明らかにされていないが、

(1) 航空機の性能向上とともになつて整備も簡易化されてきているが、この古いエンジンに對して、報告書のいう「中間レベルの整備」とはどんな整備をさしていているのか。また、このとき実際に実行された整備の内容と、整備を行つた場所、年・月・日を明らかにされたい。

(2) このエンジンは事故の直前、事故機に載せられたのではなくいか、いつどこで事故機に搭載されたのか明らかにされたい。

報告書によると、離陸後サポートの装着不良によつて第三ライナーが高温ガスの中にフレックスし、ライナーの焼損、さらに排気ダクト焼損、エンジン室シユラウド焼損、第六燃料セル底面外壁部焼損、第六燃料タンクの炎上、右エンジンのファイヤーオーバーヒートライトの点灯と進行し、空中偵察員の証言でも空中爆発は報告されていらず、爆発によらずにこの経緯がわずか三〇秒にも満たない時間で進行したことになつて。離陸してすぐ墜落する事故機が、「合衆国における中間レベルの整備」から事故の直前まで、何の異常も発見されず、相当期間、正常に飛行していたとするところには重大な疑問が残る。

(3) 事故機がこのエンジンを搭載した後、飛行した時間と距離、アフターバーナの使用時間、事故までに行つたエンジンテストとその各時間を経過的に明らかにされたい。

(4) 事故機は厚木にほどこから飛行してきたか。ミッドウェイからか、または岩国からつ円滑な推進に努めてまいりたい。

か。事故機は厚木で、エンジンの載せ換え、または事故機もしくはエンジンの修理が整備を行つたのではないか。

六 サポートの装着不良の状態は、第三ライナーの同列のサポート全てが外れていたのか。またアフターバーナライナーは取り扱いにくく組み付けがむずかしい作業だけに装着不良は容易に気がつくし、組み付け後は目視検査で簡単に分かることはあるはずである。エンジンテストの段階でも音、振動、排気ガスの異常などで発見できたはずである。報告書はテクニカルマニアルの緊急措置を改正し「強力な白日光を使用する品質保証点検の追加」を行つた、としているが、通常ではあり得ない検査の見おとしがなぜおきたのか、この点についてどのような調査及び究明を行つたのか、明らかにされたい。

## 七 離陸からファイヤー・オーバーヒートライトの点灯にいたる進行を、報告書のような経過として結論づけ得るのか。

(1) 事故機は離陸直後、エンジンからの白い煙を目撃されているが、報告書の立場ではこの煙はダクトを焼損しつつあった金属を溶かしていた状態での煙と考えるのか。また後方より飛来してきた六一二号機のパイロットが合流の際、事故機からの異常な黒煙と炎をみているが、この時はすでに第六燃料セルの底面外壁部を焼損し、燃料が漏れて火災が発生していたと考へられるのか。

(2) このように進行したとする、離陸直後からライナー、ダクトを溶かし始め、エンジン室のシユラウド、第六燃料セルの底面外壁部など四層、五層の対熱性の高い金属を三千フィートに到達するまでのわずか十数秒前後

の間に溶かしたことになるが、これ可能と考えるのか、各金属の素材と対熱性、圧力に対する値など関係諸元を明らかにされることと、このことについて行つた実験及び実験値について明らかにされたい。あわせて、エン

ジンの出力の変化とダクトの中の圧力と圧力の方向、変化、ガスの温度について詳細に明らかにされたい。

(3) ライナーのフレックスから右側エンジンのファイヤー・オーバーヒートライトの点灯状態に至る事故の進行の状態を、各段階ごとの時間的経過をどう考えたのかを含め詳しく説明されたい。

報告書は排気ダクトの焼損からエンジン室シユラウドの焼損、第六燃料セルの底面外壁部の焼損という一連の進行を書いているが、この結論に至つた理由を述べていない。とくに残骸物件目録に見るかぎり、このような結論に至る充分な証拠物の回収はされていないのではないかと思われる。事故の進行についてどのような証拠をもつてこのような結論を得たのか明らかにされたい。

(4) 本事故における重大な疑問の一つは、ファイヤー・オーバーヒートライトの作動と、作動後のパイロットの処置である。

(1) 事故機が三千フィートに到達しアフターパーナを切つた直後に左のエンジンのファイヤー・オーバーヒートライトが点灯し、また六一二号機が右側に合流する際、異常な黒煙と炎を見ている。すなわち、事故機のファイヤー・オーバーヒートライトが点灯した直後はすでに、左エンジンは第六燃料セルの燃料が流れこんで火災をおこしていたと考えられるか。

(5) ダクトの焼損中またはエンジンベイへ排気ガスが流れこんだ状態でファイヤー・オーバーヒートライトが点灯しなかつたのはなぜか。

(6) 左のファイヤー・オーバーヒートライトの点灯後、何秒後に右のライトが点灯したのか。スロットルを絞つてから右旋回開始までの時間は。

(7) 左のファイヤー・オーバーヒートライトの点灯後、緊急事態の発生の連絡を無電していないのは重大であるがなぜか、また左エンジンのスロットルをアイドルに絞つてから右旋回を開始しているのは、報告書では「出発指示に従いながら」とあるが、パイロットは目的地(空母ミッドウェイ)に到達できると考えたからか。

(8) 離陸から墜落までの時間は二~三分間といふことであるが、ファイヤー・オーバーヒートライトの点灯は離陸後二十~三十秒の時点である。六一二号機による確認だけでなく、大和市役所屋上からの写真や目撃証言によつて告書がこれについて一言もふれていないのは

なぜか。  
事故機は離陸前に一度、警報装置のライトが作動したと言われているが、作動した警報装置は何を示す装置か、この原因は何か、またこのことについてはどんな調査を行い、どういう結論となつているのか。

(3) 事故機におけるファイヤー・オーバーヒートライトはどのような装置か、どういう状態でライトが点灯するのか、またエンジン室にはライムが燃えられた熱に感應するワイヤーの装着状態、反応温度、残骸物件リストには不明だが雑小片三カートン中の物件細目を含めどのような証拠品が回収されているか、またその状態について明白にされたい。

(4) 左のファイヤー・オーバーヒートライトが点灯した時はすでに、左エンジンは第六燃料セルの燃料が流れこんで火災をおこしていたと考へられるか。

(5) ダクトの焼損中またはエンジンベイへ排気ガスが流れこんだ状態でファイヤー・オーバーヒートライトが点灯しなかつたのはなぜか。

(6) 左のファイヤー・オーバーヒートライトの点灯後、何秒後に右のライトが点灯したのか。スロットルを絞つてから右旋回開始までの時間は。

(7) 左のファイヤー・オーバーヒートライトの点灯後、緊急事態の発生の連絡を無電していないのは重大であるがなぜか、また左エンジンのスロットルをアイドルに絞つてから右旋回を開始しているのは、報告書では「出発指示に従いながら」とあるが、パイロットは目的地(空母ミッドウェイ)に到達できると考えたからか。

(8) 離陸から墜落までの時間は二~三分間といふことであるが、ファイヤー・オーバーヒートライトの点灯は離陸後二十~三十秒の時点である。六一二号機による確認だけでなく、大和市役所屋上からの写真や目撃証言によつて告書がこれについて一言もふれていないのか、

も基地から一マイル程度の距離ですでに異常な黒煙と炎をふいており、左のファイヤー・オーバーヒートライトの点灯後、パイロットが直ちに緊急着陸等を考えなかつたのはなぜか、またこの時点で緊急事態の連絡をしていないのもあまりにも異常である。いわばまだ滑走路の延長とも言える、基地先端よりもマイル程度で発生した緊急事態に対し、三十分も飛行する目的地に向かつてコースを取つているわけだ、緊急着陸を選択しなかつたことは、単にこのパイロットの異常な性格を示しているだけではない。同機長のRF-4

Bでの飛行時間は六五〇時間はあまりにも短かいと考えるが、同時に本報告書では事故機での飛行経歴が不明である。飛行時間を含め詳細な報告をされたい。

(1) 結論を出すに至つた残骸の状況及び証拠物件の状態について、  
と乗員等の調査となつていて、  
非常に程度が悪い。とくに事故機は墜落と同時に衝突と爆発、大火災をおこしているが報告書には「墜落した航空機は、衝突と火災により破壊された」としている。爆発の有無について明らかにされたい。

(2) 事故原因とされるアフターバーナライナーの組み付け不良は、報告書にもあるとおり全く「まれなできごと」であり、どのような証拠物件とその状態によつて結論づけられたのか、さらに次の物件について回収された状態の詳細な報告を求める。第三ライナー、サポート、排気ダクト、エンジン室シユラウド、第六燃料セルの底面外壁部、第六燃料タ

(3) 証拠物件の回収時の状態が、事故原因を示しているのか、それとも地上衝突、爆発、火災等二次的なものによつておこされたものか、この判断をどのようにして行つたのか、

各重要な証拠物ごとに詳細な報告を求める。

報告書では「日本側技術専門委員は、各種資料並びに事故機機体、エンジン残骸の実地調査及び所要の実験により本件事故の原因……を確認した」とあるが、各種資料とは何か(資料名も含め)、所要の実験とはどのようない実験を行ったのか、また機体、エンジン残骸の実地調査とはどの程度の調査か、調査の専門的深さが充分保証され行われているのか、調査に付した物件目録、日数、調査方法について明らかにされたい。

冒頭でも指摘し、以上の質問でも明白なようない、技術的問題にしばつても、本件事故の原因と責任を、サポートの装着不良とい一点にしほつてることにはきわめて異常である。

かされて全面的な真相の公開を求めるとともに、事故分科委員会や米国内での技術的解明の段階、日本側技術専門委員等、各セクト、段階でどのような原因や責任の究明が課題となり、また究明が進められてきたかを明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十三年七月二十一日

内閣総理大臣 福田赳夫

参議院議長 安井謙殿

参議院議員山中郁子君提出横浜市内米軍航空機事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一から三までについて

承知していない。

四について

J 79 G E - 8 エンジンの全般的な技術情報を受けないので、IH I 17との間の改良点を述べることは困難である。

五について

(1) 中間レベルの整備とは、飛行部隊における整備と補給処における整備との間段階に当たる整備をいい、報告書で述べたとおり、アフターバーナーの取付けについていえば日本国

内では実施されていない。なお、報告書の「合衆国における中間レベルの整備」の内容等については、報告書に記載したもの以外は承

知していない。

(2) から(4)まで R F - 4 B 六一一号機は、岩国飛行場から飛来し、厚木海軍飛行場ではエンジンの換装又は修理を行っていない。その他

の事項については、承知していない。

六について 第三ライナーのサポート装着不良の状態は、後視二時方向位置の隣接する三列に生じていた

と認められた。報告書で述べたとおり、この装着不良は次のライナーの組み込み後では容易に

は分からず、また、このような装着不良は、エンジンテスト時の音・振動又は排気ガスの状態から判断できないと認められる。

七について (1) 離陸直後自撃されたという白煙状のものは、金属を溶かしていった状態での煙ではない

と考えられる。また、僚機がみた黒煙及び炎は、漏出燃料による機体内部の火災発生を示すものである。

(2) ごく短時間内での各金属板の焼損進行は可能である。この可能性を確認するため行つた

実験によると、アフターバーナダクト材及びエンジン室天井材は高温(アフターバーナ内部の温度に相当)で、かつ、ブラスト(アフターバーナ使用時の圧力相当の高圧気流)を

直撃させた状態では、ほぼ瞬時に溶損するこ

とが認められた。なお、当該エンジン部分の素材等については、現用の米軍機に係る事項であるので、答弁を差し控えたい。

(3) 左エンジンアフターバーナライナーのフ

レックス現象によつてアフターバーナダクト

が溶損し、ここから火炎がトーチ状に同エンジン室内に噴出してエンジン室上部の天井板及び第六燃料タンク室下面を順次溶損し、次いで同タンクから流出した燃料はエンジン室

に入り同エンジン室後部に火災が発生し、左エ

ンジンアフターバーナダクトの後視二時位置

のTサポートトラックは、はつきり原形をとどめている。

(4) 各種資料とは、残骸及び現場調査資料、米側技術調査資料、管制記録、第三者撮影の八ミリフィルム及び各種写真、関連する航空機技術マニュアル等である。

飛行場で残骸全般及びエンジン部分につき、同日、事故現場で現場状況につき、それぞれ示し、あるいはこれに沿うものであつた。

と推定された。得られた残骸が以上の経過を示し、右エンジン火災警報燈(ファイヤ・オーバーライト)が点燈するに至つた。

八について (1) 及び(2) アフターバーナダクト等の溶損位置及び事故発生の経過からみて、火災警報燈(ファイヤ・オーバーライト)の点燈は正常な作動であったと考えられる。なお、離陸前に警報装置のライトが作動したという事実はない。

(3) 答弁を差し控えたい。

(4) 点燈時、既に火災を起こしていたと考えられる。

(5) アフターバーナダクト等の焼損位置との関係上、火災警報燈(ファイヤ・オーバーライト)が点燈する条件を満たすに至つていなかつたためと考えられる。

(6) 秒単位の正確な時間は不明である。

(7) 及び(8) 操縦士の判断及び行動については、飛行経歴に関する事項については、報告書に記載したもの以外は承知していない。

九について (1) 破片の飛散状況からは爆発は推定されない。

(2) 第三ライナーのサポート装着不良の状態は、該当部分のアフターバーナダクトの

十について

事故分科委員会による本件事故の検討及び調査は、昨年十二月二日に同委員会に提出された

合衆国本国における技術調査の結果等の資料について、日本側技術専門委員による究明を経て、日米間で協議を重ね、その結果をまとめる

という手順をとつたものである。

調査を行つた。

十一について

米人操縦のセスナ機墜落事故に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和五十三年六月十六日

参議院議長 安井謙殿

山中 郁子

米人操縦のセスナ機墜落事故に関する質問主意書

五月二十七日、米人操縦のセスナ機が箱根山中に墜落した事故が起きた。この事故に関して質問

したい。

新聞報道によると、事故機は在韓駐留第八米

陸軍第五十五航空隊のフライイングレジャークラ

ブ所属のセスナ機となつてゐるが事実か。

二 同機は運輸省航空局に来日のフライトプラン

を通告してあつたか。

三 同セスナ機の乗員の人数及び氏名、所属(軍

人ならば所属部隊、階級)、死亡者氏名を明示

されたい。

四 新聞報道によると、同セスナ機乗員四人は「休暇を利用して山口県岩国、浜松、厚木のコ

スで遊覧飛行を計画、二十七日、同セスナ機で

来日した。同日午後六時十七分、浜松北基地で

給油を終え、厚木基地に向けて飛び立つた」

とされている。

在韓米軍の要員で米軍機ではないレジャーク

ラブの民間機を使い、しかもも遊覧飛行目的で來

日する場合は、正規の入管手続がとられなけれ

ば違法入国ではないのかどうか。

在日米軍としての区別を受けて、また在日米

軍要員でもない者が、前記の岩国基地を利用

(離着陸や給油など)することは地位協定違反で

はないか。また本件で、政府は米政府にどのよ

うな処置をとつたのか。

五 事故機は、有視界飛行で米軍岩国基地から航

空自衛隊浜松基地へ飛び、そこで給油を受けることをあらかじめ計画していたようだ。報道されていていたが事実はどうであつたのか。報道のよう

な内容であつた場合は、航空自衛隊基地は、在

日米軍機でもなく、また在日米軍の要員でもな

い、法的には私人にすぎない米人に、基地施設の利用を許したことになり、それは防衛省設置法並びに自衛隊法違反ではないか。見解を明らかにされたい。

防衛庁の説明によると緊急着陸措置であり法的には問題がなく当然である、としているが緊急着陸などのための米軍人による自衛隊基地利用はどの程度あるか。最近五年間の回数を明らかにされたい。

かにされたい。

なお今回のセスナ機に関して浜松北基地で給

油した航空燃料の量及び代金はいくらか。防衛

庁の説明によるとこの給油燃料は返される約束

になつてゐる、としているが誰が返すのか氏名

を明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十三年七月十一日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員山中郁子君提出米人操縦のセス

ナ機墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

御説明のセスナ機は、在韓米陸軍第八軍のフ

ライングクラブ所属であると聞いている。

二について

大韓民国のソウル・イースト飛行場から米軍

岩国飛行場へ飛行する旨の飛行計画の通報があ

つた。

参議院議員山中郁子君提出米人操縦のセス

ナ機墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

御説明のセスナ機は、在韓米陸軍第八軍のフ

ライングクラブ所属であると聞いている。

二について

大韓民国のソウル・イースト飛行場から米軍

岩国飛行場へ飛行する旨の飛行計画の通報があ

つた。

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員山中郁子君提出米人操縦のセス

ナ機墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

御質問のセスナ機のとう乗者の人数は四名

である。

亡

ステファン・J・ヘッド(第八軍軍属) 死

ジエラルド・J・マクドナルド(第八軍軍属)

ジエラルド・W・エルロッド(第八軍軍属)

ニール・J・ガウス(第八軍軍属)

三について

御質問のセスナ機のとう乗者の人数は四名

である。

亡

ステファン・J・ヘッド(第八軍軍属) 死

ジエラルド・J・マクドナルド(第八軍軍属)

ジエラルド・W・エルロッド(第八軍軍属)

四について

が、現在、その確実な返還を受けられるよう交渉が進んでいるところである。

日、岩国飛行場米軍當局から、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」という。)に基づき我が国の上陸手続を免除される者に該当しないものである旨の通告があつたので、同機が米軍岩国飛行場に到着後、所定の上陸手続を行い、本邦上陸を許可した。

上陸手続を行わなかつた二名については、その後の調査の結果、岩国飛行場米軍當局が誤つて地位協定に基づき上陸手続を免除される者にて、米軍當局に対し、米側が所定の上陸手続を付する。

参議院議員山中郁子君提出米人操縦のセスナ機墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

御説明のセスナ機は、在韓米陸軍第八軍のフ

ライングクラブ所属であると聞いている。

二について

大韓民国のソウル・イースト飛行場から米軍

岩国飛行場へ飛行する旨の飛行計画の通報があ

つた。

参議院議員山中郁子君提出米人操縦のセス

ナ機墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

御説明のセスナ機は、在韓米陸軍第八軍のフ

ライングクラブ所属であると聞いている。

二について

大韓民国のソウル・イースト飛行場から米軍

岩国飛行場へ飛行する旨の飛行計画の通報があ

つた。

〔第二十四号参照〕

審査報告書

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

参議院議長 安井 謙殿

外務委員長 安孫子藤吉

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とイラクとの間に定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手續及び条件を規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めたものである。この協定を締結することは、我が国とイラクとの間の友好関係及び人的・物的交流の一層の促進役立つものと期待されるので、妥当な措置と認められた。

二、費用

逃亡犯人引渡法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

参議院議長 安井 謙殿

法務委員長 中尾 辰義

**要領書**

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結に伴い、犯罪人の引渡しに関する国内手続について所要の整備を行うとともに、犯罪人の引渡しに関する国際的協力を一層推進するため、我が国に対し引渡し条約に基づかないで犯罪人を仮に拘禁することの請求があつた場合の手続等に関する規定を新設するものであつて、妥当な措置と認めると。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一、政府は、米国以外の国とも犯罪人引渡しに関する条約を締結するよう努力すべきである。

一、政府は、いわゆる地位協定により米軍が第一次裁判権を有する事件の処理結果等について、米軍より遅滞なく通報を受けるよう努力すべきである。

一、政府は、政治亡命者及び難民の保護について、さらに検討し、適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

**審査報告書**

農業者年金法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

農林水産委員長 鈴木 省吾

参議院議長 安井 謙殿

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

本法律案は、最近の社会経済情勢の変化、国民年金等の関連諸制度における制度改善の動向にかんがみ、農業者年金における年金給付の額の自動改定措置の昭和五十三年度における実施時期を繰り上げるとともに、時効が完成している保険料について納付の特例措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十三年度一般会計予算に計上されている農業者年金等実施費約三百八十四億円のうちから支出される。

附帯決議

農業経営の近代化及び食糧自給力の向上に果す役割的重要性にかんがみ、国庫助成の引上げ、保険料負担の軽減に努める等政策年金としての本制度の一層の整備充実を図り、本制度への加入促進対策を更に強化するとともに、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、農業者老齢年金については、年金給付開始までに、速やかに、給付額の引上げに努め、農業者の老後生活の安定を期すること。

二、本制度の年金給付の額の自動改定の時期については、今後ともその繰上げに努めること。

三、農業経営に占める主婦の地位の重要性、農業の家族経営の一体性及び保険料の掛捨て防止等の観点から、遺族年金制度を創設すること及び農業に専従的に従事する主婦等に対し年金加入への途を開くことについて検討すること。

四、農業後継者の地位の重要性にかんがみ、保険料軽減の対象たる特定後継者について、その要件の緩和に努めること。

五、業務委託費の増額等本年金の末端における業務体制の整備充実に努めること。

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

農林水産委員長 鈴木 省吾

参議院議長 安井 謙殿

**審査報告書**

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

農林水産委員長 塚田十一郎

参議院議長 安井 謙殿

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

本法律案は、行政機関の簡素合理化を図るために、函館行政監察局、旭川行政監察局及び钏路行政監察局を廃止するとともに、北海道管区行

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政相談部を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和五十三年度一般会計予算に約三百五十万円が計上されている。

昭和五十三年六月六日

農林水産委員長 鈴木 省吾

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に關し承認を求めるの件

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における金融情勢に対応し、農林漁業金融公庫等の貸付金のうち、その貸付けの利率が法律で固定されている資金の一部について、当分の間、その利率を当該法律で定める利率の範囲内で政令で定めることとした。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

内閣委員長 塚田十一郎

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書

本件は、国民の行政に関する苦情の申出について必要なあつせんを行う等のため、函館市、旭川市及び钏路市にそれぞれ北海道管区行政監察局の分室を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、委員会の決定の理由

本件は、国民の行政に関する苦情の申出について必要なあつせんを行う等のため、函館市、旭川市及び钏路市にそれぞれ北海道管区行政監察局の分室を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和五十三年六月六日

内閣委員長 塚田十一郎

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

内閣委員長 塚田十一郎

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

内閣委員長 塚田十一郎

参議院議長 安井 謙殿

昭和五十三年六月六日

及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、水産行政の強力な推進を図るために農林省の省名の農林水産省への変更及び水産庁の内部部局、附屬機関等の組織の再編整備を行おうとともに、食糧庁及び林野庁の内部部局及び地方支分部局の組織の整備、試験研究機関の一部の計画的な筑波研究学園都市への移転等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法律施行に要する経費は、約二十億九千万円であつて、昭和五十三年度予算に計上されてゐる。

## 附帯決議

政府は、農林水産行政の重要性にかんがみ、次の事項について配慮すべきである。

一、農林水産省への省名変更及び水産行政機構の整備強化に伴い、二百海里時代に対応した施策を更に強力に推進するため、水産行政の充実強化を図ること。  
二、食品全般の価格、流通対策の充実に努めるとともに食糧の総合的な自給力を向上を図ること。  
三、森林・林業をめぐる厳しい請情勢にかんがみ、森林・林業の当面及び長期の安定振興対策を講ずるとともに国有林野事業の經營については、公益的機能を重視し、活力ある国有林づくりを基本とすること。  
四、當林署等の再編整備を図る場合には、地域住民の十分な理解と納得をうるよう努めること。右決議する。

## 審査報告書

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

右決議する。  
審査報告書

大蔵委員長 嶋崎 均  
参議院議長 安井 謙殿  
要領書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

通信委員長 栗原 俊夫  
参議院議長 安井 謙殿  
要領書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における高等学校、大学等への進学のために必要な資金の負担の実情にかんがみ、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において進学資金の小口貸付の業務を行なうことができるようにするため、進学資金貸付業務の追加、郵政省に対する業務の委託等所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、新たに国民金融公庫等から進学資金の小口貸付けを受けることを目的とする進学積立郵便貯金を設けるとともに、現行の預金者貸付制度における貸付限度額を三十万円から五十万円に引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、委員会の決定の理由

本法施行に伴い特に費用を要しないが、貸付資金として、昭和五十三年度において、国民金融公庫二百億円、沖縄振興開発金融公庫二億円が予定されている。

## 附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、母子家庭等の家計の実情にかんがみ、進学資金貸付制度の改善について、今後とも実態に即するよう検討すること。

一、郵便貯金の本旨にかんがみ、零細な預金者に対する保護施策について基本的な検討に努めること。

一、郵便貯金進学ローンの運用に当たつては、制度創設の趣旨にかんがみ、預入利率及び貸付条件について特段の考慮をはらうよう努めること。

一、預金者貸付けの限度額をさらに引き上げるよいて十分配意すること。

一、貸付金の償還に関し、やむをえない事情により返済が困難となつた場合の対応策について検討すること。

右決議する。

審査報告書  
郵便貯金法の一部を改正する法律案

10

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

社会労働委員長 和田 静夫  
参議院議長 安井 謙殿  
要領書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月六日

参議院議長 安井 謙殿  
要領書



三、土淵川の放水路は早急に完成すること。

四、洪水を調節し、安定した水供給を確保すること。

め治水ダムの建設をすること。

との四項目からなるものであるが、二については

なお検討を要するので、この部分を除き、おおむね妥当と認められる。

内閣においては、今後検討の上その実現に努力されたい。

昭和 年 月 日

参議院議長 安井 謙

内閣総理大臣 福田 起夫殿

審査報告書(社会労働委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第七号、第八号、第九号、第一〇号、第一一

号、第一六号、第一八号、第二〇号、第二一

号、第四八号、第四九号、第五〇号、第六二

号、第一〇八号、第一〇九号、第一一〇号、

第一一六号、第一二三号、第一三八号、第一

三九号、第一四六号、第一四七号、第一四八

号、第一五五号、第一七〇号、第一七七号、

第一〇八号、第一二〇九号、第一二一〇号、第二

一号、第一二二号、第一二三七号、第一三三

号、第一三六号、第一四五号、第二五二号、第二

五三号、第一六九号、第二七〇号、第一一

八五号、第一二六号、第一三三三号、第一三七

号、第三八〇号、第四二八号、第六三三号、第一

六二四号、第六七六号、第六八三号、第一

〇九四号、第一一二五号、第一五三三号、第一

一七五三号、第一八五一号、第二〇〇一号、

第一二七一号、第二三三〇号、第二四二一

号、第二五三九号、第二五四〇号、第二六八

七号、第三〇五四号、第三一五九号、第四〇

七四号、第四九八二号 保育事業振興に関する請願

第一二号、第五三号、第一一一号、第一三三

号、第二一七二号、第二一七三号 国民健康

### 保険制度改正に関する請願

第一九号、第二六号、第二〇七号 国の保育

予算の大幅増額等に関する請願

第二三号、第二三号、第二四号、第五一七

号、第六六九号、第七〇六号、第一〇九三

号、第一一九二号、第一二五七号、第一五五

号、第一一五八号、第五九九二号 障害者・児の生活の保障等に関する請願

第三一号、第一五四号、第一九五九号、第一

九九四号、第二〇一〇号、第三二〇〇号、第一

二二〇一号、第三二〇二号、第二二八九号、第一

九三四五号、第一三四六号、第二一四二七

号、第二四二八号、第二四三七号、第二四五

七号、第二四六二号、第二五二一号、第二五

二三号、第二五三三号、第二五四三号、第二

五五一号、第二六一三号、第二六四八号、第一

二六七〇号、第二六八八号、第二七〇四号、第一

二七一六号、第二七四二号、第二八一〇

号、第二七八四号、第二九九七号、第三〇四

号、第二三五七八号、第四二八五号、第五五

五号、第六二三二号 生協規制反対等に関する請願

第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第一

五六号、第四一号、第四二号、第四三号、第一

一六〇号、第一六二号、第一六二号、第一

六三号、第一六四号、第一七三号、第一七八

号、第一八一号、第一八二号、第一九六号、第一

一九七号、第一九八号、第三三七号、第二四二

号、第一〇九七号、第二六五五号、第二三六六

号、第二三六七号、第二三七九号、第二三八〇

号、第二三八一号、第二三八二号、第二三八三

号、第二三八四号、第二三〇四号、第二三三

号、第二〇九七号、第二三六五号、第二三六六

号、第二三六七号、第二三七九号、第二三八一

号、第二三五五号、第二三三三号、第二三三

号、第二三五五号、第二三三三号、第二三三

号、第二三五五号、第二三三三号、第二三三

号、第二三五五号、第二三三三号、第二三三

号、第二三五五号、第二三三三号、第二三三

二三二九号、第二四二九号、第二四三八号、第一

四四七号、第二四四八号、第二四六八

号、第二四七一号、第二四七七号、第二五八

号、第二六二一号、第二六二二号、第二六

二三号、第二六四九号、第二六五〇号、第二

六八九号、第二七一七号、第二七三八号、第二

二七八五号、第二七六六号、第二七六七号、第二

二七七五号、第二七八二号、第二八一七二

号、第二九二七号、第二九五一号、第二九八

〇号、第三〇八〇号、第三一三七号、第三一

九三号、第三八六二号、第四〇九三号、第四

一〇一号、第四一五二号、第四二〇八号、第四

四三七四号、第四四二三号、第四四四四号、第四

四四九七号、第四七〇二号、第五一四七

号、第五七三三号、第五九九三号、第七〇二

一号 社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算

の大幅増額等に関する請願

第三二九号、第二四二九号、第二四三八号、第一

一八九一号、第一八九二号、第一八九三号、第一

九三二号、第一九三三号、第一九四二号、第一

九四二号、第一八九五号、第一八九六

号、第一八九四号、第一八九七号、第一八九八号、第一

九一五号、第一九〇〇号、第一九〇一号、第一九

九二五号、第一九二六号、第一九二七号、第一九

九二八号、第一九二九号、第一九三〇号、第一九

九三一号、第一九三二号、第一九三三号、第一九

九三四号、第一九三五号、第一九三六号、第一九

九三七号、第一九三八号、第一九三九号、第一九

九三八号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

九三九号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

九三一〇号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

九三一〇号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

九三一〇号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

九三一〇号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

九三一〇号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

九三一〇号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

九三一〇号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

九三一〇号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

八五三号、第一八五四号、第一八七四号、第一

八九一号、第一八九二号、第一八九三号、第一

九三二号、第一九三三号、第一九四二号、第一

九四二号、第一八九五号、第一八九六

号、第一八九四号、第一八九七号、第一八九八号、第一

九一五号、第一九〇〇号、第一九〇一号、第一九

九二五号、第一九二六号、第一九二七号、第一九

九二八号、第一九二九号、第一九三〇号、第一九

九三一号、第一九三二号、第一九三三号、第一九

九三四号、第一九三五号、第一九三六号、第一九

九三七号、第一九三八号、第一九三九号、第一九

九三一〇号、第一九三九号、第一九三一〇号、第一九

二二二



昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その一) 審査報告書(第二十六号参照)

第六一七一号、第六二〇四号、第六二六五号、第六一六六号、第六二六七号、第六三七〇号、第六四〇一号、第六六五五号、第六七四二号、労働者災害補償保険法によるせき髑損傷者の補償充実に関する請願  
第五〇九九号、第五一九八号、第五五四〇号、第五六七一五号、第五六五一号、第五六九四号、第五六五〇号、第五六五一一号、第五六九五九号、第五八六〇号、第五八六一号、第五八六二号、第五八六三号、第五九七一号、第六〇五〇号、第六〇八八号、第六〇八九号、第六一六〇号、第六一七二号、第六一二〇五号、第六二六八号、第六二六九号、第六三七一号、第六四〇二号、第六六五六号、第六七四三号、せき髑損傷者の福祉改善に関する請願  
第五一大四号 看護家政婦(付添婦)の災害補償に関する請願  
第五一六五号 労働災害者の傷病(公傷)の再発認定に関する請願  
第五一大六号 せき髑損傷者の傷病補償年金給付の改善に関する請願  
第五一二四号、第五二三三号、第五一二四一号、第五三三五号、第五六一二号、第五七〇五号、第六〇五一号、第六一四〇号 口唇破裂・口蓋裂児の歯列矯正に対し健康保険の適用等に関する請願  
第五二五六号、第五五四八号、第六一四七号、第六一七九号 医療ソーシャルワーカーの資格の制度化等に関する請願  
第五四五三号 病院内保育所に対する助成の強化に関する請願  
第五四五四号 病院内保育事業助成の適正化に関する請願

第五五五四号、第五五七一号、第五五七四号、第五五七七号、第五六二三号、第五六一四号、第五六三〇号、第五六五三号、第五六五三号、第五九一四号、第六〇五二号、第六〇九三号、医療と福祉の充実に関する請願、第五八一三号、第五八一四号、第五八一五号、第五八一六号、第五八一七号、第五八一八号、第五八一九号、第五八二〇号、第五八二一号、第五八二三号、第五八二三号、第五八二四号、第五八二五号、第五八二六号、第五八二七号、第五八二八号、第五八二九号、第五八三〇号、第五八三一号、第五八三二号、第五八三三号、第五八三四号、第五八三五号、第五八三六号、第五八三七号、第五八三八号、第五八三九号、第五八四〇号、第五八四一号、第五八四二号、第五八四三号、第五八八一号、第五八八二号、第五八九一号、第六一一六号、第六九一一号、第六九一二号、第六九一四号、第六九一五号、第六九一六号、第六九一五号、第六九一七号、第六九一八号、第七〇四四号、第七〇四六号、第七〇七八号、公衆浴場の施設確保等に関する請願

第六一五二号、第七〇三六号、国立医療機関の医療内容充実に関する請願

第六八六八号、重度身体障害者に対する電動車椅子

第七一〇一号、国の保育行財政の改善に関する請願

昭和五十三年六月十五日

第三六三三号、第三六四三号、第三六四九号、第三六五〇号、第三六九八号、第三七四〇号、第三七四一号、第三七四二号、第三七四号、第三八二六号、第三八七八号、第三八九号、第三八八〇号、第三八九五号、第三九三〇号、第三九三一号、第三九三八号、第三九六八号、第三九七〇号、第三九七一号、第三九八五号、第四〇二四号、第四〇二六号、第四〇八七号、第四一二〇号、第四一二七号、第四一六一号、第四一九五号、第四二五五号、第四二五六号、第四二六二号、第四三一五号、第四三二一号、第四三三四号、第四三六一号、第四三六五号、第四三六六号、第四四〇九号、第四四五八号、第五二七八号、第五三九二号、第五四五二号、第五六一五号、第五八七九号、第五九〇一号、第六一二〇号、第六三四六号 私学に対する大幅国庫補助に関する請願

第三〇号、第一四三号、第二〇〇六号 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与存続に関する請願

第六一号、第一二六号、第二四七号、第二六号、第三三四号、第三四〇号、第二八〇五号 私学の學費値上げ抑制等に関する請願

第六七号、第一二三号、第一五〇号、第一八〇号、第一九〇号、第一九一号、第一九二号、第二〇五号、第二三三号、第二三三号、第二三四号、第二三五号、第二三六号、第二二八号、第二三九号、第二三〇号、第二四二号、第二三三号、第二七三号、第二八〇号、第三〇九号、第三一七号、第三三一号、第三四八号、第三七五号、第三九〇号、第四一四号、第四二二号、第四六一号、第四六二号、第四九五号、第四九六号、第四九七号、第五〇四号、第五三〇号、第五三一号、第五三二号、第五四八号、第五五一号、第五八五号、第六一五号、第六三三号、第七〇五号、第七二五号、第一〇八六号、第一一〇八七号、第一

一二一、第一二六号、第一二六三号、第一二一一号、第二二二二号、第一二三三号、第一二四四号、第一二五一号、第一二五二号、第一二八四号、第一二九五号、第一二九六号、第一三三四号、第一三四二号、第一三九三号、第一三九四号、第一四六七号、第一四九六号、第一四九七号、第一四九八号、第一四九九号、第一五六〇号、第一五六一、第一五八七号、第一五八八号、第一五八九号、第一六〇八号、第一六二一号、第一六三九号、第一六四〇号、第一六四一号、第一六四二号、第一六八九号、第一六九九号、第一七二九号、第一七三〇号、第一七七三号、第一八〇九号、第一八三五号、第一八六三号、第一八七六号、第一八八八号、第一九〇九号、第一九三五号、第一九三六号、第二六六号、第二二四号、第二三二五号、第二三三六号、第二三三五号、第二三三九号、第二三三九二号、第二三三九三号、第二三三九四号、第二二十四一〇号、第二四一一号、第二四五五号、第二四六五号、第二四六六号、第二四七七号、第二三七四号、第二三一五号、第二三三九一号、第二三三九二号、第二三三九三号、第二三三九四号、第二二五五七号、第二二五六八号、第二二五七〇号、第二二五八二号、第二三五八三号、第二二六〇一、第二四九二号、第二二六三三号、第二二六四六号、第二二六八一、第二二五五七号、第二二七一〇号、第二二七二三号、第二二七四四号、第二二七九三号、第二二八〇九号、第二二八二七号、第二二八三八号、第二二八四九号、第二二八四三号、第二二八五二号、第二二八七六号、第二二八七七号、第二二八九四号、第二二九五三号、第二二九八三号、第二二九八六号、第二三〇一八号、第二三〇三三号、第二三〇三三号、第二三〇八号、第二三三三一号、第二三三三三号、第二三三三七号、第二三三八五号、第二三三五六号、第二三三七四号、第二三三八五号、

号、第三三九六号、第三三九七号、第三三四一  
号、第三四一九号、第三四二〇号、第三四三  
号、第三四五五号、第三五六五号、第三五六七号、  
第三五三五号、第三五五五号、第三五六九号、第三四  
八号、第三四六六号、第三四六九号、第三四  
八九号、第三五〇一号、第三五一三号、第三  
五一四号、第三五三三号、第三五三四号、第  
三五三五号、第三五五五号、第三五六七号、  
第三五七三号、第三五九二号、第三五九三  
号、第三五九四号、第三六〇九号、第三六一  
〇号、第三六三四号、第三六三五号、第三六  
四二号、第三六四七号、第三六四八号、第三  
六七七号、第三六七八号、第三六九三号、第  
三六九九号、第三七〇〇号、第三七四五号、  
第三七四六号、第三七四七号、第三七七七  
号、第三七七八号、第三八〇七号、第三八〇  
八号、第三八二九号、第三八三〇号、第三八  
三一号、第三八七〇号、第三八七一号、第三  
八八二号、第三八九八号、第三八九九号、第  
三九〇〇号、第三九五四号、第三九六九号、  
第三九七三号、第三九八八号、第四〇一一  
号、第四〇二七号、第四〇八八号、第四一四  
六号、第四一九六号、第四一九七号、第四二  
六五号、第四二九五号、第四三六九号、第四  
三七〇号、第四三七二号、第四三七二号、第  
四三八三号、第四三八四号、第四三八五号、  
第四三九四号、第四三九七号、第四四〇〇  
号、第四四〇五号、第四四〇六号、第四四〇  
七号、第四四〇八号、第四四一〇号、第四四  
一一号、第四四一二号、第四四一三号、第四  
四一四号、第四四三一号、第四四三六号、第  
四四三七号、第四四三八号、第四四四九号、  
第四四六一号、第四四六二号、第四四六三  
号、第四四六四号、第四四六五号、第四四六  
六号、第四四七八号、第四四七九号、第四四  
九八号、第四四九九号、第四五〇〇号、第四  
五〇一号、第四五二五号、第四五二六号、第  
四五五三号、第四五六五号、第四五六六号、  
第四五七一号、第四五九〇号、第四五九一  
号、第四五九二号、第四六〇一号、第四六一





ては、特に費用を計上していない。

附帯決議  
政府は、次の諸点について格段の配慮をなすべきである。

一 登記制度の適正な運用を期するため、  
(1) 登記事務に従事する職員の増員並びに登記所の施設及び環境の改善整備

(2) 不動産登記法第十七条の地図及び建物所在図の整備並びに不動産表示登記事務の処理体制の充実強化

(3) 不鮮明な登記簿等抄本の解消など乙号事務処理の適正迅速化を図ること。

二 司法書士の品位の向上、業務の改善及び社会的地位の向上を図るため司法書士会の指導力を強化するなど適切な措置の実施に努めること。

三 司法書士試験制度の運用に当たつては、司法書士に対する社会的需要に応ずるよう適切な配慮をするとともに、各地方において国民の司法書士制度の利用を容易にするため、司法書士の配置に配慮すること。

四 司法書士の報酬制度について、実情に即した改善を図ること。

五 司法書士の登録制度の実施に当たつては、司法書士会の協力により、円滑な運用を図ること。

六 コンピューターシステムを登記事務に採用する問題については、日本司法書士会連合会など

関係団体の意見を尊重しつつ、慎重に検討し、登記制度の適正な運用に遺憾のないようにする

こと。

七 土地家屋調査士法についても、関係方面の意見を尊重し、司法書士法の改正と同趣旨の改正案を速やかに国会に提案すること。

右決議する。

#### 審査報告書

農産種苗法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月十六日

農林水産委員長 鈴木 省吾

参議院議長 安井 謙殿

#### 要領書

一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

二、附帯決議  
政府は、農林水産業の基礎的な資材である種苗の適正かつ円滑な生産流通を図り、優良な種苗の供給を確保するため、本制度の実施等にあたっては、農政諸施策との関連を考慮しつつ、育種の振興と種苗の品質向上が期せられるよう、実効ある措置を講ずることとし、次の事項の実現に努めるべきである。

三、品種登録制度の長期化に伴い、登録品種の特性の保持の検証に必要な登録品種の種苗等の提出及び調査、品種登録の取消し制度の適正な運用を図ること。

四、品種登録有効期間の長期化に伴い、登録品種の特性の保持の検証に必要な登録品種の種苗等の提出及び調査、品種登録の取消し制度の適正な運用を図ること。

五、国等が行う公共育種について、農作物等の種類の実態を踏まえ、品種改良に関する試験研究体制の整備充実、予算の確保を図り、さらには、新品種育成者に対し報奨等による優遇措置を講ずること。

六、本制度が民間育種の振興に寄与する役割の重要性を十分に評価し、個人の育種を助長するよう配慮するとともに、職務育成品種の出願、登録については、従業者等の地位が不恰に侵害されないための指導に努めること。

七、無性繁殖等の新品種について、品種登録者の許諾が行われずに増殖譲渡されることがないよう、品種登録の効果の適正な確保・運用に努めること。

八、出願品種の審査については、合理的な審査基準の設定を行い、実情に即応し、正当にして迅

置を講じようとするもので、衆議院において、積極的に講ずること。

三、育種の振興等に資する観点から、新品種の保護については、品種登録の要件、品種登録の効力等制度内容に即し、適切かつ公正な運用を図るとともに、育成者の保護の強化に伴い、許諾料及び種苗費が不恰に値上がりすることがないよう指導すること。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における種苗の生産流通事務の変化及び植物の品種の保護に関する国際的情の変化を図ることとし、次に事項の実現に努めべきである。

二、農業生産等の多様化に対応し、種苗の円滑な国際交流を進めるため、すみやかに国内の体制を確立し、植物新品种保護条約への加盟実現に努力すること。

三、農業等の生産増強のためには品種の優秀性が重要であることにかんがみ、制度改正後の運用においてもその趣旨を徹底せしめるとともに、

品種の特性等に着目して、必要に応じ優秀な新

速な審査・登録の実施がなされるよう、早急な業務執行体制の整備、予算措置を講ずること。

また、農業資材審議会の適正な運営を確保するため、その委員構成等について十分配慮すること。

九、種苗の流通の適正化を図るため、指定種苗の表示の励行及び種苗検査の厳正な実施、並びに種苗業者等が遵守すべき基準の適用及び勧告・公表の適正な運営を確保すること。

また、優良な種苗の生産を図るため、原種及び採種事業の育成整備に努めること。

右決議する。

## 審査報告書

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月十六日

商工委員長 楠 正俊

參議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石油備蓄対策の重要性にかんがみ、石油開発公團を石油公團とし、同公團が自

ら石油の備蓄を行うこととする等同公團の備蓄

関連業務の拡充強化を図るほか、石炭及び石油対策特別会計の石油勘定の経理の対象として同域における公用の施設の整備に係る補助等を追加し、更に、これらの措置の実施等のため必要な財源につき一般会計から同勘定への繰入れの措置等を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十三年度石炭及び石油対策特別会計石油勘定に石油備蓄増強対策に必要な経費等八百三十億二千九百八十六万六千円が計上されている。

四、液化石油ガス事故による第三者の被害を救済するため、液化石油ガス業者賠償責任保険における見舞金制度の充実、救済資金のプール制の導入、保険制度の創設等について検討し、その具体化に努めること。

右決議する。

## 審査報告書

液化石油ガスの流通及び消費形態の実情に対応した保安対策の充実を図るため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、一般家庭の液化石油ガス消費に伴う災害の絶滅を期するため、法第十五条に基づき必要事項を消費者に周知させるに当たつては、液化石油ガス販売事業者が消費者との十分な対話をうながすとともに、広報活動、学校教育等を通じて国

ること。

二、液化石油ガスの既存設備の調査点検を徹底することにより、設備の改善等を促進するとともに、液化石油ガス設備の設置段階において重要な役割を果すべき液化石油ガス設備士制度の円滑な施工と液化石油ガス設備士の育成、充足及び事故を未然に防止し得るような安全な液化石油ガス器具等の研究開発の推進、ガス漏れ警報器の設置促進等に努めること。

三、液化石油ガス事故による第三者の被害を救済するため、液化石油ガス業者賠償責任保険における見舞金制度の充実、救済資金のプール制の導入、保険制度の創設等について検討し、その具体化に努めること。

右決議する。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近の液化石油ガスの消費実態に対応した保安対策の充実を図るため、販売事業者の液化石油ガス設備に関する維持管理責任の明確化と消費者に対する保安周知等の徹底、設備工事に関する資格制度の新設、並びに液化石油ガス器具等に対する規制範囲の拡大等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、石油の安定供給を確保するため、石油資源の探鉱開発体制及び諸制度の整備拡充を図り、自主開発原油の国内引取り体制の整備、重質原油の分解設備の設置推進について努力するとともに、とくに石油公團の技術開発力の強化及び情報収集機能の拡充強化についても配慮すること。

二、石油公團の直接備蓄及び共同備蓄の実施に当たつては、環境に与える影響について事前の調査を行うなどにより地元関係者の十分な理解と協力を得るよう努めるとともに、安全防災対策の充実を図るため、関係省庁の連絡調整の緊密

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近の液化石油ガスの消費実態に対応した保安対策の充実を図るため、販売事業者の液化石油ガス設備に関する維持管理責任の明確化と消費者に対する保安周知等の徹底、設備工事に関する資格制度の新設、並びに液化石油ガス器具等に対する規制範囲の拡大等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、石油の安定供給を確保するため、石油資源の探鉱開発体制及び諸制度の整備拡充を図り、自主開発原油の国内引取り体制の整備、重質原油の分解設備の設置推進について努力するとともに、とくに石油公團の技術開発力の強化及び情報収集機能の拡充強化についても配慮すること。

二、石油公團の直接備蓄及び共同備蓄の実施に当たつては、環境に与える影響について事前の調査を行うなどにより地元関係者の十分な理解と協力を得るよう努めるとともに、安全防災対策の充実を図るため、関係省庁の連絡調整の緊密



芸・演劇・音楽・舞踊) 入場税撤廃に関する請願  
第四八三二号 医師優遇税制改廃に関する請  
願

昭和五十三年六月十六日  
參議院議長 安井 謙殿  
大蔵委員長 鳩崎 均  
審査報告書(法務委員会第一号)  
議院の会議に付するを要するもの  
一、内閣に送付するを要するもの  
第五九五号 民法第十一條の改正に関する請  
願  
第二二四四号、第二二九三号、第二二二一七  
号、第二三一八号、第二三二五〇号、第二三二六  
三号、第二三七一号、第二三九七号、第二三  
九八号、第二三一七号、第二三七六号、第二  
三七七号、第二三七八号、第二三七九号、第  
二三八〇号、第二四三四号、第二四三五号、  
第二四三六号、第二四四五号、第二四六七  
号、第二四九九号、第二五〇〇号、第二五三  
六号、第二五三七号、第二五三八号、第二五  
五九号、第二五九九号、第二六〇八号、第二  
六一六号、第二六三六号、第二六六四号、第  
二六八六号、第二七二二号、第二七二八号、  
第二七四六号、第二八一五号、第二八三九  
号、第二八四九号、第二八六一号、第二八九  
一号、第二九〇二号、第二九八八号、第二九  
九九号、第三〇四五号、第三〇七五号、第三  
三六三号、第三六〇五号、第三九二三号、第  
四一〇五号、第四二八四号、第五五六四号、  
第六二三八号、第六三五八号 法務局、更生

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十三年六月十六日

法務委員長 中尾 辰義

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書(商工委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二二九号 構造的不況及び円高対策に関する請願

第四八八一号、第四九二五号 中小企業の不況対策に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十三年六月十六日

参議院議長 安井 謙殿

商工委員長 楠 正俊

審査報告書(農林水産委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第四七号 農畜産物の輸入抑制等に関する請願

第一〇五号 水田利用再編対策に関する請願

第三二八号 米の生産調整に関する請願

第二五七号 農畜産物の貿易自由化阻止等に関する請願

第二五八号	米国材等外材の適正輸入に関する請願
第一八〇五号	第二〇三一号、第二〇六八号、第二一四八号 不良造林地の改善に関する請願
第一八〇六号	第一一〇三一号、第二〇六九号 国有林労働者の振動病予防に関する請願
第二一二八号	米の生産調整に関する請願
第三三五〇号	太平洋沿岸における日本漁船の安全操業に関する請願
第三四五四号	農畜産物輸入調整等に関する請願
第四一四一号	畑地に係る土地改良事業に対する国庫補助率の引上げに関する請願
第四五三三号	米の需給均衡対策に関する請願
官 願	第四八八九号、第四九三七号 農業経営発展の基本施策確立に関する請願
第四八九〇号	第四九三八号 水田利用の再編対策に関する請願
第四八九三号	第四九三三号 木材の需給及び価格安定に関する請願
第四八九四号	第四九三九号 林道舗装事業の促進に関する請願
第五二七七号	林業の早期振興に関する請願
第五四八七号	第五七六三号、第五八七八号

三号	鶏卵の生産調整強化及び養鶏の經營安定に関する請願
第六八一八号	第六九五一号 国有林の不成績造林地の改善に関する請願
第六八二〇号	第六九五三号 国有林の崩壊箇所の復旧に関する請願
昭和五十三年六月十六日	右のとおり審査決定した。よつて報告する。
農林水産委員長 鈴木 省吾	審査報告書
参議院議長 安井 謙殿	農林水産委員長 鈴木 省吾
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会閣法第四号)	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(継続案件)
昭和五十二年十二月十七日	右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
内閣委員長 塚田十一郎	審査報告書
参議院議長 安井 謙殿	参議院議長 安井 謙殿

（継続案件）	本法律案は、第八十三回国会に提出され、同国において趣旨説明を聴取した後、質疑を行つたが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中に資料の収集にとどめられ、審査を終了するに至らなかつた。
（継続案件）	本法律案は、第八十三回国会開会中において趣旨説明を聴取し、閉会後においては、資料の収集等を行つたが、審査を終了するに至らなかつた。
（継続案件）	右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
（継続案件）	右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
（継続案件）	右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会閣法第七号)(継続案件)	本法律案について、第八十三回国会及び同閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかつた。
（継続案件）	右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。



つて経過の概要を添えて報告する。

閉会後は財政、經濟関係に関する資料の収集に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

本特別委員会は、第八十三回国会開会中及び閉会後、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査について、主として資料の収集を行つて

了するに至らなかつた。

#### 調査報告書

産業貿易及び經濟計画等に関する調査(継続事件)

参議院議長 安井 謙殿

通信委員長 栗原 優夫

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

商工委員長 楠 正俊

参議院議長 安井 謙殿

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

決算委員長 茜ヶ久保重光

参議院議長 安井 謙殿

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

参議院議長 安井 謙殿

建設委員長 小谷 守

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

運輸委員長 内田 善利

参議院議長 安井 謙殿

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

農林水産委員長 鈴木 省吾

参議院議長 安井 謙殿

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

農林水産政策に関する調査(継続事件)

参議院議長 安井 謙殿

農林水産委員長 鈴木 省吾

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

経過の概要

参議院議長 安井 謙殿

本委員会は、第八十三回国会開会中において資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波

に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

参議院議長 安井 謙殿

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

経過の概要

本委員会は、第八十三回国会開会中において資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

本委員会は、第八十三回国会開会中及び閉会後において、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査(継続事件)

参議院議長 安井 謙殿

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

沖繩及び北方問題に関する特別委員長 岡田 広

参議院議長 安井 謙殿

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

沖繩及び北方問題に関する特別委員長 岡田 広

参議院議長 安井 謙殿

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

経過の概要

本特別委員会は、第八十三回国会開会中及び閉

会後、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関

する調査について、主として資料の収集を行つて

本委員会は、第八十三回国会開会中、会期が

短期間であつたため、調査を行うことができなかつた。

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

経過の概要

本委員会は、第八十三回国会開会中及び閉

会後、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関

する調査について、主として資料の収集を行つて

本委員会は、第八十三回国会開会中、会期が

短期間であつたため、調査を行うことができなかつた。

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

経過の概要

本委員会は、第八十三回国会開会中及び閉

会後、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関

する調査について、主として資料の収集を行つて

本委員会は、第八十三回国会開会中、会期が

短期間であつたため、調査を行うことができなかつた。

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

経過の概要

本委員会は、第八十三回国会開会中及び閉

会後、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関

する調査について、主として資料の収集を行つて

本委員会は、第八十三回国会開会中、会期が

短期間であつたため、調査を行うことができなかつた。

きたが、調査を終了するに至らなかつた。

が、結論を得るに至らなかつた。

#### 調査報告書

#### 調査報告書

#### 調査報告書

ロッキード問題に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

ロッキード問題に関する調査特別委員長 梶木 又三

災害対策樹立に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終らなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

交通安全対策特別委員長 小野 明

公職選挙法改正に関する特別委員長 秦野 章

公職選挙法改正に関する特別委員長 秦野 章

本委員会は、第八十三回国会開会中及び閉会後、関係資料の収集整備等鋭意調査に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

災害対策特別委員長 村田 秀三  
参議院議長 安井 謙殿

交通安全対策特別委員長 小野 明  
参議院議長 安井 謙殿

公職選挙法改正に関する特別委員長 秦野 章  
参議院議長 安井 謙殿

本委員会は、第八十三回国会開会中及び閉会後、関係資料の収集整備等鋭意調査に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

#### 経過の概要

#### 本委員会は、第八十三回国会開会中、個人灾害

対策小委員会を設置するとともに、関係資料の収集に努めた。

同閉会後は、資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

#### 調査報告書

#### 調査報告書

#### 調査報告書

右の件についても、資料の収集を行つた

#### 公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十二月十七日

物価等対策特別委員長 斎藤栄三郎  
参議院議長 安井 謙殿

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事  
件)  
昭和五十二年十二月十七日

右の件については、調査を終らなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

#### 公害対策及び環境保全特別委員長 片岡 勝治

#### 経過の概要

本委員会は、第八十三回国会開会中において、  
当面の物価問題等に関する各種調査資料の収集を行つた。

本委員会は、第八十三回国会開会中及び閉会後  
において、資料の収集を行つた等鋭意調査を進めて  
いたが、調査の内容が広範多岐にわたるため、結  
論を得るに至らなかつた。

次いで閉会後においても、資料の収集を行つた  
が、その対象が広範多岐にわたり調査すべき事項

#### 記

本委員会は、第八十三回国会開会中及び閉会後  
において、資料の収集を行つた等鋭意調査を進めて  
いたが、調査の内容が広範多岐にわたるため、結  
論を得るに至らなかつた。

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その一) 調査報告書(継続事件) 第八十回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

第八十回国会 二、六三二件 二、六二二件  
内閣受理件数 処理案決定件数

## 官報(号外)

件名	所管官署	請願に対する処理要領
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(十二件) (第六九九・七四四・七八六・七八九・八六二・八六三・九〇七・九六五・一三七五・一三七九・一四五三・三三〇号)	(本府) 総理府	恩給は公務員を対象とした年金制度であるから、陸海軍の戦時衛生勤務に服した者であるとはいって、公務員歴を全く有しない日本赤十字社の救護看護婦等に対して恩給法を適用することは、制度の建前に照らし困難であると考える。
遺族年金(恩給)の支給率引上げに関する請願(四件) (第一五三〇・一九八八・二三一七〇・二七七五号)	同	扶助料及び共済組合制度における遺族年金の給付については、いわゆる寡婦加算制度の創設、最低保障額の引上げ等その改善を図つてゐるところであるが、扶助料等の給付割合をご趣旨のとおり引き上げることについては、公的年金制度全般に通ずる基本的問題であるので、困難である。
オロッコ族・北川源太郎氏等に恩給法の適用若しくはそれに準ずる保障措置に関する請願(第一六九号)	同	扶助料及び共済組合制度における遺族年金の給付については、いわゆる寡婦加算制度の創設、最低保障額の引上げ等その改善を図つてゐるところであるが、扶助料等の給付割合をご趣旨のとおり引き上げることについては、公的年金制度全般に通ずる基本的問題であるので、困難である。
大東亜戦争中軍務に服した者の恩給に関する請願(第一八五八号)	同	請願の旧陸軍特務機関工作員北川源太郎氏は、傭人として勤務した軍属があるので、他の雇傭人軍属に対する同様、これを恩給制度において処遇することは困難である。
傷病恩給等の改善に関する請願(十件) (第四九一六・五〇六六・五一五七・五五二三・五五二四・五五二五・五五二六・五六一九・五七四九・五九六四号)	同	旧軍人について、その服務期間の長短を問わず、一時恩給又は一時金を支給することは、恩給制度の建前上困難であると考える。
傷病恩給等の改善に関する請願(六件) (第六四五・六四二六・六四六三・六四六四・六四六五・六四六六号)	同	一、重度の障害を有する戦傷病者が介護を必要とする場合にあつては、そのための費用は、特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体の中からまかなわれるものと考えており、これらの額は、他の制度と比較して遜色のないものであるが、今後とも重度戦傷病者の生活実態に即して現行給付の一層の充実に努めてまいりたい。
傷病恩給等の改善に関する請願(三件) (第六九九・七四四・七八六)	同	二、重度戦傷病者に給する傷病恩給については、重症者優遇の趣旨から特別加給の制度を設けるなどその処遇の充実に配慮しているところであるが、今後とも重度戦傷病者の生活実態に即して現行給付の一層の充実に努めてまいりたい。
傷病恩給等の改善に関する請願(三件) (第六九九・七四四・七八六)	同	三、増加恩給は増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられていることを考慮し、障害そのものの評価及び障害の与える影響等に応じた年額を給するものであるのに対し、扶助料は、公務員が死亡した後の遺族の生活の支えとして普通恩給を基礎と

実に努めてまいりたい。

三、増加恩給は増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられていることを考慮し、障害そのものの評価及び障害の与える影響等に応じた年額を給するものであるのに対し、扶助料は、公務員が死亡した後の遺族の生活の支えとして普通恩給を基礎として算出した額を給するものであるからその趣旨は全く異なつてゐる。したがつて扶助料の額を増加恩給の額に準じた額に改めることは、恩給制度の基本にかかわる問題であり、困難である。

四、特別項症の年額の最高七割までの制限の撤廃及び第一項症の視力障害のうち、明暗又は眼前手動を弁別し得る程度のものの特別項症への格上げについては、増加恩給受給者全体の均衡を考慮しつつ、今後とも慎重に検討してまいりたい。

一、重度の障害を有する戦傷病者が介護を必要とする場合にあつては、そのための費用は、特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体の中からまかなわれるものと考えており、これらの額は、他の制度と比較して遜色のないものであるが、今後とも重度戦傷病者の生活実態に即して現行給付の一層の充実に努めてまいりたい。

二、重度戦傷病者に給する傷病恩給については、重症者優遇の趣旨から特別加給の制度を設けるなどその処遇の充実に配慮しているところであるが、今後ともその給付の一層の充実に努めてまいりたい。

三、増加恩給は増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられていることを考慮し、障害そのものの評価及び障害の与える影響等に応じた年額を給するものであるのに対し、扶助料は、公務員が死亡した後の遺族の生活の支えとして普通恩給を基礎と

昭和五十三年七月二十一日

参議院会議録追録(その一) 第八十回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

景気浮揚対策に関する請願（第五  
九六号）

四、特別項症の年額の最高七割までの制限の撤廃及び第一項症の視力障害のうち、明暗又は眼前手動を弁別し得る程度のものの特別項症への格上げについては、増加恩給受給者全体の均衡を考慮しつつ、今後とも慎重に検討してまいりたい。

五、政府においては、年初来、公共事業等の施行促進、金利の大幅引下げ等一連の景気対策を講じてきたところであるが、さらに、去る九月三日、経済対策閣僚会議を開催し、物価の動向にも配慮しつつ、景気の着実な回復を図り雇用の安定を確保するため、次のような総合的な経済対策を講ずることを決定した。

六、すなわち、(1)財政面では、公共事業等については国民生活充実の基盤となる事業等を対象として約一兆円の事業費の追加を行うとともに、住宅金融公庫について十万戸の貸付枠を追加すること等により事業規模にして総額約二兆円の公共投資等の追加を行う。また、金融面では、金利全般にわたり、その水準の引下げを図る。(2)民間設備投資の促進等の民間需要喚起策を講ずる。(3)構造不況業種に対し、その実情に即応しつつ各種措置を講ずる。(4)中小企業為替変動対策緊急融資制度の創設等の中小企業対策を講ずる。(5)雇用安定資金制度の活用をはじめとする雇用対策を講ずる。(6)景気対策とあわせて物価の安定に努める。(7)対外均衡に資するよう輸入の促進などの対外経済対策を推進する。の七項目である。

七、また、同日、日本銀行は、公定歩合をさらく〇・七五ペーセント引き下げ四・二五ペー

セントとする」とを決定した。

三、政府としては、今後とも物価の安定化に引き続き努めるとともに、景気の回復と雇用の安定を実現するよう適時適切な政策運営を行つていくこととしている。

同

景気の浮揚対策に関する請願（二）  
件）（第五六七三・五九〇〇号）

同

一、政府においては、年初来、公共事業等の施行促進、金利の大幅引下げ等一連の景気対策を講じてきたところであるが、さらに、去る九月三日、経済対策閣僚会議を開催し、物価の動向にも配慮しつつ、景気の着実な回復を図り雇用の安定を確保するため、次のような総合的な経済対策を講ずることを決定した。

二、すなわち、(1)財政面では、公共事業等については国民生活充実の基盤となる事業等を対象として約一兆円の事業費の追加を行うとともに、住宅金融公庫について十万戸の貸付枠を追加すること等により事業規模にして総額約二兆円の公共投資等の追加を行う。また、金融面では、金利全般にわたり、その水準の引下げを図る。(2)民間設備投資の促進等の民間需要喚起策を講ずる。(3)構造不況業種に対し、その実情に即応しつつ各種措置を講ずる。(4)中小企業為替変動対策緊急融資制度の創設等の中小企業対策を講ずる。(5)雇用安定資金制度の活用をはじめとする雇用対策を講ずる。(6)景気対策とあわせて物価の安定に努める。(7)対外均衡に資するよう輸入の促進などの対外経済対策を推進する。の七項目である。

三、また、同日、日本銀行は、公定歩合をさらく〇・七五ペーセント引き下げ四・二五ペー

早池峰国定公園の指定促進に関する請願(第六〇九号)

(環境庁)

早池峰地域の国定公園指定については、現在岩手県において公園区域及び公園計画について区指定に関する請願(三件)(第七五三・一八六〇・五四五七号)

同

兵庫県西宮市甲子園浜の鳥獣保護区指定に関する請願(三件)(第七五三・一八六〇・五四五七号)

(国土庁)

甲子園浜の鳴尾川河口に所在する干潟は、シギ、チドリ等の渡来地として貴重な地域であり、鳥獣保護区を設定する方向で検討を進めているところである。

同

豪雪対策に関する請願(第六一七号)

(建設省)

甲子園浜の鳴尾川河口に所在する干潟は、シギ、チドリ等の渡来地として貴重な地域であり、鳥獣保護区を設定する方向で検討を進めているところである。

建設省関係

一、除雪計画路線の延伸については、従来から鋭意進めできているところであり、今後も道路の整備状況、交通量の伸び等を勘案の上計画的にその延伸を図つてまいり所である。

二、除雪線路の延伸に伴い、雪崩等による通行危険箇所が目立つてきている。これらの危険箇所については、道路の防災対策の一環として、昭和五十一年度に総点検を実施し、その結果に基づき、雪崩に起因するものについても鋭意対策を講じてきるところであり、昭和五十三年度を初年度とする第七次積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画においても積極的に推進してまいり所である。

国土関係

三、冬期孤立集落の機能維持を図るための保安要員制度は、積雪期に市町村で臨時職員を設置し、当該市町村の集落等の雪害対策と併せて各種の対策を実施するものであるが、このような制度は、自然的、社会的条件その他各

地域の実情に対応して種々の仕組みが考慮されねばならないなど多くの問題点があると考えられるので、冬期孤立集落対策全般の問題として、早急に検討してまいりたい。

四、除雪機械整備の補助については、積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法に基づき、主要路線の冬期交通を確保

することについては、過去の豪雪の経験にかんがみ、車輌の耐雪化、除雪車輌の増備、除雪機械の増備、除雪地上設備の増備等の雪害対策の総合的な見直しと一層の充実を図つて、冬期の国鉄輸送力の確保を図るよう指導してまいりたい。

運輸関係

一、国鉄輸送力を低下させない総合的対策を立

てることについては、過去の豪雪の経験にか

んがみ、車輌の耐雪化、除雪車輌の増備、除

雪機械の増備、除雪地上設備の増備等の雪害

対策の総合的な見直しと一層の充実を図つ

て、冬期の国鉄輸送力の確保を図るよう指導

してまいりたい。

二、除雪車輌を増やすことについては、除雪車

輌の自走式の新型化が進められており、除雪

能力は向上されている。現在、この新型車輌

は降雪状況と線区の状況に応じて配置され

いるが、今後もその増備を図つていくこととなつてきている。

三、無人駅の除雪、照明、暖房、放送案内装置

の取付けについては、地元の協力も求めつ

既にかなり実施されているところであるが、

なお今後とも利用人員等諸般の状況を勘案し

つつ前向きに検討してまいりたい。

中小企業関係

一、政府系中小企業金融三機関においては、既

に災害貸付制度を設けており、中小企業者が

被害を受けた場合には、本制度を適用し、簡

易迅速な貸付けを行うこととしている。

災害貸付制度では、貸付限度額の引上げ、

貸付期間及びえ置期間の延長等の特例を設

けている。

三、政府系中小企業金融三機関においては、中

小企業者が被災したときには、当該被災中小

企業者の既往貸付金について、弾力的に返済

猶予を行うこととしている。

四、中小企業に対する災害融資制度としては、

政府系中小企業金融三機関の災害貸付制度が

あるが、これについては、災害発生の都度彈

〔法務局〕「保護観察官署」「入国管理官署」職員の大幅増員に関する  
請願(第六一五一号)

法務省

力的に運用することとしており、昭和五十二年豪雪に対しても本制度を適用し、簡易迅速な貸付けを実施したところである。

北方領土復帰実現に関する請願  
(第四一四号)

歴舞群島・色丹島・国後島及び択捉島が国際法上も、また歴史的にも我が国の固有の領土であることは明白である。政府は、かかる基本的立場に立つて、これまでも機会あるごとにソ連側に対し、これら北方四島の一括返還を実現して日ソ平和条約を締結するよう一貫して強く主張してきた。特に昭和四十八年十月の総理訪ソの結果、日ソ共同声明にあるとおり「第二次大戦の時から未解決の諸問題を解決して平和条約を締結すること」につき日ソ双方で合意し、「第二次大戦からの未解決の諸問題」に北方四島の問題が含まれることにつき日ソ最高首脳間で確認された。その後二度にわたる日ソ外相閣開会期協議においても上記共同声明の当該部分が確認されている。

政府としては、今後共、国民の支持を背景に、北方四島の一括返還をソ側に要求し、強力に対ソ交渉を推進していく覚悟であり、昭和五十三年一月初旬モスクワで行なわれる平和条約締結交渉においてもかかる基本方針を貫く所存である。

二百海里時代の到来に伴なう先般の日ソ間の漁業交渉においては領土問題が絡んで難航したが、周知のとおり、我が国を挙げての支持を背景として、我が方は領土問題に関する日本側の立場を害することなく交渉の妥結を図ることができた。

## 官 報 (号 外)

一九・二八二〇・二八二一・二八  
二二・二八二三・二八八三・二八  
八四・二八八五・二八八六・二八  
八七・二八八八・二八八九・二八  
九〇・二八九一・二八九二・二八  
九三・二九三九・二九四〇・二九  
四一・二九四二・二九四三・二九  
四四・二九四五・二九四六・二九  
四七・二九四八・三一一七・三一  
一八・三一一九・三一一〇・三一  
二一・三一一三・三一一三・三一  
二四・三一一五・三一一六・三一  
二四・三一一五・三一一六・三一  
二七・三一一八・三一一九・三一  
三〇・三一一一・三一一三・三一  
三三・三四一二・三四一三・三四  
一四・三四一五・三四一六・三四  
一七・三四一八・三四一九・三四  
二〇・三四二一・三四八八・三四  
八九・三四九〇・三四九一・三四  
九二・三四九三・三四九四・三四  
九五・三四九六・三四九七・三四  
九〇・三四九一・三四九二・三四  
九三・三五九四・三五九五・三五  
九六・三五九七・三五九八・三五  
九九・三六九六・三六九七・三六  
九八・三六九九・三七〇〇・三七  
〇一・三七〇二・三七〇三・三七  
〇四・三七〇五・三七七八・三七  
七九・三七八〇・三七八一・三七  
八二・三七八三・三七八四・三七  
八五・三七八六・三七八七・三七  
八八号)

日中平和友好条約の早期締結に関する請願(第二九九〇号)

同

一、日中関係は、昭和四十七年の国交正常化以来、貿易、航空、海運、漁業の四協定が既に締結される等、一般的に着実に進展している。  
二、政府としては、今後とも日中両国とも早期妥結の熱意において一致しており、政府としても、日中双方にとって満足のいくような形で、出来るだけ速やかに本件条約を締結したいと考えている。

日中平和友好条約の締結促進に関する請願(第三七九〇号)

同

豪雪地帯における住民の生活被害救済措置に関する請願(四件) (第一二五一・二五一二・一二五二三・二五一四号)

大蔵省

一、雑損控除の適用については、雪害による住宅や家財の損害額のほか、豪雪の場合における家屋の倒壊を防止するための雪おろし費用及び家庭周辺の雪の取除き費用等をその対象となる損害額に含めることとする。実情に即するよう運用することとしているところである。

なお、事業活動のために直接必要となる除雪費等については、事業所得の金額の計算上必要経費に算入される。

二、豪雪控除措置等を講ずることについては、税制調査会の「今後の税制のあり方についての答申」(昭和五十二年十月四日)でも指摘されているように、個別的事情を税制においてしんしゃくするにはおのづから限界があり、適当でない。

確かに、一衣帶水の間柄にある中国との善隣友好関係を、一層確固たるものにするよう引き続き努力して行く所存である。

三、懸案の日中平和友好条約交渉については、日本両国とも早期妥結の熱意において一致しており、政府としても、日中双方にとって満足のいくような形で、出来るだけ速やかに本件条約を締結したいと考えている。

不公正な負担となつてゐる税制の抜本的改革等に関する請願(第三  
九四六号) 同

一、租税特別措置については、昭和五十一年度に全面的な見直しを行つたところであるが、昭和五十二年度においても利子・配当課税の適正化を図るとともに、その他適用期限の到来する特別措置を中心として引き続きその整理合理化を行つたところである。政府としては、租税特別措置について、今後とも個々の政策目的と税制の基本原則との調和を図るに際し、課税の公平をより重視しつつ、個々の措置の実態に即してその整理合理化に努力してまいりたい。

二、(一) 過当な歩積、両建預金については、これまでこれを自らするよう厳しく金融機関を指導してきたところであるが、本年六月にも各金融機関に対し大蔵省銀行局長通達を発し、金融機関が資金の貸手として優越的な地位を利用して、債務者に不当な不利益を課すことのないよう指導する等、適切な措置を講じたところである。政府としては、今後とも検査の強化等を通じて更に指導の徹底を図つてしまいたい。

(二) 九月三日決定された総合経済対策では、中小企業対策として次の四つの施策を盛り込んでいる。

① 中小企業為替変動対策緊急融資制度の創設  
② 中小企業倒産対策緊急融資制度の延長  
③ 中小企業信用保険法に基づく不況業種の指定の活用

④ 都道府県の倒産防止制度融資の活用を図るとともに、これに対する中小企業信用保険公庫の融資基金による支援に努める。

また、十一月二十九日には中小企業の年末資金需要に対処する等、中小企業金融の一層の円滑化を図るために、政府関係

期貸出計画に五〇〇〇億円を追加したところである。

政府としては、これらの施策を実施するとともに、民間金融機関においても中小企業金融の円滑化に十分配慮するよう指導しているところである。

三、(一) 政府は、昭和五十二年度当初予算において、社会保障の充実を図るほか、需要創出効果の大きい公共事業関係費について、一般会計予算の伸び率一七・四パーセントを大幅に上回る二一・四パーセントの増額を行い、国民生活の充実の基礎となる社会資本の整備等を重点的に推進しているところである。なお、景気対策として早期の効果を期するため、公共事業等の施行促進を図つてゐるところである。

(二) 更に、政府は、内外経済情勢にかんがみ、景気の着実な回復等を図るため、九月三日に、「総合経済対策」を決定したところである。この対策においては、公共投資を中心にして事業規模にして総額約二兆円の追加を行うこととしており、このため昭和五十二年度補正予算において公共事業関係費のほか、社会福祉、文教、医療関係その他各種の施設の整備費等を追加するとともに、住宅金融公庫の貸付枠を一〇万户追加する等所要の措置を講ずることとしている。

四、政府は昭和五十二年度において、景気の実かつ持続的な回復を確実にしつつ物価の一層の安定を図ることを目指し、年度中の消費者物価上昇率が七バーセント台になるよう最善を尽すこととしている。

現在までのところ、消費者物価の水準はなお高いものの、その安定化の基調は次第に確かなものになりつつある。政府は引き続き生活必需物資の価格安定対策等を推進し、年度

中の上昇率を七ペーセント台に抑制するよう努力する所存である。

租税負担の公平・不均衡是正に関する請願(第三九六四号)

同

租税特別措置について、昭和五十一年度に全面的な見直しを行つたところであるが、昭和五十二年度においても利子・配当課税の適正化を図るとともに、その他適用期限の到来する特別措置を中心として引き続きその整理合理化を行つたところである。政府としては、租税特別措置について、今後とも個々の政策目的と税制の基本原則との調和を図るに際し、課税の公平をより重視しつゝ、個々の措置の実態に即してその整理合理化に努力してまいりたい。

私学に対する大幅公費助成に関する請願(八十四件)(第一三〇・三七七・四〇二・四二八・四三一・四一・四五五・五一〇・五二七・五三七・五三八・五四一・五六一・五八六・六三一・六三二・六三六・六七七・六九六・七三六・七三八・七四五・七四七・八二一・八二七・九〇九・九一一・一〇二〇・一〇七九・一〇八〇・一一〇・一二〇七・一二一〇・一二一・一二二二・一二七八・一二八五・一二八六・一二八四・一二二二・一二七八・一二八五・一二八六・一二八七・一三八〇・一三八一・一三九九・一四〇〇・一四五四・一四六一・一五八四・一五八五・一五八六・一五八七・一五八八・一六五〇・一七〇七・一八〇七・一八一一・一八一九・一二六一・二五八八・二九七七・三二八一・三四三三・三九二四・三九二五・三九五〇・三九五一・三九五六・四〇四三・四〇四九・四一二二・四一四一・四一九〇・四一九一・四二

文部省

一、高等学校以下の私立学校に対する経常費助成については、都道府県において助成措置を講ずることができるように昭和四十五年度から、地方交付税制度において必要な財源措置を講じその拡充を図つてきただが、昭和五十年度からは都道府県による助成を促進するため都道府県に対する私立高等学校等経常費助成費補助金を計上し、年々その充実を図つているところである。

二、私立学校振興助成法の趣旨をふまえ、教育条件の維持向上と父母負担の軽減に資するため、今後とも引き続き経常費助成の充実に努めてまいりたい。

また、奨学生については、日本育英会において貸与を行つており、その充実を図つているところである。

三、私立高校に対する施設の整備資金については、日本私学振興財團を通じて長期低利の貸付けを行つておるところであり、私立高校の老朽校舎の改築についても日本私学振興財團の貸付けによつて円滑な実施が図られるものと考えている。

四、過疎地の私立高校については、昭和五十二年度から日本私学振興財團で行つておる経営

九〇・四四一九・四四二〇・四七九四・四七九五・四七九七・四八一七・五一四六・五六六九・五九三〇・六五五一号)

私立学校助成措置に関する請願(第二五九号)

同

費の貸付けにおいて、貸付期間を延長する等の配慮をすることとしている。

公立学校施設整備に対する国庫補助単価の引上げ及び国庫補助対象の拡充に関する請願(第二六〇号)

同

児童生徒急増市町村の小中学校用地取得費についての補助は、児童生徒の急増に対応するため大きな財政負担を強いられることがある。市町村に対する特例補助であるため、これをすべての市町村に拡大することは考えていないが、昭和五十一年度から児童生徒急増市町村の指定要件を緩和し、対象市町村の拡大を図つたところである。

また、補助単価については、物価上昇率を考慮し、昭和五十二年度の小中鉄筋コンクリート造校舎の場合、前年度に比し、七・三ペーセント増の一平方メートル当たり九三・八〇〇円としており、かつ補助事業の実施に当つては、地域的建築単価の差異を反映した補助単価を設定して執行することとしており単価面での超過負担が生じないよう努力している。

なお、補助対象施設の拡大については、從来、地方債、交付税で措置されていた門、閘障等について、昭和五十二年度予算に一億九七〇〇万円を計上し、新たに国庫補助を行うこととしている。

明治十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

官報  
號外

昭和五十三年七月二十一日

○ 第八十四回 参議院會議録追録(その二)

件名	所管もと	請願に対する処理要領
養護教諭の配置に関する請願（第二六二号）	文部省	養護教諭の定数については、昭和四十九年度を初年度とする第四次五か年計画により改善に努めているところであり、養護教諭の全校配置については第四次五か年計画達成後の問題として慎重に検討してまいりたい。
司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関する請願（三十四件）（第三三六・三六四・五三二・五七五・六二六・七三九・一一三・一二九四・二二七六・四九五・五一五九・五二五〇・五二五・五三三・五四一〇・五五二・五五三・五六六七・五七五・五七五四・五七六・五七七三・五七八七・五八一・六〇一七・六〇一八・六〇・六三一三・六三四・六三一・六四〇一・六四二八・六五二四号）	同	司書教諭の即時発令、学校司書制度の法制化に関する請願（三十四件）（第三三六・三六四・五三二・五七五・六二六・七三九・一一三・一二九四・二二七六・四九五・五一五九・五二五〇・五二五・五三三・五四一〇・五五二・五五三・五六六七・五七五・五七五四・五七六・五七七三・五七八七・五八一・六〇一七・六〇一八・六〇・六三一三・六三四・六三一・六四〇一・六四二八・六五二四号）
教職員定数の配当基準の改善に関する請願（二件）（第五〇一・五三一号）	同	教職員定数の配当基準の改善に関する請願（二件）（第五〇一・五三一号）
国立能楽堂早期設立に関する請願	同	国立能楽堂設立に関する基本構想について引

(七件) (第五四六・一六四六・一  
七一四・一八一〇・二三六九・六  
〇〇一・六一四七号)

一、公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する当面五カ年間の緊急対策として新たに一定の要件のもとに高等学校建物の新增設について国が三分の一を補助することとし、昭和五十二年度予算においては、一〇八億五、八〇〇万円を計上しているほか、昭和五十二年度地方債計画において、高校分六四四億円を計上しており、これらの措置により高等学校新設の円滑な実施が図られるものと考えている。

(二) 高等学校建物の新增設については、昭和五十一年度から新たに一定の要件のもとに国がその三分の一を補助することとしたところであり、今後とも各都道府県の実情に応じ高等学校建設に遺憾のないよう努力してまいりたい。

(三) 高校用地取得費の国庫補助制度については、義務教育施設においても一般的には、実施していない事情にあるところからこれを補助の対象とすることは考えていない。なお、用地取得費については、従来から起債により措置してきたところである。

(四) 高校新增設に対する地方債としては、昭和五十二年度の場合、対前年度比二八

(三) 昭和五十二年度の場合、対前年度比二八・八パーセント増の六四四億円を確保しているところである。昭和五十三年度の地方債計画においても更に増額を予定しており、今後においても必要な資金の確保に努力してまいりたい。政府資金の確保については、地方債計画全体を通じて最大の努力を傾注しているところである。

—— 国立能楽堂設立に關する請願 同  
—— 国立能楽堂設立に關する基本構想について引  
—— 九・一二七〇・

二・一二七三・一二七四・	一・三四六・一三四七・	一・三四七〇・一三七一・	一・三四九・一三五〇・	一・三四九・一三五〇・	二・一二七三・一二七四・	一・三四六・一三四七・	一・三四六・一三四七・
八・一四一・一四一二・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一八・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	八・一四一・一四一二・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・
三・一四二〇・一四二一・	一・四二〇・一四二一・	一・四二〇・一四二一・	一・四二〇・一四二一・	一・四二〇・一四二一・	三・一四二〇・一四二一・	一・四二〇・一四二一・	一・四二〇・一四二一・
五・一四八六・一四八七・	一・四八六・一四八七・	一・四八六・一四八七・	一・四八六・一四八七・	一・四八六・一四八七・	五・一四八六・一四八七・	一・四八六・一四八七・	一・四八六・一四八七・
九・一四一七・一四一八・	一・四一七・一四一八・	一・四一七・一四一八・	一・四一七・一四一八・	一・四一七・一四一八・	九・一四一七・一四一八・	一・四一七・一四一八・	一・四一七・一四一八・
六・一四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	六・一四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・
三・一四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	三・一四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・	一・四一四・一四一五・
二・一三九五・一三九六・	一・二三九二・一三九三・	一・二三九二・一三九三・	一・二三九二・一三九三・	一・二三九二・一三九三・	二・一三九五・一三九六・	一・二三九五・一三九六・	一・二三九五・一三九六・
九・一三三六四・一三三六五・一三三六	八・一三三六七・一三三六八・一三三六	九・一三三七〇・一三三七一・一三三七	二・一三三七三・一三三七四・一三三七	九・一三三七〇・一三三七一・一三三七	九・一三三六四・一三三六五・一三三六	二・一三三六七・一三三六八・一三三六	九・一三三六四・一三三六五・一三三六
六・一三三六七・一三三六八・一三三六	八・一三三六八・一三三六九・一三三六	六・一三三六七・一三三六八・一三三六	二・一三三六九・一三三七〇・一三三七	六・一三三六七・一三三六八・一三三六	六・一三三六七・一三三六八・一三三六	二・一三三六九・一三三七〇・一三三七	六・一三三六七・一三三六八・一三三六
八・一三三六九・一三三七〇・一三三七	八・一三三七一・一三三七二・一三三七	八・一三三七一・一三三七二・一三三七	二・一三三七三・一三三七四・一三三七	八・一三三七一・一三三七二・一三三七	八・一三三七一・一三三七二・一三三七	二・一三三七三・一三三七四・一三三七	八・一三三七一・一三三七二・一三三七
一・一三三七〇・一三三七一・一三三七	一・一三三七一・一三三七二・一三三七	一・一三三七〇・一三三七一・一三三七	一・一三三七一・一三三七二・一三三七	一・一三三七〇・一三三七一・一三三七	一・一三三七〇・一三三七一・一三三七	一・一三三七一・一三三七二・一三三七	一・一三三七〇・一三三七一・一三三七

(四) 国有地の処分に当たつては、公用、公  
共用に優先的に充てることとなつてお  
り、その最も有効な利用を図るべく、各  
方面からの要望をも十分に勘案しつつ慎  
重に行うこととしている。

国有地の公立高校用地としての払下げ  
の要望についても、こうした方針に沿つ  
て検討してまいりたい。

なお米軍施設、区域の返還について  
は、地元の要望をふまえ返還のための努  
力を続けているところである。

(五) 私立学校の学校教育に果たす役割にか  
んがみ、私立学校振興助成法の趣旨をふ  
まえ、教育条件の維持向上と父母負担の  
軽減に資するため、経常費助成の充実に  
努めてまいりたい。

希望するすべての子どもに行き届  
いた高校教育の保障に関する請願  
(第一三八九号)

同

一、公立高等学校新增設に係る財源措置につ  
いては、昭和五十一年度から高校生急増問題に  
対する緊急対策として新たに一定の要件のも  
とに高等学校建物の新增設について、国が三  
分の一を補助することとし昭和五十二年度予  
算においては一〇八億五、八〇〇万円を計上  
しているほか、昭和五十二年度地方債計画に  
おいて高校分六四四億円を計上しておりこれ  
らの措置により高等学校新增設の円滑な実施

が図られるものと考えてある。

二、国有地の処分に当たっては、公用、公共用に優先的に充てることになつておる、その最も有効な利用を図るべく、各方面からの要望をも十分に勘案しつつ慎重に行うこととしている。

国有地の公立高校用地としての払下げの要望についても、こうした方針に沿つて検討してまいりたい。

三、私立学校の学校教育に果たす役割にかんがみ、私立学校振興助成法の趣旨をふまえ、教育条件の維持向上と父母負担の軽減に資するため、今後とも引き続き経常費助成の充実に努めてまいりたい。

四、心身障害児の後期中等教育については、心身の障害の種類及び程度に応じて、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を中心に行われているが、これらの教育機関の整備及び就学奨励のための施策として、公立学校設置者に対し、施設費、職業教育設備費、クラブ活動設備費等について、それぞれ補助を行い、さらには、障害児の保護者に対する経済的負担を軽減するため、教科用図書購入費、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、学校給食費等の就学奨励費を支給している。

五、教育課程審議会答申に基づき、生徒がゆとりのあるしかも充実した学校生活の中で基礎的基本的内容を確実に身につけることができるようとする方向で教育課程の改善を進めている。

障害者・児の教育の保障に関する  
請願(第一四七一号)

同

まいりたい。

二、養護学校の増設については、昭和五十四年四月一日からの養護学校教育の義務制が実施されることもあり、国としてもその計画的な整備を推進している。

また、特殊学級についても、精神薄弱特殊学級を中心に、言語障害・情緒障害・特殊学級等その整備を計画的に進めている。児童・生徒の父母の経済的負担を軽減することにより、これらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする「盲学校・聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の制定以来、その充実に努めているところである。

四、義務教育諸学校の教職員定数については、昭和四十九年度より第四次の五か年計画により改善を行つてあるところであり、また、教員の給与についても、目下、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」に基づき、計画的に改善を行つてあるところである。

また、私立の盲・聾・養護学校については、経常費の補助を行つてあるところである。

一、「一、斎王宮跡の調査」について

斎王宮跡については、三重県教育委員会及び明和町教育委員会により、昭和四十五年以来同遺跡及び関連地域において、範囲確認及び中心部確認のための発掘調査が実施されている(政府では、昭和四十八年度以来、県の発掘調査に対し、国庫補助金(補助率五〇パーセント)を交付している)。この調査によつて、斎王宮跡の範囲の概要是既に確認され、中心部の一部も明かになつてゐるが、今後もさらに中心部の範囲確認等のための三重

県による発掘調査が続行される予定である。

## 二、「二、斎王宮跡の史跡指定及び整備等の方策について」

政府は、斎王宮跡についてはその重要性に鑑み、従来から文化財保護法に基づく史跡に指定して保存する必要があると考え、三重県、明和町及び地元住民との協議を行つてきており、今後とも指定後の整備などの具体的な方策も含め、地元との調整を図つていく考え方である。

## 三、「三、松阪広域市町村圏道路、宮川用水事業等との調整」について

松阪広域市町村圏道路については、昭和五十一年度以来明和町において発掘調査を行つた結果、道路建設による遺構への重大な影響はないと考えられたので、建設工事を進め、ほぼ完成している。

宮川用水事業については、今後発掘調査を行つた上で、計画を検討することとしている。「四、研究所及び資料館の新設」について

出土品の活用等のための研究所及び資料館の施設については、三重県当局においてそれらの設置につき検討中であるときいているが、政府としては、地元の計画が具体化するのを待つて検討していきたい。

## 幼児教育の振興と幼稚園教職員待遇改善に関する請願(二件)(第四回・四八一九号)

同

整備を図つてしまいたい。

二、教育条件の向上、父母負担の軽減について  
は、私立高等学校等経常費補助を実施しており、昭和五十二年度において、幼稚園分として前年度比二五ペーセント増の七七億円を計上したところである。

また父母負担の軽減のため、市町村が幼稚園に就園する四・五歳児の保育料等を父母の所得に応じ減免する場合、国はその経費の一部(三分の一以内)を補助している。昭和五十二年度においてはこのための補助金(幼稚園就園奨励費補助金)として、前年度比増二五ペーセントの五五億円を計上したところである。

## 三、現在は前述の幼稚園教育振興計画に基づき幼稚園の新增設を推進しており、幼稚園設置基準の改正については考えていない。

また、幼稚園設置基準は、幼稚園を設置運営するために必要な最低の基準を示すものであり、幼稚園の設置者はその水準の向上を図ることに努めなければならない。(幼稚園設置基準第二条)とされている。なお、当該基準において園長の専任は原則とされ、養護教諭、事務職員についてはその設置に努めることとされている。

## 四、国立大学附属幼稚園の教員に対しては、教育職俸給表(三)が適用されており、義務教育等教員特別手当の支給については、人事院の検討結果をまつて対処することとした。

公立幼稚園の教員の給与については、法の趣旨に基づき、適切に運用されるよう指導しているところである。

五、公立幼稚園教員の給与費に対する国庫補助については、高校教員との関係を考慮しなければならないこと、公・私立間の教員給与に格差が生じていることから、これは正が先決の課題となつていてこと等の問題があり、考えていない。

子どもの未来を守り、豊かな教育・文化振興等に関する請願(三件)(第五六一〇・五六一一・五七六九号) 同

一、つめこみ、こまぎれ教育をやめて系統的にわかる授業をすることについては、教育内容を精選し、ゆとりのある中で各教科等の基礎的・基本的事項を確實に身につけられるようするため、小学校及び中学校の学習指導要領を改訂し、昭和五十二年七月二十三日告示した。

二、公立普通高校の建設用地費を含む国庫補助を大幅に増額することについては、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として新たに一定の要件の下に高等学校建物の新增設について国が三分の一を補助することとし、昭和五十二年度予算においては一〇八億五八〇〇万円を計上しているほか、昭和五十二年度地方債計画において高校分六四四億円を計上しており、これらの措置により高等学校新增設の円滑な実施が図られるものと考えている。なお、高校用地取得費の国庫補助制度については、義務教育施設においても一般的には実施していない事情にあることから、これを補助の対象とするとは考えていない。用地取得費については從来から起債により措置してきたところである。

三、私立高校生への授業料補助、私立高校への経常費補助を増額することについては、私立学校の学校教育に果たす役割にかんがみ、私立学校振興助成法の趣旨をふまえ、教育条件の維持向上と父兄負担の軽減に資するため、経常費助成の拡充に努めてまいりたい。

四、教科書の検定は、教育の機会均等を図るとともに、教育水準を維持向上し適正な教育内容を確保するために行われているが、その手続は、九〇名から成る教科用図書検定調査審議会(分科会)の答申に基づき、文部大臣が行うこととなつており、教科書の検定は慎重かつ公正に行われているところである。

五、青少年による文化をひろめるための運動に助成するなど、健全な文化の育成に努力する

学校災害補償法(仮称)の制定に関する請願(第六〇一六号) 同

ことについては、青少年に優れた芸術文化を普及させるため、地方に在住することも及び青少年に優れた舞台芸術を鑑賞させるための子ども芸術劇場及び青少年芸術劇場の全国巡回公演、都道府県が行う高等学校文化祭の開催に要する経費の補助、子供向けテレビ用アニメーション映画の製作者に対する奨励金の交付、民間団体が行う芸術文化事業に対する補助などの諸施策を講じている。このほか、芸術文化活動の普及や芸術創作活動の奨励のため種々の施策を講じており、これらはどこもをとりまく地域社会の文化的環境に資するものである。政府としては今後もこれらの施策を一層充実してまいりたい。

学校で起きた事故について、国の責任により無過失責任主義に基づく補償を行うことは困難であるので、日本学校安全会の災害共済給付事業によりこの問題に対処するようにしているところである。

学校で起きた事故について、国の責任により無過失責任主義に基づく補償を行うことは困難であるので、日本学校安全会の災害共済給付事業によりこの問題に対処するようにしているところである。

なお、学校における安全教育、安全管理の充実と事故の防止に努めるとともに、事故発生の際の救急措置についても万全を期するよう指導してまいりたい。

水道に対する財政援助の強化に関する請願(第五九五号) 同

厚生省

一、水道事業の起債については、地方公共団体が事業の実施に当たり支障を來すことのないよう所要額の確保を図りたい。

また、起債対象範囲の拡大については、起債の対象としての妥当性、水道事業経営の健全化などの観点から総合的に検討してまいりたい。

二、起債の利率は、政府資金については、水道事業債のみを特別に低利とすることは困難である。

公営企業金融公庫資金については、水道事業の性格にかんがみ、基準金利を下回る特別低利の取扱いとしている。

水道事業債の償還年限は、政府資金及び公営企業金融公庫資金とも他の事業と比較して最も長期となつてゐる。

三、簡易水道事業に対する国庫補助については従来からその充実に努めてきており、昭和五十一年度においても補助内容を改善し、高率補助の適用範囲を拡大したところである。

四、水道事業に対する国庫補助については、特に昭和五十一年度において補助率の引上げを含む補助体系の整備を図つたところであり、簡易水道の国庫補助についても、従来からその充実に努めているところである。

五、現在とられている高料金対策は、平均的な水道事業と比較して資本費が高いため給水原価が高く、ひいては家庭用料金まで高くせざるを得ない事業に対して措置しようとするものである。

したがつて、繰出基準は全国の水道事業の決算数値を基礎として設定されており、現行の繰出基準を緩和する考えはない。

六、簡易水道についての交付税措置は従来から逐次引上げに努めてきたが、昭和五十一年度においても更に強化したところである。

保育事業振興に関する請願 (六十二件) 第八・九・一三・一四・一五・二〇・二二・二三・一四・三〇・三六・八五・一三九・一四〇・一四一・一四二・一四三・一四八・一四五・一四六・一四七・一四九・一五〇・一五・一五一・一五三・一五八・一五九

同

二、児童福祉施設所入所児童に係る処遇費については、昭和二十年に制定されて以来、数次にわたる改正を行つてきたが、今後とも実情に沿うよう検討してまいりたい。

三、保育所入所児童に係る処遇費については、毎年その改善を図つてゐるところであるが、昭和五十二年度においても一般生活費及び児童用採暖費の引上げを行つたところであり、

老人医療有料化に反対し医療制度拡充に関する請願(第三八号)

同

六四・一六五・一六六・一三〇・二三八・二五八・二七〇・二七〇・二八二・二八五・一九七・三〇・三三一・三六三・三六七・四一三・四二一・四三〇・四四・四四八・四五八・五一・五・六三・五八三・七〇四・七五一・八二四・九六七・一三七八・一六五二・二五〇三・二五〇五・二五〇・四五〇六・四九二九号)

今後とも適正な水準の確保に努力してまいりたい。

三、保育所における職員の労働条件の改善については、労働基準法遵守等の見地に立つて昭和五十年及び昭和五十一年度の二か年で大幅な増員を図つたところであり、昭和五十二年度予算においては、主任保母等の号俸調整、職員の年休代替制度の拡充及び民間施設給与等改善費の増額等を図つたところである。

保育所職員の身分制度の問題については、他の社会福祉施設従事職員等との関連もあり、なお慎重な検討を要する問題であると考へてゐる。

四、民間保育所の運営費については、毎年措置費の充実に努めるとともに、民間施設給与等改善費により対処しており、昭和五十一年度においてもその改善を図つたところである。

また、民間保育所の整備費については、民間老朽施設に対する社会福祉事業振興会による無利子貸付け等の配慮を行つてゐるところである。

なお、民間施設振興費を新たに設けることは考えていない。

五、保育所の保育料については、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に對しては、保護者の負担能力、児童の処遇改善等のための保育単価の引上げ額等を総合的に勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めているところである。昭和五十二年度においても、D<sub>9</sub>階層の新設、半額徴収階層の拡大等保護者の負担能力等に見合つた負担の在り方について配慮したことであるが、今後とも保護者負担の適正化に十分配慮してまいりたい。

一、今後の老人保健医療の在り方については、これから急速に増加する老人が健康で豊かに生活していくにはどうしたらよいかという観

○九・一〇七・一〇八・一  
一・一三・一四・一一五・一  
六・一一七・一一八・一一九・一  
二〇・一二一・一二三・一二三・  
一二四・一二五・一二六・四八  
一・四八二・四八三・四八四・四  
八五・四八六・四八七・四八八・  
四八九・四九〇・四九一・四九  
二・四九三・四九四・四九五・四  
九六・四九七・四九八・四九九・

点から、単に医療費問題だけではなく、総合的に検討を進める必要がある。このため、一般専門家による老人保健医療問題懇談会から提出された意見を踏まえ、今後総合的に検討していくこととしている。

二、本制度は、保険給付の自己負担分を公費で負担するものであるから、室料差額等、保険給付の対象とならないものについて老人医療費の対象とすることは困難である。

なお、看護料等については、それが医療保険の対象となつた場合には本制度の対象となるものである。

いわゆる訪問看護事業については、現在一部の市町村等において実施されているところであるが、各実施主体によつてそれぞれ実施方法が区々であり、これを国が一律制度として実施に移すには、なお検討すべき問題が多いと考へるので、老人保健医療対策全般の問題の一つとして研究することとしている。

三、地域医療体制の整備については、地域の実情に応じ、救急医療対策、べき地医療対策等諸施策を推進しているが、今後とも、老人の医療需要の実態等も踏まえつつ、その充実に努めてまいりたい。

(2) 本制度は、保険給付の自己負担分を公費で負担するものであるから、室料差額等保が大きく困難である。

二、(1) 対象年齢の引下げについては、医療機関側の受入体制との関連等影響するところが大きくなることとしている。

二、(2) 今後の老人保健医療の在り方にについては、これから急速に増加する老人が健康で豊かに生活していくにはどうしたらよいかという観点から、単に医療費問題だけではなく、総合的に検討を進める必要がある。このため、先般専門家による老人保健医療問題懇談会から提出された意見を踏まえ、今後総合的に検討していくこととしている。

る請願(百五件) (第三四・三五・  
一二七・一五四・二五〇・二六  
九・四〇一・四七一・五三九・五  
四四・五五五・五五六・五五七・  
五五八・五六〇・五六七・五八  
〇・五八九・六一四・七〇五・七  
五二・八三三・一九五・一三五  
五・一四五八・一五八一・一六八  
五・一七六〇・一七七〇・一八六  
六・一九八三・二〇二六・二一九  
五・二三七四・二四一〇・二五〇  
〇・二六一二・二六七七・二七八  
五・二九一四・二九七二・三〇六  
二・三三九一・三六三九・三八〇  
八・三九三一・四一七〇・四六〇  
八・四七八七・四八五八・四九〇  
八・四九三三・四九四六・四九五  
四・四九五八・五二三五・五六〇  
五・五八八三・六〇九八・六二八  
八・六四〇三・六四〇四・六四〇  
五・六四〇六・六四〇七・六四〇  
八・六四〇九・六四一〇・六四一  
一・六四一二・六四一三・六四一  
九・六四二〇・六四二一・六四二

同

(1) 保育所の設備等を定める児童福祉施設 最低基準は、昭和二十三年に制定された後 必要な修正が加えられて今日に至っているが、今後とも実情にそちよう検討してまいりたい。

(2) 保育所措置費については、職員の待遇、 入所児に対する処遇向上を中心從来から その改善に努めているところであり、五十年 二年度においても人件費及び管理費の改善 を図つたほか、入所児童の一般生活費につ いても引上げを行つたところであり、今後 とも適切に対処してまいりたい。

(3) ア 保育所の保育時間については、一日八 時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して若干の延長ができるよう保母の時差出勤、非常勤保母

(1) 保育所の整備については、従来から増設整備を行ってきたところであり、保育需要の実態に即して引き続きその増設を図ることとしている。

(3) 医療費の対象となることは困難である。  
　なお、看護科、はり、きゅう等について  
は、それが医療保険の対象となつた場合に  
は、本制度の対象となるものである。

現在、一部の市町村等において、いわゆ  
る訪問看護事業が実施されているが、各実  
施主体によつて、それぞれ実施方法が区々  
であり、これを国が一律制度として実施に  
移すには、なお検討すべき問題が多いと考  
えるので、老人保険医療対策全般の問題の  
一つとして研究することとしている。

二・六四二三・六四四〇・六四四一・六四四四・六四四七・六四七一・六四七八・六四八一・六四八二・六四八三・六四八四・六四八五・六四八六・六四八七・六四八八・六四八九・六四九一・六四九二・六四九三・六四九四・六四九五・六四九六・六四九七・六四九八・六四九九・六五〇・六五二一・六五二六・六五五〇号)

の配置等の措置を講じているところであるが、今後とも乳幼児の心身発達に与える影響、保育効果等を十分考慮して適切に実施されるよう指導してまいりたい。

イ

乳児は疾病、事故等に対しても極めて無力であり、また、この時期は、将来の人間形成の基盤づくりが行われる最も重要な時期であるので、育児休業制度の普及等母親自らが保育しうる条件の整備に努めるとともに、乳児を保育所において保育する場合にも乳児のこれらの特性に十分留意しつつ、設備・運営面において乳児への悪影響を最少限にとどめる配慮が必要である。

このような観点に立ち、従来から低所得階層の乳児を九人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施してきたが、昭和五十二年度においてはその基準を緩和し、乳児「九人以上」を「三人以上」としたところである。

ウ 障害児保育事業は、昭和四十九年度から試行的に実施しているものであり、昭和五十二年度においては、各県一か所の予算措置がとられている。

障害児保育の実施に当たつては、対象とする障害児の範囲、保育の方法、障害児通園施設等関係機関との関連等、今後検討すべき問題も多く、その基本的な在り方について現在検討を行つてゐるところである。

エ 夜間保育については、乳幼児に与える影響を十分考慮する必要があり、また夜間保育に従事する職員等の勤務体制等の困難な問題も多いので、慎重に検討することとしたい。

また、医療を必要とする病児については、保育所の設備・機能からみて適切な

保護を加えることが困難なこと、他の乳児に対する悪影響も予想されることから、保育所に入所させることは不適当と考えている。

(4)

保育所の入所については、市町村長が措置するが、その際母親の労働形態、家庭環境等個々の家庭の状況を十分調査の上、保育を要する程度の高いものから入所の措置を決定することとしており、この方針を改める考えはない。

三、保母等の腰痛症等を予防するための労働条件の改善については従来から保母定数の改定及び非常勤保母の配置を図るなど、鋭意努力しているところである。昭和五十二年度においても年休代替要員費の充実を図つたところであり今後ともその改善に努めてまいりたい。

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系に準拠して算定しており、毎年人事院勧告に伴う給与の引上げのほか、保母については特殊業務手当、給与特別改善費支給の措置を講じているところである。

また、民間施設については、公私格差是正等のための民間施設給与等改善費を支給しているところである。

四、(1)児童福祉法については、保育に要する

費用を保護者から全額徴収することを原則とし、負担能力がない場合には、特にその一部又は全部を公費負担することとしており、この考え方に基づき毎年公正妥当を徴収基準額の決定に意を用いているところである。

昭和五十二年度においては、D<sub>9</sub>階層の新設、半額徴収階層の拡大を図つたところであり、今後とも徴収基準額の適正水準について配慮してまいりたい。

(2)児童福祉法の規定による措置は、所得の多寡にかかわらず、措置の要件に該当す

ば、福祉の措置をするという仕組みになつております。措置に要した費用は、負担できる者から徴収し、負担できない場合には、負担できない限度で国又は地方公共団体が代わつて負担することとなつてゐる。

五、無認可保育所の問題については、基本的に認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行うなどの措置を講じてまいりたい。

六、留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、学校体育施設開放事業を促進し、また子供会等の地域組織の育成に努力しているところである。特に、都市部の児童については、都市部の児童館等の整備の現状を勘案し、経過的措置として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から行われている都市児童健全育成事業のなかで、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置・育成事業等について助成し、その健全育成を図つてゐるところである。今後とも、これらの健全育成対策の充実に努力してまいりたい。

七、保母養成施設においては従来から保母に必要な専門知識、技術等が修得できるよう教育課程を設定し、その改善に努めているところであるが、特に最近における保育需要の多様化にも対応しうるような専門科目の設置など教育内容の充実に種々配慮しているところであります。乳児や心身障害児等の保育が適切に実施できるよう「乳児保育」「乳幼児心理学」「小児保健」「臨床心理学」等の科目的学習とともに、保育所、精神薄弱児施設等における実習等を行わせることとしている。

國の保育行財政の改善に関する請願(二十三件)(第六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・五六二九・五六三〇・六一六八号)

同

また保母の養成に必要な施設、設備や専任教員については、短期大学設置基準に準じた保母養成所指定基準を設定し指導しているところであるが、特に国庫補助対象施設については、専任教員の増員、給与の改善等を図つており、今後ともその改善に努力してまいりたい。

一、乳児は疾病、事故等に對して極めて無力であり、また、この時期は、将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期であるので、育児休業制度の普及等母親自らが保育する条件の整備に努めるとともに、乳児を保育所において保育する場合にも乳児のこれらの特性に十分留意しつつ、設備、運営面において乳児への悪影響を最少限にとどめる配慮が必要である。このような観点に立ち、從来から低所得階層の乳児を九人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施してきたが、昭和五十二年においてはその基準を緩和し、「乳児」九人以上を「三人以上」としたところである。

二、無認可保育所の問題については、基本的に認可保育所の整備を推進することが先決であると考えております。認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行うなどの措置を講じてまいりたい。

三、保育所措置費については、職員の待遇、入所児に対する処遇向上を中心とした改善に努めているところであり、昭和五十二年度においても、人件費及び管理費の改善を図つたほか、入所児童の一般生活費についても引上げを行つたところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

四、児童福祉法の規定による措置は、所得の多寡にかかわらず、措置の要件に該当すれば、福祉の措置をするという仕組みになつておる、措置に要した費用は、負担できる者から徴収し、負担できない場合には、負担できない限度で国又は地方公共団体が代わつて負担することとなつていて。

五、保育所の保育時間については、一日八時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して若干の延長ができるよう保母の時差出勤、非常勤保母の配置等の措置を講じているところであるが、今後とも乳幼児の心身発達に与える影響、保育効果等を十分考慮して適切に実施されるよう指導してまいりたい。

六、保育所における職員の労働条件の改善については、労働基準法遵守等の見地に立つて昭和五十年度及び昭和五十一年度の二か年で大幅な増員を図つたところであり、昭和五十二年度予算においては、主任保母等の号俸調整、職員の年休代替制度の拡充及び民間施設給与等改善費の増額等を図つたところである。

七、留守家庭児童対策(学童保育対策)については、從来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、学校体育施設開放事業を促進し、また子供会等の地域組織の育成に努力しているところである。特に、都市部の児童については、都市部の児童館等の整備の現状を勘案し、経過措置として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から行われている都市児童健全育成事業のなかで、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置、育成事業等について助成し、その健全育成を図つてあるところである。今後とも、これらの健全育成対策の充実に努力してまいりたい。

八、(1) 保育所の建設費補助については、社会経済情勢の変化に配慮しつつ毎年度補助單

## 官報(号外)

成人病予防法(仮称)の制定に関する請願(第一三四四号)  
老人医療費支給制度の充実に関する請願(第一三五五号)

同 同

成人病予防法の制定については、現在考えていない。

今後の老人保健医療の在り方については、これから急速に増加する老人が、健康で豊かに生活していくにはどうしたらよいかという観点から、単に医療費問題だけではなく、総合的に検討を進める必要がある。このため、先般専門家による老人保健医療問題懇談会から提出された意見を踏まえ、今後総合的に検討していくこととしている。

対象年齢の引下げについては、医療機関側の受入体制との関連等影響するところが大きく困難であり、また、近年家族療養費の給付率の改善、高額療養費制度の実施等逐次患者の自己負担の軽減を推進する措置が講じられているところがあるので慎重に対処する必要があると考える。

腎臓病患者の医療と生活の改善に  
同

価の改善を図つており、昭和五十二年度においても、新たに門、開障を補助対象にする等の改善措置を講じたところである。

また保育所措置費については、職員の待遇、入所児に対する処遇向上を中心従来からその改善に努めているところであり、

昭和五十二年度においても人件費及び管理費の改善を図つたほか、入所児童の一般生活費についても引き上げを行つたところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

(2) 自治省では毎年度地方財政の運営について留意すべき事項について次官通達をもつて指導しているところであるが、この通達は、地方財政が健全に運営されるために必要と思われる事項について自治省の考え方を具体的に提示しているものであり、これを撤回する考えはない。

関する請願(十一件)(第一六九・二四一・二四八・二九三・三三・五・五一六・一二八三・一二八九・一七五三・一七六六・五九三二号)

二四一・二四八・二九三・三三  
七・五一六・一二八三・一二八  
九・一七五三・一七六六・五九三  
二号)

ている者が人工透析療法を必要とする場合に  
は、公費負担で更生医療の給付を行つてある。  
ところであり、同療法を必要とする腎臓機能  
障害児については、公費負担で育成医療の給  
付を行つてある。

また、慢性腎疾患に罹り患している児童の入  
院治療については、小児慢性特定疾患治療研  
究事業の中での治療費を公費負担している  
ところである。

二、人工腎臓装置の整備については、昭和四十  
七年度から昭和四十九年度まで地域性を考慮  
の上、国立病院、公立病院及び公的医療機関  
に対する整備を進めたが、その後においても  
公的医療機関等における人工腎臓装置の保有  
台数は大幅に伸びているところである。

なお、地域偏在の改善については、昭和四  
十九年度の人工腎臓装置の整備に当たつても  
考慮したところであるが、今後各都道府県の  
実情に応じた指導について検討してまいりた  
い。

三、透析患者の通院交通費は、日常生活費の部  
類に属する経費であり、この種の日常生活費  
の中から特定の経費だけを取り出して特別に  
公費負担するべきものではないと考える。

四、人工透析は、昼間又は夜間のいずれに実施  
するにしても計画的に行われるものであり、  
また、緊急の場合には基本診療料の時間外加  
算も認められることから、夜間透析につ  
いて診療報酬上特に区別する必要はないと思  
えている。

五、腎臓病患者に限らず、各種疾患を有する者  
にあつては、病状が進行する等によりなお手  
厚い治療をすることもあるので、働く意志  
があるとしても、一般的に雇用の促進を図る  
べき対象者とすることは適当でない。

しかし、定期的に治療を必要とするとして  
も、病状の固定している者については、公共  
職業安定所において、紹介先事業所の労働条  
件によつて円滑な推進を図ることが重要と考  
えている。

六、腎移植については、国民の理解を深めること  
によつて円滑な推進を図ることが重要と考  
えている。

このため、昭和五十二年度においては、腎  
提供者の登録制度を発足させるとともに、腎  
移植に関する普及啓もう事業を推進する等施  
策の充実を図つたところである。

また、腎移植法の制定については、今の  
ところ考えていないが、今後慎重に対処して  
まいりたい。

七、腎疾患の早期発見、早期治療に資するため、  
保健所において行わされている三歳児をはじめ  
とする乳幼児の健康診査や、医療機関におい  
て二回無料で受けことができる乳児の健康  
診査の際に、尿検査を実施しているところで  
あり、これらの健康診査により異常等が認め  
られた場合には、必要に応じ精密健康診査を  
実施する等の施策を講じている。さらに、昭  
和五十二年度から一歳六ヶ月児健康診査を実  
施することとしており、この健康診査におい  
ても尿検査を行うこととしている。

学童に対しては、学校保健法により毎年健  
康診断を実施しているが、その健康診断の項  
目として尿検査(試験紙法)を必須項目として  
いる。また、これらの健康診断によつて異常  
が認められた者については、治療の指示を行  
うこととしている。

八、腎疾患対策の一環として、国立病院医療セ  
ンター等の国立病院において、腎疾患の病床  
を整備するとともに、その病因の解明と治療  
方法の研究に努めており、また慢性腎不全患  
者に対する腎移植に関しては、国立佐倉療養  
所を中心と運営するなど、腎疾患のそれぞれ

の分野に応じて治療等の体制の整備を図つて  
いる。

現在、総合的な腎センターを設置する構想  
はもつてないが、腎疾患に関する診療機能  
の充実等については、今後とも配慮してまい  
りたい。

九、従来から、腎疾患対策の一環として、国立  
病院等の病床を整備し、これにあわせ、専門  
の医師、看護婦等医療関係者の確保に努める  
とともに、研修その他腎疾患に関する専門技  
術の普及に努めているところである。

国民健康保険料(税)の引上げ反対  
等に関する請願(二十一件)(第一  
九〇・一九一・一九二・一九三・  
一九四・一九五・一九六・一九  
七・一九八・一九九・二〇〇・二  
〇一・二〇一・二〇三・二〇四・  
二〇五・二〇六・二〇七・二〇  
八・二三六・三四〇号)

同

一、国民健康保険については、従来から他の制  
度に例をみない高率の国庫補助を行つてゐる  
ところである。昭和五十二年度予算において  
は、法定の四五パーセントの補助に加え、特  
別の財政措置として一一八億円を計上し、  
更に助成の強化を図り、被保険者の負担増の  
緩和を図ることとしている。

なお、薬価基準については、今後とも医薬  
品の市場価格をより適正に反映させるよう努  
めてまいりたい。

二、給付率の引上げは、相当の保険料(税)の引  
上げを伴うこととなり、国民健康保険財政の  
現状からみて困難である。

なお、高額療養費支給制度により、被保険  
者の負担はかなり軽減されているところであ  
る。

三、傷病手当金及び出産手当金を法定給付とし  
て、すべての保険者に義務付けることは、国民  
健康保険財政の現状等からみて困難である。

一、医療保険においては、正常分べんについて  
現金給付を行つてゐる。また、異常分べんに  
ついては、療養の給付とともに現金給付を行  
つてゐるところである。

国民健康保険においては、出産手当金は、  
現在、任意給付となつてゐるが、法定給付と

して義務付けることは、現在の国民健康保険  
の財政状況等からみて困難である。

二、現在、一般住民を対象に、結核、循環器疾  
患、胃がん及び子宮がんについての検診を行  
つてゐるところであるが、当面の課題として、  
婦人に対する実施の徹底化を図つてしまいた  
い。

三、国民健康保険については、従来から他の制  
度に例をみない高率の国庫補助を行つてゐる  
ところである。昭和五十二年度予算において  
は、法定の四五パーセントの補助に加え、特  
別の財政措置として一一八億円を計上し、  
更に助成の強化を図り、被保険者の負担増の  
緩和を図ることとしている。

保険税(料)の軽減基準については、地方税  
法の基礎控除額等を勘案しつつ、引上げを図  
つてきたところである。

一部負担金の減免は、災害等により一部負  
担金の支払いが著しく困難であると認められ  
る場合に、保険者が個々具体的に判断するも  
のであり、国としては、特に基準は定めてい  
ないものである。

給付率の引上げは、相当の保険料(税)の引  
上げを伴うことになり、国民健康保険財政の  
現状からみて困難である。なお、高額療養費  
支給制度により、被保険者の負担は、かなり  
軽減されているところである。

傷病手当金を法定給付としてすべての保険  
者に義務付けることは、国民健康保険財政の  
現状等からみて困難である。

四、助産費については、国は、国民健康保険は  
財政基盤がぜい弱であるということから、特  
別にその三分の一を補助しているところであ  
るが、昭和五十二年度においては、他の医療  
保険の給付状況等を勘案し、補助基準額を從  
来の四万円から六万円に引き上げたところで  
ある。

四、国民年金の国庫負担割合は、厚生年金が二

〇一パーセント、國家公務員共済組合等が一五  
パーセントであるのに対し、国民年金は三分  
の一と最も高くなっているほか、現在支給さ  
れている経過的老齢年金については、更に国  
庫負担割合を増加して五年年金は約四二パ  
ーセント、十年年金は約三九パーセントと、他  
制度の給付と比べて相当手厚い国庫負担が行  
われており、これを更に高める必要はないと  
考へている。

老齢年金の支給開始年齢については、老齢  
によるか得能力の喪失ないし減少に対する年  
金保障の必要性から考えてその支給開始年齢  
を決定すべきであり、国民年金の被保険者は、  
被用者年金の被保険者の場合とは異なり、退  
職の有無、その他生活の条件に相当な相違が  
ある。したがつて、国民年金の支給開始年齢  
を被用者年金に併せるため引き下げる必要は  
ないと考へている。また、老齢福祉年金の支  
給開始年齢については、福祉年金の財源が全  
額国庫負担により賄われていることからその  
引き下げは困難であると考えている。

老齢年金等の給付水準については、昭和五  
十一年における財政再計算とともに、その見  
直しを行い、大幅な引上げを行つたところで  
あり、昭和五十二年度においても、拠出制國  
民年金については物価スライドによる年金額  
の引上げを行い、福祉年金についても拠出制  
国民年金の引上率を上回る率で引上げを図つ  
たところである。

五、保育所の人所措置については、市町村長が  
人所措置するが、その際母親の労働形態、家  
庭環境等個々の家庭の状況を十分調査の上、  
保育を要する程度の高いものから入所の措置  
を決定することとしており、この方針を改め  
る考へはない。

保育所の建設費補助については、社会経済  
情勢の変化に配慮しつつ毎年度補助単価の改  
善を図つており、昭和五十二年度においては、

新たに門、団障を補助対象にする等の改善措  
置を講じたところである。

乳児は疾病事故等に対して極めて無力であ  
り、また、この時期は、将来の人間形成の基  
礎づくりが行われる最も重要な時期であるの  
で、育児休業制度の普及等母親自らが保育し  
うる条件の整備に努めるとともに、乳児を保  
育所において保育する場合にも乳児のこれら  
の特性に十分留意しつつ、整備、運営面にお  
いて乳児への悪影響を最小限にとどめる配慮  
が必要である。このような観点に立ち、從来  
から低所得階層の乳児を九人以上入所させ、  
かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保  
育所を対象として乳児保育特別対策を実施し  
てきたが、昭和五十二年度においてはその基  
準を緩和し、乳児「九人以上」を「三人以上」と  
したところである。

幼稚園については、人格形成における幼児  
教育の重要性と国民の強い要請にかんがみ、  
幼稚園教育振興計画（昭和四十七年度から五  
十七年度当初まで）を策定し、その整備、充  
実を図つてゐる。

留守家庭児童対策（学童保育対策）について  
は、従来から児童館においてこれらの児童に  
対し必要な指導を行うとともに、学校体育施  
設開放事業を促進し、また子供会等の地域組  
織の育成に努力しているところである。特に、  
都市部の児童については、都市部の児童  
館等の整備の現状を勘案し、経過的措置とし  
て、地域の主体的活動を助長するという奨励  
的観点から行なわれている都市児童健全育成事  
業のなかで、留守家庭児童等のための児童育  
成クラブの設置、育成事業等について助成し、  
その健全育成を図つてゐるところである。

無認可保育所の問題については、基本的には認可保育所の整備を推進することが先決で  
あると考へており認可保育所としての要件を  
備えることができるよう個々の実情に応じて

柔道整復師法一部改正に関する請願(二件)(第一五四・五一六七号)  
柔道整復師の修業年限は、柔道整復師として必要なすべき知識、技能を修得するためには、小規模保育所制度の適用を行なうなどの措置を講じてまいりたい。

柔道整復師法一部改正に関する請願(二件)(第一五四・五一六七号)  
柔道整復師の修業年限は、柔道整復師として必要なすべき知識、技能を修得するためには、小規模保育所制度の適用を行なうなどの措置を講じてまいりたい。

柔道整復師法一部改正に関する請願(二件)(第一五四・五一六七号)  
柔道整復師の修業年限は、柔道整復師として必要なすべき知識、技能を修得するためには、小規模保育所制度の適用を行なうなどの措置を講じてまいりたい。

柔道整復師法一部改正に関する請願(二件)(第一五四・五一六七号)  
柔道整復師の修業年限は、柔道整復師として必要なべき知識、技能を修得するためには、小規模保育所制度の適用を行なうなどの措置を講じてまいりたい。

十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行なうなどの措置を講じてまいりたい。

柔道整復師の修業年限は、柔道整復師として必要なべき知識、技能を修得するためには、小規模保育所制度の適用を行なうなどの措置を講じてまいりたい。

十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行なうなどの措置を講じてまいりたい。

柔道整復師の修業年限は、柔道整復師として必要なべき知識、技能を修得するためには、小規模保育所制度の適用を行なうなどの措置を講じてまいりたい。

柔道整復師法一部改正に関する請願(二件)(第一五四・五一六七号)  
柔道整復師の修業年限は、柔道整復師として必要なべき知識、技能を修得するためには、小規模保育所制度の適用を行なうなどの措置を講じてまいりたい。

ハンセン氏病療養所の医療の充実、整備の促進に関する請願（二件）（第二七九・一八三・二九二・三〇一・三三三・五一三・五三六・七〇一・七〇二・七八七・九〇六・一一〇九・一三八三・一三八四・一三八五・一七一三・四〇四七・五一六八・五九三四・六二九〇号）

同

は、従来から関係行政庁において配慮しているところであり、今後ともこれにより対処してまいりたい。

一、医師の定員充足及び看護婦の増員について  
は、重点的に対応してきたところであり、今後とも努力してまいりたい。  
二、国立らい療養所における医療を確保するため、医薬品等購入費、医療機器整備費、専門医招へい謝金等の経費については、毎年その増額を図っているところであり、今後とも努力してまいりたい。

三、成人病等の合併症の治療については、現在、国立らい療養所の医師をもつて対処するほか、最寄りの国立病院、国立療養所等の医師の応援を得て行つてある。特にがん等高度の専門的診療を必要とする疾患については、他の専門的病院で診療を行つており、毎年そのため必要な入院委託治療費の増額を図つてある。今後とも努力してまいりたい。

四、不自由者看護の切替えについては、昭和三十九年以来不自由度調査に基づき、必要な職員の配置を行つてきただところであり、今後とも努力してまいりたい。

五、リハビリテーションのための理学療法士等の増員については、現在、未配置施設への配置に努めているところであるが、今後とも引き続き努力してまいりたい。

六、患者の作業返還に伴う増員については、昭和五十年度から重点事項として措置しているところであるが、引き続き努力してまいりたい。  
(1) 病棟、治療棟、不自由者棟等の施設設備の整備については今後とも努力してまいりたい。  
(2) 審及び宿舎等の整備については、老朽度等を考慮して緊急性の高いものから逐次整備を進めるよう努力してまいりたい。

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願(百二十九件)（第三二一・六九四・七四六・一五二五・一六〇〇・一六四七・一九〇三・二二一七・二一九八・二五九三・二六七九・二九七五・二九七九・三〇六三・三〇八四・三七九九・三八〇三・三八二六・四〇三九・四一三三・四一三四・四一三五・四二三六・四一六二・四二九七・四二九八・四四二六・四五〇九・四六九三・四八一五・四八二四・四八五七・四八九二・四九〇五・四九三五・四九六三・四九九二・四九九三・四九九四・四九九五・四九九六・四九九七・四九九八・四九九九・五四〇〇・五〇八七・五〇八八・五〇八九・五一七〇・五一七一・五一七二・五一七三・五二三六・五二三七・五二三八・五二四八・五二六一・五二六二・五二六三・五三三九・五三四二・五五四三・五三四四・五四一四・五四一五・五四二三・五四二四・五四二五・五四二六・五四二七・五四二八・五四二九・五四三〇・五四三一・五四三二・五四三三・五四五八・五四五九・五四五六・五四五七・五四五八・五四五九・五四六〇・五四六一・五四六二・五四六三・五四六四・五四六五・五四六六・五四六七・五四六八・五四六九・五四七〇・五四七一・五四七二・五四七三・五四七四・五四七五・五四七六・五四七七・五四七八・五四七九・五四八〇・五四八一・五四八二・五四八三・五四八四・五四八五・五四八六・五四八七・五四八八・五四八九・五四九〇・五四九一・五四九二・五四九三

同

一、国民健康保険組合に対する国庫補助を市町村並びに一律に引き上げることについては、国民健康保険組合間の財政力格差が市町村の場合以上に存すること等の事情から困難である。  
しかし、国民健康保険組合に対する法定二五パーセントの国庫補助に加えて、昭和四十三年以来特別の助成を行つており、昭和五十二年度予算においては、臨時調整補助金として一七〇億円を計上し、財政力のせい弱な組合に対して、重点的に国庫補助の充実強化を図ることとしている。  
なお、昭和五十二年十二月九日に健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことにより、組合の財政力を等を勘案して、療養の給付費等の額の一〇〇分の四〇に相当する額に達するまでの範囲内において増額することができるとしたところである。

二、国民健康保険組合は、同種同業による結合関係を基盤とする相扶共済の精神に基づいて設立されている団体であることから、一般に、市町村国民健康保険に比べてその事務処理が円滑に行われうる等の事情があり、被保險者一人当たりの事務費において市町村国民健康保険との間に生ずるのやむを得ないと考えられる。  
三、老人医療費支給制度は、国民皆保険、皆年金の下において、総体的にか得能力が低く社会的にも不安定な状態に置かれている老人に対し、受療の向上を通じ福祉を増進するため、現行医療保険制度の補完的措置として実施されているものである。この制度について

(3) 療養環境の整備については、総合汚水処理設備等の整備を含め全般的にその進展を図つてまいりたい。

九九三・五九九四・五九九五・五  
九九六・五九九七・六〇八〇・六  
〇八一・六〇八二・六〇八三・六  
〇八四・六〇八五・六〇八六・六  
一一・六一五二・六三三〇・六  
三二・六三三一・六三三三・六  
三三・六三三五・六三三六・六  
三三七・六三三八・六三三九・六  
三三〇・六三三一・六三三三・六  
三三三・六三三四・六三三五・六  
四二四・六四五〇・六四七五・六  
四七六号)

難病対策特別措置法制定に関する  
請願(第三三五号)

同

同

国民健康保険の抜本的改善に関する  
請願(第三三七〇・三七一・  
四〇六・四一七号)

「ナルコレプシー症」の治療薬の供給について  
は、患者の治療に支障を來さないよう対策を  
講じてまいりたいが、これについて、特別の立  
法措置を行うことは考えていない。

一、給付率の引き上げは、相当の保険料(税)  
引き上げを伴うこととなり、国民健康保険財  
政の現状からみて困難である。

なお、高額療養費支給制度により、被保險  
者の負担はかなり軽減されているところであ  
る。

二、傷病手当金及び出産手当金を法定給付とし  
て、すべての保険者に義務付けることは、国民  
健康保険財政の現状等からみて困難である。

三、(1) 老人医療費支給制度は、国民皆保険、  
皆年金の下において、総体的にか得能力が  
低く社会的にも不安定な状態に置かれてい  
る。

五、国民健康保険においては、従来から診療報  
酬の改定が行われた際、それに伴い国民健康  
保険財政に与えられる影響を緩和するため、  
特別療養費補助金を計上してきたところ  
であるが、医療費の増加に伴う費用は本来保  
険料で賄うべきものであるので全額国庫補助  
することは、考えていない。

は種々議論があるが、財政の健全化もさることながら、我が国が本格的な高齢化社会を迎えるなかで年金、福祉サービス、保健医療等総合的な老人対策を強化する見地からみて基本的な検討が必要であると考えるので、先般提出された老人保健医療問題懇談会の意見を踏まえ、今後総合的に検討していくこととしている。

四、高額療養費支給制度に対する補助について  
は、臨時調整補助金の中から補助を行つてき  
たところであり、昭和五十二年度においても  
従来と同様に一七〇億円の臨時調整補助金の  
わくの中で措置することとしている。

(2) 児童の疾病については、従来から未熟児  
に対する養育医療、身体障害児に対する育成医療等特別の医療を必要とする者及び長期の治療を必要とする慢性疾患の患者を対象に医療費の公費負担を実施しているところであり、逐年改善を行つてているところである。

このような特別の医療以外の一般の医療まで公費負担の対象とするにについて  
は、医療保険において家族給付率の引き上げ、高額療養費制度の創設等の改善が行われたこともあり、目下のところ実施する考えはない。

(3) 原因が不明であり、治療方法が未確立である難病のうち、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額である特定疾患については、患者負担の軽減を図るために、昭和四十八年度以来、その医療に要する費用のうち保険診療の自己負担分を公費で負担しているところであり、現行の制度を改め、医療に要する費用を全額公費で負担することは考えていない。

(4) 高額療養費の自己負担限度額について  
は、被保険者の療養に要する費用の状況等に配慮しつつ、適正な額を設定してまいりたい。

支給方法については根本的に改めること（例えば現物給付化など）は、制度の趣旨からみて困難である。

四、薬価基準価格の算定に原価計算方式を採用することは、自由競争を通じて形成される市場価格を調査して薬価を算定する現行の方式に比較して国民経済的にみて効率的であるとは考えていない。

五、国民健康保険については、従来から他の制度に例をみない高率の国庫補助を行つているところである。昭和五十二年度予算においては、法定の四五パーセントの補助に加え、特別の財政措置として一、一一八億円を計上し、更に助成の強化を図つたところである。

事務費については、昭和四十九年度の大蔵・厚生・自治の三省合同調査結果に基づき、昭和五十年度において超過負担の解消を図つたところである。更に、昭和五十二年度予算においては、昭和五十一年度に引き続き補助対象を拡大し、一層の充実を図つたところである。

六、診療報酬については、国民の経済力を勘案しつつ、賃金、物価の変動に対応させるとともに、技術料は医学の進歩に即応して評価すべきものと考えており、今後とも中央社会保険医療協議会の意見を踏まえて対処してまいりたい。

七、我が国の医療については、医療保険制度を中心必要な医療を給付し、国民医療の確保充実に努めているところであり、従来から、入院料、室料の差額徴収等いわゆる保険外負担のために必要な医療を受ける機会が妨げられることのないよう保険医療機関等の指導に当たつているところである。今後とも、これが指導に万全を期してまいりたい。

また、歯科領域における差額徴収問題については、この問題の解決の基本的方向が昭和五十一年三月の中央社会保険医療協議会の答申において示され、この答申に基づき、ま

乳幼児医療無料の制度化に関する  
請願(二件)(第三七四・四二九号)

同

ず、当面、同年七月三十一日限り歯科領域における差額徴収制度を廃止したところである。廃止後の所要の措置については、中央社会保険医療協議会において審議を継続するとともに、政府としてこの問題の早急な解決を図るべき鋭意努力しているところである。今後とも歯科医療の適正化を図るよう努めてまいりたい。

八、国民健康保険被保険者証の全国通用については、従来から療養取扱機関に対し全国取扱いの申出を行うよう勧奨指導してきたところであり、この結果、昭和五十二年四月一日現在において病院の約九五パーセント、診療所の約八六パーセントが全国取扱いをしているところである。また、昭和五十年十月から全国決済制度が発足し請求事務の大幅な簡素化が図られたので、国民健康保険被保険者証の全国通用は、一層促進されるものと考えている。

一、児童の疾病については、従来から未熟児の養育医療、身体障害児の育成医療等の特別の医療及び小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ等長期の治療を必要とする慢性疾患を対象に治療費の公費負担を実施しているところであり、このような特別の医療以外の一般疾病まで公費負担の対象とすることについては、昭和四十八年度に医療保険において家族給付率の引上げ、高額療養費制度の創設等の改善が行われたこともあり、目下のところ実施する考えはない。

二、乳幼児に対しては、保健所において三歳児健診査をはじめとして無料の健康診査を実施しており、このほか乳児に対しては二回を限度として医療機関において無料の健康診査を実施しているところであるが更に、昭和五十二年度からは市町村において一歳六ヶ月児健診査を公費で実施することとしている。

三、休日、夜間における診療体制については、救急医療体制整備の一環として休日夜間急患

センターの整備の促進と在宅当番医制の普及定着化のための施策を推進している。

四、小児専門の医療機関については、国立小児病院の整備を進めるほか、都道府県小児医療センターの整備を推進しているところであるが、今後とも小児医療体制の充実に努めてまいりたい。

五、診療報酬については、国民の経済力を勘案しつつ、賃金、物価の変動に対応させるとともに、医学の進歩に即応して技術料は評価すべきものと考えており、乳幼児加算の問題も含め、今後とも中央社会保険医療協議会の意見を踏まえて対処してまいりたい。

消費生活協同組合に対しては、従来から消費生活協同組合の貸付に関する法律に基づく貸付金を増額してきたほか、日本開発銀行等政府関係金融機関の融資を活用するよう指導してきたところであり、今後とも消費生活協同組合の健全な発展が図られるよう積極的に努力してまいりたい。

また、消費生活協同組合法改正の必要性の有無については、今後とも慎重に検討してまいりたい。

労働能力を有する精神薄弱者については現行の職場適応訓練制度及び雇用奨励金制度の対象とし、その雇用の促進を図っているところであるが、治療をするその他の者については、これら雇用奨励措置により雇用の促進を図るべき対象とするとは適当でないと考える。しかし、これらの者についても、その症状の程度に応じ社会復帰のための措置を講じているところであり、このために必要な施設の整備に努めているところである。

同意入院者の医療費については、医療保険の給付率の引上げ、高額療養費の負担等医療保険の充実によつて自己負担の軽減に努めてきたと

### 難病対策に関する請願(二件) (第五〇三・五一七号)

インドネシア地域等にある戦没者遺骨収集に関する請願 (第五五二号)

同

こられるが、これを公費負担とすることが精神障害者の社会復帰を促進する有効適切な方法とは限らないので、慎重に検討する必要がある。

難病対策としては、調査研究の推進、医療費負担の軽減及び医療機関の整備を柱として、総合的な施策を推進してきているところである。

なお、医療費については、現在保険診療の自己負担分を公費で負担しているところであり、これを改め、医療に要する費用を全額国費で負担することは考えていない。また、現行の制度の対象となる難病の範囲を更に拡大することについては、専門家の意見を聴きながら慎重に対処してまいりたい。

インドネシア地域の戦没者遺骨収集は、すでに六回にわたり実施してきたところであり、特に昭和四十八年からの計画においては、従来実施できなかつた地区実施の不十分であつた地区における遺骨収集を実施すべく、インドネシア政府と折衝を重ねた結果、かなりの地区について遺骨収集を実施できたものの、主として治安上の理由から実施許可の得られなかつた地区がいくつかあつた。

これらの地区については、今後ともインドネシア政府に働きかけ、その許可を得たうえで、現地の国民感情に充分留意しつつ、補完的遺骨収集を実施する方針である。

また、インドネシア地域については、関係民族を中心とした戰跡慰靈巡回を、インドネシア政府の許可を得て、本年度中に実施することとしている。

### 国民健康保険の臨時財政調整交付金の拡充に関する請願 (第五九四号)

同

老人医療費や高額療養費の増加等による市町村の国民健康保険財政のひつ迫に対処するため、昭和五十二年度においては、四五パーセントの既定の補助に加え臨時財政調整交付金を九四八億円とし、大幅な増加を図つたところである。

国民の社会福祉実現に関する請願  
(六十九件) (第六一一・六一二・  
六一三・六二〇・六二一・六三  
三・六三七・六三八・六三九・六  
七八・六九五・七〇三・七五五・  
七九〇・八二九・九一〇・九六  
三・一〇七五・一一四一・一一九  
七・一二〇六・一二七九・一四五  
九・一六八六・一六九〇・一六九  
一・一六九二・一六九三・一六九  
四・一六九五・一七〇八・一七〇  
九・一七一五・一七五〇・一七五  
一・一七五九・一七六八・一七六  
九・一八一四・一八一五・一八一  
七・一九四五・一九四六・一九四  
〇・一二〇二七・一二〇二九・一二〇  
六・一二一九・一二四九九・二六一  
一・二六七六・一二七八三・二九一  
五・二九七三・三〇六四・三二九  
二・三三六三・三六三八・三八〇  
七・三九三二・四一七一・四六〇  
七・四七八八・四八五九・四九〇  
九・五九三五・六二九四・六四四  
二・六五五二号)

同

なお、臨時財政調整交付金の今後の在り方については慎重に検討してまいりたい。

一、年金制度については、昨今の社会経済情勢にかんがみ、拠出制年金の財政再計算を昭和五十一年度に繰り上げて実施し、年金額の引上げをはじめ、障害年金及び遺族年金の改善を主眼とした改善を行うとともに、福祉年金についても年金額の引上げを中心とする改善を行つた。

また、昭和五十二年制度改正においても、拠出年金、福祉年金とも、前年より実施時期を更に二ヵ月繰り上げて年金額の引上げ等の改善を行つたところである。

医療については、現在、日本の医療保障制度は、諸外国と比較してもそん色のない内容となつており、今後は他の社会保障制度とのバランスを考慮しつつ改善に努めてまいりたい。

二、生活保護については、昭和五十二年度においても、一般国民の消費水準の向上等を考慮して所要の改善を行つてあるところである。

三、社会福祉施設職員の待遇については、毎年度重点的に改善を図つてあるところであるが、昭和五十二年度においても、給食体制を整備するための調理員、栄養士の増員をはじめ、寮母、保母、指導員等について所要の増員を行つたほか、収容施設における主任指導員制度の新設、年休代替要員制度の充実、非常勤職員の賃金単価の引上げ等きめ細かな措置を講じたところである。

四、社会福祉施設入所者の待遇については、昭

和五十二年度において政府経済見通しにおいて見込まれる個人消費支出、物価の動向等を総合勘案して一般生活費を昭和五十二年度当初に対し一二・八パーセント引き上げたほか、し体不自由児施設等の日用品費の引上げ、養護施設等の入進学支度金の単価改善等の措置を講じたところである。

五、保育所の保育料については、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に対する保育者の負担能力、児童の処遇改善等のための保育単価の引上げ児等を総合的に勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めているところである。昭和五十二年度においても、保護者の負担能力等に見合つた負担の在り方について配慮したところであるが、今後とも保護者負担の適正化に十分配慮してまいりたい。

六、社会福祉施設の最低基準については、昭和五十二年度において精神薄弱者更生施設等一施設の基準面積の大幅拡充を図るなどの改善を行つたところであり、今後とも所要の改善を図つてある所存である。

七、社会福祉施設の整備については、昭和五十二年度において社会福祉施設整備国庫補助金を一九億円増額し、三九五億円としたほか、社会福祉事業振興会の貸付規模の拡大を図ったところである。

八、無認可保育所の問題については、基本的には認可保育所の整備を推進することが先決であると考へており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行うなどの措置を講じてまいりたい。

九、国庫補助負担事業に係る超過負担の問題については、政府としても從来からその解消に努めてきたところであるが、昭和五十二年度

昭和五十三年七月二十一日

第八十回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

五一

においても、補助基準等についてできる限りの配慮をしたところであり、今後とも補助基準の明確化、補助対象範囲の拡大等に努めてまいりたい。

地方交付税については、昭和五十二年度においては、我が国の経済及び財政の状況にかんがみ、長期的・抜本的な財源分配の変更としての交付税率の引上げは行わなかつたが、その代わりに所要の制度改正を行い、地方交付税の所要総額を確保したところであり、今後とも地方財政の運営に支障を来すことのないよう地方交付税の所要総額の確保を図つてまいりたい。

一、大腿四頭筋拘縮症については、昭和四十九年度から専門学者等による研究班を発足させ、本症の発生に關し、筋肉注射のひん度、部位、使用薬剤による影響等総合的な研究を行つてゐるところである。

同研究班の部会において手術手技、適応時期等の研究を引き続き続けるとともに、軽症者に対するリハビリテーション等の指導方法についても研究の推進に努めており、昭和五十二年四月にその成果が「筋拘縮症の治療に関する見解」として報告されたところである。

他の身体障害児と同様に育成医療の給付の対象となつており、扶養義務者等の負担能力に応じ公費負担をしているところである。

し、昭和四十九年十月に同研究班により設定された診断基準に基づき、乳幼児健康診査、三歳児健康診査、身体障害児の療育相談等の際健診を行うよう指示したところであるが、今後とも早期に患者を発見するよう努めてまいりたい。

ことにより、適切な措置がとられるよう努め  
てしまいりたい。

五、大腿四頭筋拘縮症により身体障害児になつた場合、その障害程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律又は国民年金法に規定する給付基準に該当する者にあつては、特別児童扶養手当（二十歳未満の場合）又は障害福祉年金（二十歳以上の場合）の支給を受けることができるものであり、この給付額については逐年その改善に努めているところである。

六、今後、このような事例が発生しないよう、広く医療に関する情報の収集に努める等対策の充実に努めてしまいりたい。

六五	二九六六	二九六七	三〇
一七	三〇一八	三〇一九	三〇
三〇	三〇二一	三〇二三	三〇
三三	三〇一四	三〇二五	三〇
二六	三〇九七	三〇九八	三〇
九九	三一〇〇	三一〇一	三一
〇二	三一〇三	三一〇四	三一
〇五	三一〇六	三一〇四	三一
四五	三一〇六	三一〇七	三一
四八	三一〇九	三一〇〇	三一
五一	三一〇五	三一〇三	三一
五四	三一〇八	三一〇三	三一
八四	三一〇八	三一〇六	三一
八七	三一〇八	三一〇九	三一
九〇	三一〇九	三一〇八	三一
六九	三一〇七	三一〇七	三一
七二	三一〇七	三一〇七	三一
七五	三一〇七	三一〇七	三一
一五	三一〇六	三一〇七	三一
一八	三一〇九	三一〇二	三一
二一	三一〇二	三一〇三	三一
二四	三一〇八	三一〇二	三一
八三	三一〇八	三一〇五	三一
八六	三一〇八	三一〇九	三一
五一〇	三一〇一	三一〇二	三一
五三	三一〇四	三一〇五	三一
五六	三一〇七	三一〇八	三一
八八	三一〇九	三一〇〇	三一
〇七	三一〇一	三一〇二	三一
〇四	三一〇五	三一〇六	三一
九三	三一〇九	三一〇四	三一
八二	四〇八〇	四〇八一	四〇
七六	四〇七七	四〇七八	四〇
九六	三九九七	三九九八	四〇
八五	四〇八六	四〇五二	四二
五三	四二五四	四二五五	四二

五六	四二五七	四五八	四二
五九	四二六〇	四五六一	四二
六二	四二六三	四五六四	四二
六五	四二六六	四五八九	四三
九〇	四三九一	四三九二	四三
九三	四三九四	四三九五	四三
九六	四三九七	四三九八	四四
四四	四四五五	四四五六	四四
四七	四四五八	四四五九	四四
五〇	四四五一	四四五二	四四
五三	四五九六	四五九七	四五
九八	四五九九	四六〇〇	四六
〇一	四六〇二	四六〇三	四六
〇四	四六〇五	四六八二	四六
八三	四六八四	四六八五	四六
八六	四六八七	四六八八	四六
八九	四六九〇	四六九一	四六
九二	四七六五	四七六六	四七
六七	四七六八	四七六九	四七
七〇	四七七一	四七七二	四七
七三	四七七四	四七七五	四七
七六	四七七七	四七七八	四七
七九	四七八〇	四七八一	四七
八二	四七八三	四七八四号)	

同

一、生活保護基準については、一般国民の消費水準の向上等を考慮して、昭和五十二年度においては生活扶助基準を前年度比一二・八パーセント引き上げ、障害者加算、老齢加算等についても、これに準じて引き上げる等所要の改善を行つてゐる。

一、生活保護基準については、一般国民の消費水準の向上等を考慮して、昭和五十二年度においては生活扶助基準を前年度比二・八パーセント引き上げ、障害者加算、老齢加算等についても、これに準じて引き上げる等所要の改善を行つてゐる。

国民年金における福祉年金の額の引上げについては、昭和五十二年度に拠出制国民年金の引上率を上回る率で引上げを図つたところであり、また特別児童扶養手当等の額についても昭和五十二年度に必要な改善を図つたところである。

障害福祉年金の支給制限については、同年

金は、本来、他の公的年金の支給を受ける者には支給しないことを建前としており、他の公的年金と併給されるべき性格のものではない。しかしながら、低額の普通扶助料等を受けている老人等があることを勘案して一定限度額まで併給しているものであり、併給制限を撤廃することは考えていない。また、所得制限についても、障害福祉年金は全額一般財源に依存する無拠出の年金であることから、ある程度の所得制限はやむを得ないと考えている。

生活保護と障害福祉年金との関係については、生活保護法による保護が、自ら利用しうる資産、能力等を活用してもなお生活に困窮する者に対して行うべきものであることから、障害福祉年金のように定期的に支給される金額であつて一般生活費に充てられるものは、収入として認定することとなる。

二、身体障害者福祉法の障害等級改正問題については、身体障害者福祉審議会の審査部会の中に専門家による身体障害者等級問題小委員会を設け、検討しているところであるが、最終成案を得るには、なお相当の期間を要する見込みである。

三、障害者のための街づくりに関しては、昭和四十八年以来、身体障害者福祉モデル都市設置事業を五三市において実施し、歩道と車道の段差の解消、盲人用誘導ブロックの敷設、横断信号方式の統一、公共用建物の改善等の障害者の生活圏の拡大を図るための事業を推進してきたところである。また、鉄道等の交通機関においても、障害者の利便を図るために、設備の改善等を推進しているところであり、今後とも障害者にとって住みやすい街づくりについては努力してまいりたい。

四、公営住宅については、特定目的公営住宅として心身障害者世帯向け住宅を供給し、心身障害者世帯で住宅に困窮するものを優先的に

入居させる取り組みとしているが、心身障害者が心身障害者対策主管部局と緊密な連携を保つとともに、住宅の設計上、心身障害者の生活行動に適したものとするよう指導を行つており、今後ともその量の拡大と質の向上に努めてまいりたい。

なお、住宅金融公庫においては、身体障害者世帯に対して、住宅建設資金の割増融資を行はばか、住宅の改造に対する長期低利の住宅改良資金制度を設けている。

五、運賃割引については、現在、国鉄を中心とする公共交通機関は、身体障害者に対する公共交通機関の経営の圧迫要因の一つとなつてゐるのみならず、利用者の負担の公平の観点からも検討を要するので、現状においては、すべての公共交通機関に、この種の割引を拡大することは困難である。

六、在宅障害者対策については、福祉手当の支給額を毎年増額し、昭和五十二年度においても支給額について月額五〇〇〇円から五五〇〇円に引き上げを行つたほか、家庭奉仕員及び介護人の派遣、福祉電話の設置等従来からその拡充に努めさせていけるところである。今後ともこれら在宅障害者対策についてはその充実に努めてまいりたい。

七、通所・通院等に要する費用の日常生生活費の部類に属する経費については、一般的な所得保障施策によつて対処されるべきものであり、この種の日常生活費の中から特定の経費だけを取り出して助成対象とされるべきものではないと考える。

緊急保護事業については、都道府県知事が施設等を指定して行うことになつております。その円滑な実施が行われるよう、今後とも十分指導してまいりたい。

八、我が国の医療については、医療保険制度を中心にして、必要な医療を給付し、国民医療の確保充実に努めているところであり、従来から、入院料(至料)の差額徴収等、いわゆる保険外負担によつて必要な医療を受ける機会が妨げられることのないよう保険医療機関等の指導に当たつてゐるところであるが、今後ともこれが指導に万全を期してまいりたい。

九、身体障害者の更生を援助する見地から、その障害を軽減、除去するための医療として従前から公費負担医療による更生医療の給付を行つてきているが、身体障害者の一般疾病に係る医療については、医療保険制度における家庭給付率の引上げ及び高額療養費支払制度の創設により負担の軽減を図つてゐるところであり、公費負担行うことは考えていない。

難病の治療研究については、昭和五十二年度においても治療研究対象の拡大を図つたところである。

更生医療等の制度については、医療を受けた者から、その属する世帯の所得状況に応じ費用を徴収することとしているが、現行の徴収基準が身体障害者等により、過重な負担となつてゐるとは考えていない。

補装具等の研究開発については、更に努力してまいりたい。

十、身体障害者の雇用対策については、従来から身体障害者雇用促進法に基づく雇用率制度を基本とし、各種の就職援護措置によりその雇用促進に努めてきたところであるが、昭和五十一年十月から施行されている改正身体障害者雇用促進法においては、雇用率を官公庁は一・九パーセント、民間企業は一・五パーセントに引き上げる等、雇用率制度を刷新強化するとともに、雇用率未達成の企業からは納付金を徴収する身体障害者雇用給付金制度を創設する等、その対策の抜本的強化を図つたところである。現段階では、改正法を適切

に運用するとともに、従来からの就職援護措置の積極的な活用を行うことにより事業主の雇用率達成指導を一層強化することとしている。また、心身障害者雇用促進月間を中心として積極的な啓発活動を進めることにより、事業主等の障害者に対する理解の促進に努めているところである。

十一、労働災害を受け、又は職業性疾病にかかつた者に対しては、労働者災害補償保険から必要な保険給付が行われており、この内容についても度重なる改正を経て、既に西欧先進国に比肩し得る水準にまで達しているが、さらに、昭和五十一年にも労働災害補償保険法が改正され、労働災害被災者の保護の一層の充実が図られたところである。

また、これら労働災害の被災者の社会復帰の促進については、従来から各種のリハビリテーション施設の整備拡充に努めてきたところであるが、さらに国立職業リハビリテーションセンター、総合せき損センター等、治療から社会復帰に至るまでの総合的なりハビリテーション施設の設置をはじめとしてリハビリテーション体制を整備することとしている。

十二、働く意志のある身体障害者に対し、その残された能力に適応した就労の場を提供することは、身体障害者福祉施策の重点の一つとして、従来から努力してきたところである。現在、社会事業授産施設一五八箇所、重度身体障害者授産施設五五箇所、身体障害者福祉工場一四箇所等の整備が図られており、逐年施設数及び収容定員の増加を図つてゐるところであるが、今後とも受入体制の整備に努めてまいりたい。

また、社会復帰のための各種更生施設及び収容保護を行う施設についても適切に整備を

図つてまいりたい。

**十三、社会福祉施設職員の待遇について**

は、毎年度重点的に改善を図つてゐるところであるが、昭和五十二年度においても、給食体制を整備するための調理員、栄養士の増員をはじめ、寮母、保母、指導員等について所要の増員を行つたほか、収容施設における主任指導員制度の新設、年休代替要員制度の充実、非常勤職員の賃金単価の引上げ等きめ細かな措置を講じたところである。

民間社会福祉施設に対しては、特に職員給与等の公私間格差を是正し、施設運営の安定化を図るため、昭和五十二年においては、民間施設給与改善費として九パーセントの特別加算を行つたほか、民間社会福祉施設職員の退職員の退職手当金計算基礎額の引上げを図つたところである。

家庭奉仕員の待遇については、毎年度手当の増額を行つており、今後ともその改善に努力してまいる所存である。

十四、地方公共団体等が主催して行う障害者のレクリエーションについては、現在地域活動促進事業の一環として国庫補助の対象としており、この国庫助成額は毎年増額を図つてゐるところである。

また、点字出版物については昭和二十九年度以来、録音図書については昭和三十六年度以来、その作製を国の委託事業としており、昭和五十二年度においても、障害者の福祉の向上を図る見地からきめ細かい配慮を払い、施策の充実を図つてゐる。

政府が

放送事業者を指導することは、許されていなものである。

なお、請願の趣旨については、日本放送協会及び日本民間放送連盟に連絡することとした。

**十五、郵便による不在者投票については、対象者の範囲を限定するとともに、自署主義を取り、点字による不在者投票ができないことと**

しているが、これは過去の経緯と不在者投票管理者のいない場所での投票であることにかんがみ、選挙の公正を確保するため、やむを得ない措置であると考えている。この制度は、昭和五十年から実施されたものであり、現段階では、この制度が、円滑に、かつ、過去のような不正をじやつ起することなく運用されるよう努めることが重要であると考えており、制度の改正については、今後の実施状況等をみながら検討してまいりたい。

また、点字の選挙公報や手話通訳の制度化については、全国的に円滑な実施を期するためには、必要な諸条件が必ずしも十分整つていないと考えられる現状からすれば、選挙の適正な管理執行を確保する上で種々の問題があるので、慎重な検討が必要であると考えている。

**十六、身体障害者(児)に対しては、地域の実情に応じた各種施策が、それぞれの地方公共団**

体において実施されているところであるが、政府としては、原則として全国に共通した事業について国庫補助を行つてゐる。なお、国庫補助に当たつては、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を弾力的に実施できるよう身体障害者地域福祉活動事業等において配意しており、毎年その改善に努めているところである。

級地の引上げについては、地域の生活実態等に照らして検討を加え、引上げの必要な市町村の画面に字幕を入れることについて、政府が

名瀬市生活保護級地の引上げに関する請願(第一五七六号)

同

「福祉の町づくり」のため国の法制化に関する請願(四件)（第一六八七・一六八八・一六八九・五九三同八号）

については、是正の措置を講じており、名瀬市については、現在のところ地域の生活実態、地域の均衡等からみて、引上げの必要はない。

心身障害者の自立更生と社会復帰の促進を図るための生活環境の整備については、昭和四十七年十二月の中央心身障害対策協議会報告「総合的な心身障害者対策の推進について」等でも指摘されているところであり、政府としても、昭和四十八年度から、昭和五十年度まで「身体障害者福祉モデル都市設置事業」を実施し、各都道府県におおむね一都市の合計五三市をモデル都市として指定し、心身障害者のための総合的な生活環境の整備の促進を図つたところである。

さらに、公共職業安定所、労働基準監督署、郵便局等の公共建築物の改善、横断歩道における歩道と車道の段差の解消、盲人用交通信号の設置、駅、乗物の改善等を実施してきているところである。

これらの生活環境の整備のための基準の作成及びその法的取扱いについては、現在、中央心身障害者対策協議会において、この必要性も含め、検討しているところである。

なお、歩道と車道の段差の解消については昭和四十八年に、盲人用交通信号については昭和五十年に、それぞれの基準の全国的な統一を図り、また、官庁營繕に関しては昭和五十年に「身体障害者の利用を考慮した設計資料」を作成し、関係者に配布し、整備基準の統一を図つてきているところである。

一及び二、診療報酬の改定については、診療報酬は国民の経済力を勘案しつつ、賃金、物価の変動に対応させるとともに、技術料は医学の進歩に即応して評価すべきものと考えており、今後とも中央社会保険医療協議会の意見を踏まえて、その適正化に努力してまいりた。

社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願(十六件)（第一八六五・二八四九・三九六八・四〇三八・四一八五・四二九六・四六九九・四八九六・五四二一・五四四二・五四四七・五七五七・五七六一・

六一五四・六一八九・六五一二号)

老人医療費の有料化反対、現行制度の改善に関する請願(第一九五一号)

三、医療保険制度においては、各制度の財政力等を勘案し、所要の国庫負担を行つてあるが、医療費の増加に伴う費用は本来保険料で賄うべきものであるので、診療報酬の引上げに際し新たな国庫補助を行うことは考えていない。

一、今後の老人保健医療の在り方については、これから急速に増加する老人が健康で豊かに生活していくにはどうしたらよいかという観点から、単に医療費問題だけではなく、総合的に検討を進める必要がある。このため、先般専門家による老人保健医療問題懇談会から提出された意見を踏まえ、今後総合的に検討していくこととしている。

二、(1) 対象年齢の引下げについては、医療機関側の受入体制との関連等影響するところが大きく困難である。

(2) 本制度は、保険給付の自己負担分を公費で負担するものであるから、室料差額等、保険給付の対象とならないものについて老人医療費の対象とするることは困難である。

なお、看護料、はり、きゅう等について老は、それが医療保険の対象となつた場合には、本制度の対象となるものである。

(3) 現在一一部の市町村等においていわゆる訪問看護事業が実施されているが、各実施主体によつてそれぞれ実施方法が区々であり、これを国が一律制度として実施に移すには、なお検討すべき問題が多いと考えるので、老人保健医療対策全般の問題の一つとして研究することとしている。

三、老人に対する医療施設については、医療施設全般の整備の充実により対処してまいりたい。

一、妊産婦、乳幼児に対しては、三才児健康診

保育器障害をなくし、障害児(者)

同

の生活・教育・医療の改善に関する  
請願(二十二件)(第二四二二・二  
四三三・二四二四・二四五五・二  
四二七・二六八三・二六八四・二  
六八五・二六八六・二六八七・二  
六八八・二六八九・二六九〇・二  
六九一・二六九二・二六九三・二  
六九四・二六九五・二六九六・二  
六九七・二六九八・二七〇〇号)

査をはじめとして保健所において無料で健康診査を実施しているほか、妊娠、乳児について、二回を限度として、医療機関において無料の健康診査を実施しているところである。更に、昭和五十二年度からは、市町村において、一歳六ヶ月児健康診査を公費で実施することとしている。

健康な児童の出生のためには、妊娠中の健康管理が極めて重要であるが、妊娠自らが進んでその健康の確保に努めることが最も大切であるので、従来保育所で行われていた母子保健教育に加えて、昭和五十二年度からは市町村においても母子保健指導事業を行うこととしたところであり、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及に努めている。

二、未熟児養育対策の一層の充実を図るため、昭和四十九年度に未熟児養育医療についてその対象範囲、指定養育医療機関の基準を明確にし、診療上の留意事項を定めるなどの措置をとつたところである。

三、日本小児科学会において、未熟児網膜症を予防するため、保育器中の未熟児の酸素管理、未熟児室の管理等について検討が行われていると聞き及んでいる。学会の成果が公表された段階で検討してまいりたい。

四、小児専門の医療機関については、国立小児病院の整備を進めるほか、都道府県小児医療センターの整備を推進しているところであるが、今後とも小児医療の充実に努めてまいりたい。

五、未熟児網膜症等の実態については、昭和五十年十月に行う予定であった身体障害児・者実態調査の中では握ることとしていたが、かなりの地域において調査を実施することができなかつたので、全国的規模での実態は、は握していない。

六、視力回復のための治療費の公費負担として育成医療の給付が行われている。

脳性麻痺等の障害の機能回復については、肢体不自由児施設等において、早期からの機能回復訓練が行われており、脳性麻痺等に関する研究は心身障害研究費により行っているところであるが、今後ともその推進を図つてまいりたい。

七、障害児の早期療育対策として、児童相談所における療育相談をはじめとし、各種心身障害児通園施設の設置、心身障害児通園事業等を行つてゐるところである。

また、障害児に対する早期教育の必要性にかんがみ、盲学校、聾学校、養護学校の幼稚部の計画的な整備を図つてゐるところである。なお障害児を幼稚園で受け入れるか否かについて、障害の程度が比較的軽く、毎日の幼稚園の生活に耐えられる児童は、これを受け入れ、障害のない児童とともに教育することとしており、障害児保育の実施についても検討を行つてゐるところである。

八、義務教育の段階の心身障害児に対しては、その能力、適性等に応じた適切な教育の場として小・中学校の特殊学級及び盲・聾・養護学校が用意されており、保護者は心身障害児をその心身の障害の種類・程度に応じ小・中学校又は盲・聾・養護学校に就学させる義務を課されている。なお、養護学校の義務教育は、昭和五十四年度から実施されることとなつてゐる。

また、大学入試に関する措置については、各國公私立大学・短大の入学者選抜の適切な実施を期するため毎年度定めている「大学入学者選抜実施要項」において、身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮するよう指導しており、国立大学の入学試験費について、身体障害学生特別分を予算計上して

なお、昭和五十四年度の入学者選抜から国立大学において取り入れることとなつた共通第一次学力試験の実施に際しては、身体に障害のある入学志願者について、障害の種類、程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うこととしている。さらに、入学後の教育に関する措置については、国立の大学・短大・高専について、身体障害学生の教育に要する経費や設備等についての予算計上を行うとともに、公私立大学等についても、身体障害学生の教育に関し特別の補助を行つている。

九、心身障害児施設については、入所児童の遭遇向上とその機能強化のため特に居住性の改善、指導訓練の強化を図ることとし、そのための施設、設備等に関して、補助基準面積の改善及び補助単価の引上げを行つてある。

なお、施設収容児の教育に関しては、昭和五十四年度からの義務制実施に向けて、地域及び児童の実施に即した充分な対応ができるよう、県等に対しても必要な指導を行つているところである。

特殊教育諸学校における施設計画については、障害に応じた施設計画を策定するとともに、児童・生徒の安全面に配慮するよう指導している。

また、軽度の障害を有する児童・生徒が普通学級に在籍する場合には、学校建物の通行部分に手すりを設けたり、便器の一部を洋式化するなどの配慮をするよう指導している。

このほか、国は特殊教育に関する研究・研修施設として、国立特殊教育総合研究所を設置し、実際的・総合的研究を行うとともに、都道府県における中心的指導施設である特殊教育センターの設置を促進するため、助成措置を講じているところである。

十、(1) 障害児教育教員の養成については、各都道府県に所在する国立の教員養成大学・

学部の全部に養護学校等の教員の養成課程を設置したほか、特殊教育専攻科の増設等を行つてあるところである。

義務教育諸学校の教職員定数については、目下昭和四十九年度を初年度とする第四次義務教育諸学校教職員定数改善五年計画により改善に努力しているところである。

(2) 点字及び手話の奉仕者の養成等については、現在、身体障害者地域福祉活動の一環として、点訳奉仕員養成事業、手話奉仕員養成事業、手話通訳設置事業、手話奉仕派遣事業等を国庫補助の対象としており、毎年、予算の増額を図つてあるところである。これらの事業は、各都道府県等の地域の実情に応じて実施しているものであるが、今後ともこれらの事業の推進について指導してまいりたい。

十一、点字板及び点字タイプについては、障害児に対する補装具、日常生活用具の給付の制度により公費負担が行われているところである。

書籍、資料等教材について特別の公費負担することについては、現在のところ考えていない。

十二、重度障害児(者)の療育については、今後とも施設入所児(者)の処遇の改善、在宅対策の充実等各種ニードに即した施策の拡充及び心身障害研究の推進を図るとともに、心身に障害を有する児童に対しては、その能力、適性等に応じた適切な教育の場を提供してまいりたい。

十三、障害児の医療については、既に一定の疾患に対しては、育成医療等により必要な医療の公費負担を行つてある。障害児の一般的医療については、国民皆保険下においては、医療保険制度の充実により対処すべきであり、公費による特別の負担を行う考え方はない。

昭和五十三年七月二十一日

参議院会議録追録(その二) 第八回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

## 十四、(1) 昭和五十二年度において、拠出制の年金については、物価スライドによる年金額の引上げを行い、福祉年金についても、拠出制国民年金の引上率を上回る率で引上げを図つたところである。

また、特別児童扶養手当についても、福祉年金と同様の引上げを行つたところであり、福祉手当についても額の改善を図つたところであるが、今後とも支給額の改善について努力してまいりたい。

- (2) 特別児童扶養手当、福祉手当及び福祉年金における所得制度の緩和については、扶養義務者所得制限は、昭和四十八年改正によつて撤廃に等しい大幅な改善を行い、その後も、その引上げに努めできているところである。

十五、(1) 盲人等身体障害者の適職の開発については、従来から雇用促進事業団職業研究所を中心として調査研究を進めるとともに、その成果を広く一般に公表し、身体障害者の雇用の促進を図つている。

また、この措置のほか身体障害者雇用率制度・納付金制度を中心とした身体障害者雇用促進法の適正な運用並びに事業主及び身体障害者に対する各種助成措置、就職援助措置等の積極的な活用により身体障害者の雇用の促進と安定に努めているところである。

なお、身体障害者の労働条件についてとは、身体障害者であることを理由として不当な労働条件を強いられることがないよう指導監督に努めてまいりたい。

(2) 身体障害者にとって住みよい環境づくりを促進するため、昭和四十八年度から昭和五十年度まで「身体障害者福祉モデル都市設置事業」を推進し、おおむね各県一市の五三市を指定したところである。

また、公共職業安定所、郵便局等の公共

生活保護基準の引上げと制度改善に関する請願(二件)(第二六〇二・二六〇三号)

同

建築物の改善、道路の車道と歩道との段差の解消、盲人用信号装置の設置の促進等を実施しております、今後とも身体障害者の生活環境改善についてその拡充に努めてまいりたい。

一、生活保護基準については、一般国民の消費水準の向上等を考慮して、昭和五十二年度においては生活扶助基準を前年度当初比一二・八パーセントと引上げ、その他の扶助基準についても、それぞれ所要の改善を行つた。級地の引上げについては、地域の生活実態等に照らして検討を加え、引上げの必要な市町村については、是正の措置を講じてある。

二、医療扶助は、国民の最低生活を保障する生活保護の一環として給付する関係上、必要に即応して行わるべきものであり、このため、医療の要否を審査した上で決定し、医療券を交付して、指定医療機関に医療を委託する仕組みとしている。

医療証方式については、このような生活保護制度の性格及び医療扶助が全額公費負担による医療であることなどからなお検討すべきものであるので、当面は医療券方式の下で、引き続き手続の簡略化を検討してまいりたい。

三、国民の最低生活を保障するという生活保護の建前から現在、義務教育とされていない高等学校教育について、扶助を設ける考えはない。

なお、教育費を奨学金等の収入で賄える高等学校修学者については、自立助長の見地から、能力活用を求めず、世帯内保護を認め、当該教育費については収入認定除外する等の措置を講じてある。

四、夏期手当については、夏期における支出増が、一年間を通じての消費生活を計画的に行うことにより、賄うことのできる程度のものであることから、一般的な生活扶助基準のわく



昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その二) 第八十回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

六二

三七二三・三七三六・三七九六・  
四一七三・四一七四・四三〇二・  
四三〇三・四五一〇・四七一一・  
四七九二・五二四五号)

ともに現金給付を行つてゐるところである。

なお、通院費の無料化は、現在のところ考  
えていない。

二、産前産後休業等労働基準法上の女子保護規  
定については、学識経験者により構成された  
労働基準法研究会において、実態的、法制的  
調査研究が行われるのでその結果を待つて  
対処してまいりたい。育児休業制度につい  
ては、労働婦人福祉法等に基づき、その普及  
に努めてまいりたい。

勤労婦人の妊娠中及び出産後の母性健康管理  
については、勤労婦人福祉法、母性健康管  
理指導基準に基づいて、行政指導を行つてお  
り、この指導の効果的浸透のための体制の整  
備に努めてまいりたい。

三、乳児は疾病事故等に対して極めて無力であ  
り、また、この時期は、将来の人間形成の基  
盤づくりが行われる最も重要な時期であるの  
で、育児休業制度の普及等母親自らが保育し  
うる条件の整備に努めるとともに、乳児を保  
育所において保育する場合にも乳児のこれら  
の特性を十分留意しつつ、設備・運営面にお  
いて乳児への悪影響を最少限にとどめる配慮  
が必要である。

このような観点から昭和四十四年度から低  
所得階層を対象として、一定の設備及び運営  
基準に適合する保育所において乳児保育を実  
施しており、昭和五十二年度においてはその  
基準を緩和し、乳児「九人以上」を「三人以  
上」とするとともに、対象人員を増員したと  
ころである。

保育所の整備については、従来から増設整  
備を行つてきたところであり、昭和五十二年  
度においても、保育需要の実態に即して引き  
続きその増設を図ることとしている。

四、現在、一般住民を対象に結核、循環器疾患、  
胃がん及び子宮がんについての検診を行つて  
おり、当面の課題として家庭婦人に対する実

施の徹底化を図つてまいりたい。

五、入院分べんが行われた場合に家庭に対  
しては、主婦の病気入院等の場合に  
おいても同様の問題があり、また保育所への  
入所措置等との関連もある問題であるので、  
これを制度化することは困難である。

六、市町村が設置する母子健康センターにつ  
いては、その整備費の三分の一を国が補助して  
いるところであり、毎年その単価を引き上げ  
る等の改善を図つては、昭和四十九年度か  
ら、従来の助産、保健指導部門併設の母子健  
康センターのみならず、保健指導部門単独の  
母子健康センターについても補助対象とする  
など時代の推移に即応した改善を図つては  
いるところである。

また、母子健康センターで実施される各種  
母子保健サービスに対しても必要な助成を行  
つてはいるところである。

七、性教育は、生徒の心身の発達段階に応じ  
て、中学校においては、保健体育、理科、技  
術・家庭、道徳、特別活動等により、高等学  
校においては、保健体育、理科、社会、家  
庭、各教科以外の教育活動等により学校教育  
全体を通じて行われている。

また、母性教育については、中学校の技術・家庭科や高等学校の家庭一般の科目にお  
いて保育の領域が設けられているほか、高等  
学校の保育科、衛生看護科等の学科におい  
て、小児保健、母子看護等に関する教育を行  
つてはいるところである。

八、母性保障に関する審議会としては、中央  
児童福祉審議会、社会保険審議会、社会保障  
制度審議会、雇用審議会等が既に設置されて  
おり、これらの審議会で専門的な立場から審  
議が行われてゐるところであるので、これら  
とは別に母性保障審議会を設置することは考  
えていない。

水道事業に係る国庫補助率の引上げ等財政措置の強化に関する請願  
(第三六六六号)

日雇健康保険制度の改善に関する請願(六件) (第三七九五・三八一  
七・三九三三・四〇五二・六一六  
四・六五一四号)

同

水道事業に対する国庫補助については、從来からその充実に努めてきたところであり、特に昭五十一年度において、補助率の引上げを含む補助体系の整備を図つたところである。

一、適用の拡大については、現行日雇労働者健康保険の適用事業所が健康保険の適用事業所であることを前提としているので、五人未満事業所等の健康保険への任意包括適用促進により対処してまいりたい。

二、受給要件の緩和、保険料負担、分担費及び日雇労働者健康保険制度の政府管掌健康保険制度への統合については、先頃提出された社会保険審議会の意見も踏まえ、引き続き検討してまいりたい。

三、保険料の労使負担割合を三対七にすること

については、社会保障制度全般の費用負担の在り方に関連するとともに、中小企業の事業主の負担能力等にも配意する必要があるのでも、慎重に検討してまいりたい。

四、国庫負担を増額することについては、現在給付費の三五パーセントを国庫負担しているところであり、ひつ迫した国の財政状況からみて現行以上の負担は困難である。

一、診療報酬については、国民の経済力を勘案しつつ、賃金、物価の変動に対応させるとともに、技術料は医学の進歩に即応して評価すべきものと考へており、今後とも中央社会保険医療協議会の意見を踏まえて対処してまいりたい。

二、歯科疾患の予防については、従来から「歯の衛生週間」等の実施により、歯科衛生思想の普及を図っているほか、地域における保健衛生指導者を対象に歯科衛生に関する知識の向上を図るため講習会を行つてある。

また、学校においては、発達段階に応じた保健指導を行うとともに学校歯科医(非常勤)

五七・六二九二・六二九三・六四  
四八・六五二三号)

冬期暖房料についての療養担当手当当規則を東北その他の寒冷地に適用することの請願(三件) (第三八五〇・四一八三・六一五五号)

同

北海道の療養担当手当は過去の経緯、特殊事情を考慮して、昭和三十八年九月の地域差撤廃後においても特例的に残されたもので、原則的には診療報酬は地域によつて区別されるべきものではないと考えており、拡大適用は考えていない。暖房の問題については、今後の診療報酬の改定の際に、入院料の一環として、中央社会保険医療協会の意見を踏まえて対処してまいりたい。

留守家族児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、学校体育施設開放事業を促進し、また子供会等の地域組織の育成に努力しているところである。特に、都市部の児童については、都市部の児童館等の整備の現状を勘案し、経過的措置として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から行われている都市児童健全育成事業のなかで、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置、育成事業等について助成し、その健全育成を図つてゐるところである。今後ともこれらの児童健全育成対策の充実に努力してまいりたい。

学童保育制度の拡充に関する請願  
(二件) (第四二九五・五六五一号)

同

を置き、定期の健康診断とその事後指導を行うこととしている。

三、歯科医療の確保と改善については、今後とも努力してまいりたい。

「母性保障法」の制定に関する請願  
(第四七一〇号)

同

一、母性的健康確保のためには母性自ら進んで妊娠、出産、育児についての正しい理解を深め、その健康の保持増進に努めることが重要であるので、従来保健所で行っていた母子保健教育に加えて、昭和五十二年度から市町村においても母子保健指導事業を行うこととしたところである。

二、妊産婦については保健所において無料で健診を行つておるほか、妊婦について二回

医療機関において無料で健康診査が受けられることになつてゐるところである。

また、産前産後休業等労働基準法の女子保護規定については、学識経験者により構成された労働基準法研究会において実態的法制的調査研究が行わされているので、その結果を待つて対処してまいりたい。

三、医療保健においては、従来から、正常分べんについて現金給付を行つてゐるところである。

また異常分べんについては、療養の給付とともに現金給付を行つてゐるところである。四、低所得の乳幼児のうち特に栄養強化を必要とするものに対するミルク等の栄養食品を支給しているところである。

また育児休業制度については、勤労婦人福祉法等に基づき、その普及に努めてまいりたい。

なお、勤労婦人の妊娠中及び出産後の母性健康管理に関する措置については、勤労婦人福祉法、母性健康管理指導基準に基づいて行政指導を進めてまいりたい。

五、保育所の整備については、従来から増設設備を行つてきたところであり、保育需要の実態に即して引き続きその増設を図ることとしている。

六、時間外労働の制限等労働基準法の規定については、その遵守のための指導に努めてまいりたい。

七、市町村が設置する母子健康センターについては、その整備の促進を図るため、整備費の三分の一を国が補助しているところであり、毎年その単価を引き上げる等の改善を図つてゐるが、昭和四十九年度から従来の助産、保健指導部門併設の母子健康センターのみならず、保健指導部門単独の母子健康センター

#### 国立療養所畠賀病院の医療改善等に関する請願(第四九〇〇号)

同

についても補助対象とするなど、時代の推移に即応した改善を図つてゐるところである。また、入院分べんが行われた場合等に家庭に対して家事や育児を行うホームヘルパーを派遣することについては、主婦の病気入院等の場合においても同様の問題があり、また保育所への入所措置等との関連もある問題であるので、これを制度化することは困難である。

八、現在一般住民を対象に結核、循環器疾患、胃がん及び子宮がんについての検診を行つてゐるところであり、当面の課題として家庭婦人に対する実施の徹底化を図つてしまいりたい。

一、国立療養所の看護体制の強化については、いわゆる二、八体制の整備を図ることを最重点目標として努力してきたところであるが、国立療養所畠賀病院については、昭和五十二年度において他の国立療養所との均衡を考慮し、看護婦七人を増員し、その充実強化を図つたところである。

二、国立療養所の定員削減に当つては、国立療養所の現状を考慮し、医師、看護婦等医療に直接従事する職員は、削減の対象から除くとともに、これらの職員については、積極的に増員を図つてきたところであり、昭和五十二年度においては国立療養所畠賀病院についても医療技術職員二人の増員を図つたところである。

なお、賃金職員を定員化することはできな

い。

三、国立療養所畠賀病院の鉄筋化等については、昭和四十九年度から病棟の鉄筋化整備を行つており、この結果、昭和五十二年度までに入院病床一八〇床分の整備を完了する予定である。

# 官報

## 号外 昭和五十三年七月二十一日

### ○第八十四回 参議院会議録追録(その三)

件名	所管省	請願に対する処理要領
重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(十四件) (第四九一七・五 一五八・五五二七・五五二八・五 九六五・六四一六・六四一七・六 四二七・六四六七・六四六八・六 四六九・六四七〇・六五一一・六 五二二号)	厚生省	<p>一、重度の障害を有する戦傷病者が介護を必要とする場合にあつては、そのための費用は、特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体の中で賄われるものと考えており、これらの額は、他の制度と比較してそん色のないものとなつているが、今後とも重度戦傷病者の生活実態に即して現行給付の一層の充実に努めてまいりたい。</p> <p>二、国民年金における福祉年金は、本来いざれの制度からも年金を受けることのできない者に支給される補完的な年金であつて、他の公的年金を受けることのできる者に対して支給されるべき性格のものではない。</p> <p>しかしながら、現実には低額の普通扶助料等を受けている者があることを勘案し、従来から一定限度額まで併給しているところである。</p> <p>三、増加恩給は増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられていることを考慮し、障害そのものの評価、障害の与える影響等に応じた年額を支給するものであるのに対し、扶助料は、公務員が死亡した後の遺族の生活の支えとして普通恩給を基礎として算出した額を支給するものであるから、その趣旨は全く異なっている。したがつて扶助料の額を増加恩給の額に準じた額に改めることは恩給制度の基本にかかる問題である。</p>

生協への規制を取りやめ、生協運動助成強化に関する請願(三件)  
(第五〇八四・五〇八五・六四〇号)

同

消費生協協同組合に対しても、従来から消費生活協同組合の貸付に関する法律に基づく貸付金を増額してきたほか、日本開発銀行等政府関係金融機関の融資を活用するよう指導してきたところであり、今後とも消費生活協同組合の健全な発展が図られるよう積極的に努力してまいりたい。

国立寺泊療養所のあり方については、今後とも慎重に検討してまいりたい。

り、困難である。

四、公務上の傷病により重度の障害がある戦傷病者に対しては、国家補償の精神に基づき、国立保養所に収容し、医学的管理の下に保養する機会を提供することとしているが、戦傷病者の一般的な老齢化に伴つて生じる施設収容のニードについては、老人福祉施策の一環として老人福祉施設を計画的に整備していくことにより対処することとしており、老齢化した戦傷病者のための援護施設を独自に設置することは考えていらない。

五、戦傷病者の国鉄無賃乗車船取扱いについては、従来から戦傷病者援護制度の一環として実施してきたところであるが、昭和五十二年度からは第三目症及び第四目症の障害程度の者についてもその対象とし、援護の充実を図ることとしている。

この制度の国鉄バスへの適用、家族単独利用への適用及び特別急行料金等の無料化については、制度の趣旨等にかんがみ、慎重な検討を要する問題であると考える。

また、公・民営交通機関における運賃割引については、既に一部の地方公共団体において、自主的判断に基づき実施されているところである。

難治性患者、職業病患者の医療と生活に関する請願(十件) (第五四三七・五四四五・五四五六・五六七七・五六六二・五七八三・五六四九・五九五〇・六〇一一・六一〇〇四号)

同

一、救急医療対策については、昭和五十二年度において新たに地域医師会の在宅当番医制に対する助成、重症救急患者のための第二次救急医療体制の整備及び広域救急医療情報システムの整備を進めることとし、従来の施策の拡充とともに、総合的な救急医療体制の整備を推進することとしており、今後とも、国公立病院、民間病院等の医療機関との連携の下に、その拡充に努めてまいりたい。

二、医師については、医科大学(医学部)の新設及び定員増加措置を進めてきたところであり、この結果、昭和六十年において人口一〇万対一五〇人の医師を確保するという当面の目標は同年をまたずに達成される見込みである。

看護婦については、看護婦需給五か年計画に基づき、総合的な看護婦確保対策を推進しているところである。

離島、山村等におけるへき地医療の確保については、昭和五十年度からへき地中核病院を無医地区を有する広域市町村圏に整備し、圏内の無医地区に対する巡回診療、へき地診療所への医師派遣を行う等の諸施策の充実を図っているが、今後とも地域の実情に応じ、その推進を図つてまいりたい。

三、我が国の医療については、医療保険制度を中心必要な医療を給付し、国民医療の確保充実に努めているところであり、従来から、入院料、室料の差額徴収等いわゆる保険外負担のために必要な医療を受ける機会が妨げられることが多いよう保険医療機関等の指導に当たつていているところであるが、今後とも、これが指導に万全を期してまいりたい。

四、医薬品の安全性の確保については、従来から、製造承認審査の厳格化、薬効再評価の推進、副作用情報の収集・伝達等の対策を講じてきているが、今後ともこれらの対策を推進してまいりたい。

また、医薬品によつて健康被害を受けた者の救済制度については、現在鋭意検討を進めているところである。

五、医療に必要な新鮮血液については、医療機関の需要に応じて血液センターからその都度供給することとしているが、更にその供給の円滑化を図るため、日本赤十字社に対し、患者等からの供給についての要望にこたえることを目的として血液センターに相談窓口を設けるよう指導しているところである。

六、乳幼児に対しては、保健所において三歳児をはじめとする乳幼児に対する健康診査を行うほか医療機関において乳児に対し二回を限度として無料の健康診査を行つていているところであり、これらの健康診査の際に尿検査も実施しているところである。

さらに、昭和五十二年度から一歳六ヶ月児健康診査を実施することとしており、この健康診査の際にも尿検査を行うこととしている。学童に対しては、学校保健法により毎年健康診断を実施しているがその健康診断の項目として、尿検査(試験紙法)を必須項目としている。また、これらの健康診断によつて異常が認められた者については治療の指示を行ふこととしている。

このほか、脳卒中、がん等の成人病については、中高年齢層を対象にその発生予防及び早期治療のための検診事業を推進しているところである。

七、国立らい療養所の施設整備については、全国一三施設間に不均衡が生じないよう配慮しながら整備を進めているところである。

八、結核の命令入所患者に対する医療費等については、毎年度必要額の予算計上に努めているところである。また、結核に対する医療供給体制については、従来から国立療養所を中心として施設面、要員面での充実を図つてきただころであり、今後ともその整備に努めてまいりたい。

まいりたい。

九、健康保険の療養給付を本人、家族とも一〇割に改め、初診料、再診料、入院時負担及び高額療養費の限度額の増額並びに薬代、給食費などの患者負担を行わないようにするためには、保険料の大額な引上げが必要であるが、これについて国民的合意を得ることは極めて困難である。

十、傷病手当金の給付率の引上げについては、費用負担との関係及び他の所得保障制度との均衡を考慮する必要があり、慎重な検討をする。また、その支給期間については、昭和五十二年十二月九日、第八三回国会において成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、従来の六ヶ月から一年六ヶ月に改善されたところである。

十一、(1)障害年金等の年金額については、昭和五十一年度において財政再計算により、給付水準の見直しを行い、大幅な引上げを図つたところであり、また昭和五十二年度において、拠出制の年金については、物価スライドによる年金額の引上げを行い、福祉年金についても、拠出制国民年金の引上率を上回る率の引上げを行つたところである。

(2)障害年金等の等級認定については、医学の進歩に即応するため、昭和四十九年に、腎不全により人工透析療法を受けていた者に係る廃疾認定基準を整備したほか、昭和五十二年八月には、廃疾認定日の変更等に伴う廃疾認定基準の見直しを行い、適正な認定を行いうるよう努めているところである。

(3)福祉年金の本人所得制限については、昭和五十二年前年度において給付を受けた者が引き続き給付を受けられるよう支給停止率を維持することを目標に改正が行

われ、限度額が夫婦で一五三万円から一六四万円に引き上げられたところである。

十二、廃疾認定日を一年六ヶ月とすることについては、昭和五十二年八月一日から、既に実施したところである。

また、廃疾認定日を一年六ヶ月後の日としたことに伴い、廃疾認定基準についても、医学の進歩に即し、専門的検討を加えた上改善したところである。

なお、障害等級については、各制度の等級表を整備統合することに関連する問題であり、早急な結論を得ることは難しいと思われるが、今後の課題として検討いたしたい。

十三、身体障害者手帳の交付は、一定の永続的な身体機能障害に着目して行うものであるから、個々の疾病等により交付対象となることは困難である。

また、人工肛門、職業病、「難病」、慢性疾患などを含めた障害者(児)の実態調査を昭和五十二年度に実施する予定はない。

十四、職業病対策については、近年新原材料の導入、新しい作業方法等による新しい職業病の発生がみられているところであり、その中には職業がん等のように労働者に重度の健康障害をもたらすものもあり、労働災害対策上極めて重要な問題があるので、第八回国会において労働安全衛生法及びじん肺法の一部改正を行うなど從来より予防、治療、補償から社会復帰に至る一貫した施策を総合的、重複的に展開しているところである。

また、補償対策については、労働者災害補償保険制度の度重なる改正を経て、既に西欧先進国に比肩し得る水準にまで達しており、昨年も労働者災害補償保険法が改正され保険給付の一層の充実が図られたところであるが、今後とも労災病院を中心とする医療体制の充実等を図るとともに、職業病に対する迅速な補償を確保するため認定基準の整備等に

努めてまいりたい。

十五、職業病の早期発見等については、職業病対策の重点は予防であり、労働安全衛生法及び関連法規によつて事業者に対し必要な予防措置を義務付けるとともに患者の早期発見のために健康診断を実施させることとしている。また、労働者災害補償保険では業務に起因する疾病で療養を要するものについては、所定の保険給付を行つているところであり、迅速な認定を促進するため、専門家会議を設置し、医学的知見の得られ次第必要に応じ認定基準を作成しているところであるが、昭和五十二年八月には、職業病の早期発見、早期治療を目的とした「診断サービス制度」を発足させ、職業病対策の充実に努めているところであり、今後とも労災補償給付の迅速化、適正化に努めてまいりたい。

十六、職業病治療制度については、労働者災害補償保険においては、業務との相当因果関係のある疾病又は障害で療養を要するものについて、療養を必要とする期間必要なすべての療養を行つてあるところであり、必ずしも局所疾患の治療に限定しているものではない。

しかしながら、業務との相当因果関係については、医学的に必ずしも明確でない点があるので、今後とも検討してまいりたい。

十七、労働者災害補償保険では、労働災害や職業病により被害を受けた者の治療・リハビリテーションを行うために、現在、全国に労災病院（三四か所）と労災委託病棟（一か所）を設置するとともに、治療設備の充実した病院などを指定医療機関として指定し、療養体制の整備を図つてきているところであるが、今後ともその整備拡充を行つてまいりたい。

十八、(1) 給付基礎日額の最低額については、賃金水準や他の保険制度の動向等を考慮して定めることとしており、本年六月にも

一、八〇〇円から二、一八五円に引き上げたところであり、今後とも引上げに努めてまいりたい。

(2) 休業補償額については、度重なる制度改正により、現在、休業四日目から休業補償給付と休業特別支給金を支給することとしており、これらを合わせると支給率は給付基礎日額の八〇パーセントにまで達し、先進西欧諸国に比してもそん色のないものとなつていている。

(3) 給付額のスライドについては、労働者災害補償保険はか得能力の損失をてん補することを目的とした制度であり、賃金の変動に応じて引き上げる賃金スライド制が妥当である。

なお、年金給付については、昭和五十二年四月から二〇パーセント賃金スライド制から一〇パーセント賃金スライド制に改善したところである。

十九、(1) 身体障害者雇用促進法の適用範囲の拡大については、「難病」、慢性疾患者等の症状は種々多様であり、症状が進行するなど、なお治療を要するものもあるて、これらの者を一般的に雇用の促進を図るべき対象者とするとは適当でないと考える。

しかし、難病患者等であつてもその病気による障害が固定し、法で定める身体障害者の範囲に該当することとなつた者については、当然身体障害者としてこの法律の対象となつてゐる。なお、この法律の適用を受けない者についても公共職業安定所等において個々のケースに応じて必要な職業のあつ旋等を行うこととしている。

(2) 担当者の増員については、現在、公共職業安定所に、専門的知識をもつて、心身障害者の職業指導に当たる就職促進指導官を配置し、ケースワーカー方式によるきめ細かな職業指導、職業紹介を行つてゐるところ

医療保険制度の改革に関する請願  
(二十三件) (第五六一七・五六一  
八・五七四〇・五七四一・五七七  
九・五七八〇・五七八一・五八一  
二・五八一三・五八一四・五八一  
五・五八二〇・五八八七・五八八  
八・五八九六・五九五四・五九五  
五・五九五六・五九七七・五九七  
八・五九七九・五九八〇・六四七  
九号)

同

医療保険制度の改革に関する請願  
(二十三件) (第五六一七・五六一  
八・五七四〇・五七四一・五七七  
九・五七八〇・五七八一・五八一  
二・五八一三・五八一四・五八一  
五・五八二〇・五八八七・五八八  
八・五八九六・五九五四・五九五  
五・五九五六・五九七七・五九七  
八・五九七九・五九八〇・六四七  
九号)

一、医療保険制度については、制度の基本的な見直しを行い、今後の社会経済情勢に対応した医療保険制度の確立に努めてまいりたい。  
医療制度については、国民医療の確保を図るため、救急医療対策、へき地医療対策、医療関係者の確保等施策を推進しているが、今後ともその充実に努めてまいりたい。  
二、国民医療の確保については、疾病構造の変化等を考慮しつつ、地域の実情に応じ医療施設の整備を推進しており、公的医療機関に対してはへき地医療対策及び救急、休日、夜間医療の確保対策等の関連で助成を行つてきているところであるが、今後とも地域医療体制整備のため、その充実強化を図つてまいりたい。

三、診療報酬体系の合理化については、診療報酬の改定の際に可能な限り甲表と乙表の点数の一本化を図るとともに、昭和五十二年十一月に告示した薬価基準改正において銘柄別薬価収載方式を採用することとする等、従来からその合理化に努めてきているところであ

り、今後ともその充実を図つてしまりたい。

二十、(1) 職業病等にかかり働きながら一定の治療を必要とする労働者については、そのため解雇されることのないよう労働基準監督機関において個々のケースに応じて事業主に対し指導を行うこととしている。

なお、職業病等の労働災害で休業を余儀なくされる労働者については、休業期間及びその後三十日間は労働基準法により解雇できないこととしている。

(2) 働きながら一定の治療を必要とする労働者の就職については、公共職業安定所等において個々のケースに応じて事業主の理解を深めながらそのあつ旋に努めてまいりたい。

障害児保育の充実改善に関する請願(二十二件) (第五七四二・五七六三・五七七四・五七七五・五八一七・五八八四・五八九五・五九四一・五九九八・六〇一〇・六〇八七・六〇八八・六〇八九・六〇九〇・六〇九一・六〇九二・六一五八・六一五九・六一六〇・六二九九・六三九一・六四二九号)

同

国立浜田病院を地域の医療需要(救急老人医療を含む)に対応できるような医療機関としての整備、拡充等に関する請願(第五七七〇号)

同

障害児保育事業は、昭和四十九年度から試行的に実施しているものであり、昭和五十二年度においては、各県一か所の予算措置がとられている。

障害児保育の実施に当たつては、対象とする障害児の範囲、保育の方法、障害児通園施設等関係機関との関連等今後検討すべき問題も多く、その基本的な在り方について検討を行つているところである。

障害児保育事業は、昭和四十九年度から試行的に実施しているものであり、昭和五十二年度においては、各県一か所の予算措置がとられている。

また、政府管掌健康保険においては、医療給付費の一四・八パーセント、日雇労働者健康保険においても、医療給付費の三五パーセントの国庫補助を行つているところである。

一、国立浜田病院の整備については、今後とも慎重に検討してまいりたい。  
二、国立病院の看護体制の強化については、いわゆる二、八体制の整備を図るため、最重要事項として努力してきたところであるが、国立浜田病院についても、昭和五十二年度において、他の国立病院等との均衡を考慮し、看護婦八人を増員し、その充実強化を図つたところである。

三、診療放射線技師、臨床検査技師等医療技術者の確保については、養成力の強化、各国立病院間の職員の配置換え等により定員の充足

を図つてあるところであるが、その確保につ  
き更に努力してまいりたい。

四、国立病院・立療養所における施設内保育所  
については、これらは看護婦の確保及び職員  
の福利厚生の増進という見地から、互助会等  
により設置されたものであるが、児童の適切  
な保育のため、国においても施設の提供、保  
母の入件費及び設備費の助成を推進してきた  
ところであり、昭和五十二年度においても箇  
所数の増、保母入件費の単価増を図る等助成  
措置の拡大を行つてある。

犬の登録手数料引上げ等に関する  
請願（二件）（第五七九九・五九〇  
四号）

同 同

狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料につ  
いては、請願の趣旨を含めて検討を行い、その檢  
討を待つて所要の措置を講じたい。

一、福祉年金の引上げについては、従  
来から重点的に配慮しているところであり、その  
昭和五十二年度においても拠出制国民年金の  
物価スライド率を上回る率で引上げを図つた  
ところである。

老人クラブ活動の助成については、従来か  
ら重点的に配慮しているところであり、その  
おいても助成単価月額を四五〇〇円から四七  
〇〇円に引き上げたところである。

二、老人医療費支給制度の対象年齢の引下げ等  
については、医療機関側の受入体制との関連  
等影響するところが大きく困難である。

三、老人憩いの家については、昭和五十一年十  
月現在一七二九か所設置されており、今後とも  
老人が気軽に利用できる施設として地域の  
実情に応じた設置がなされるよう指導してま  
いりたい。研修・作業・保養の機能を兼ねた  
臨海・林間施設の実現については、老人が生  
きがいのある有意義な老後生活を送るための  
場として年金福祉事業団において大規模年金  
保養基地を全国一一か所に建設する計画が進

働く婦人に見合つた保育所増設等  
に関する請願（十三件）（第六二七  
五・六二七六・六二七七・六二七  
八・六二七九・六二八〇・六二八  
一・六二八二・六二八三・六二八  
四・六四〇一・六四四三・六四七

同

められているところである。また、こうした  
総合施設の機能の一端を担うものとして老人  
休養ホームを整備してきたところである。

四、高齢者の就労問題については、従来から高  
齢者無料職業紹介所を設置し、老人の就労あ  
つ旋及び相談業務等を実施してきたところで  
あるが、昭和五十一年度末現在既に一八八か  
所が整備済みであり、昭和五十二年度には更  
に七か所が増設されることとなつてある。今  
後ともその一層の充実強化を図り、高齢者が  
できる限り、就労の機会を得られるよう努め  
てまいる所存である。

家庭奉仕員派遣事業については、従来より  
重点的に配慮しているところであり、家庭奉  
仕員の増員については、昭和五十一年度の一  
二二〇人に対し昭和五十二年度において更  
に五〇〇人の増員を行つてある。また派遣回  
数については少なくとも週二回以上とし、介  
護の必要性が高い老人にはそれを上回る回数  
となるように指導しているところである。

五、国鉄の優待割引と生活保護者に対する無料  
化については、国鉄財政が破たんにひんして  
いる現状にかんがみ、公共的な見地からの割  
引による国鉄の過重負担はこれをできる限  
り排除する必要があり、国鉄運賃について高  
齢者優待割引及び生活保護者に対する無料化  
の措置を設けることは困難である。

なお、民鉄についてもこのようない運賃の割  
引を実施することは、一般利用者との間の運  
賃負担の公平等の観点からみて極めて困難で  
ある。

一、保育所の整備については、従来から増設整  
備を行つてきたところであり、昭和五十二年  
度においても保育需要の実態に即して引き続  
きその増設を図ることとしている。

二、乳児は疾病、事故等に対して極めて無力で  
あり、また、この時期は、将来の人間形成の

四号)

基盤づくりが行われる最も重要な時期であるので、育児休業制度の普及等母親自らが保育しうる条件の整備に努めるとともに、乳児を保育所において保育する場合にも乳児のこれらの特性に十分留意しつつ、設備、運営面において乳児への悪影響を最少限にとどめる配慮が必要である。

このような観点に立ち、従来から低所得階層の乳児を九人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施してきたが、昭和五十二年度においてはその基準を緩和し、乳児「九人以上」を「三人以上」としたところである。

また、保育所の保育時間については、一日八時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して若干の延長ができるよう保母の時差出勤、非常勤保母の配置等の措置を講じているところであるが、今後とも乳幼児の心身発達に与える影響、保育効果等を十分考慮して適切に実施されるよう指導してまいりたい。

三、無認可保育所の問題については、基本的に認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行うなどの措置を講じてまいりたい。

政府においては、旧主要戦域に相手国政府の許可を得て、現地の諸事情、特に現地の国民感情を充分勘案しつつ、逐次戦没者慰靈碑を建立に関する請願(第六二一八五号)

同

横浜市旭区に国立総合病院を設立することの請願(第六三三九号)

同

横浜市南部に社会保険事務所増設等の請願(第六三三九号)

同

横浜市内には、旭区に隣接して、戸塚区に国立横浜病院、保土ヶ谷区に国立横浜東病院の二病院があり、同市内に新たに国立病院を設置する考えはない。

一、社会保険事務所の増設については、管内の被保険者数、事務所の職員数等を勘案し、全国的な社会保険事務所の整備計画に基づいて行っているところである。

横浜南部地域は、現在横浜南社会保険事務所及び国民年金横浜第二社会保険事務所の管轄区域であるが、管内被保険者数、職員数等からみて、当面同地域に新たに社会保険事務所を設置することは困難である。

しかしながら、急増する年金受給者に対する相談等国民サービスの第一線機関としての社会保険事務所の整備充実は重要な課題であるので、長期的事務所配置計画を踏まえ、地域の諸条件を勘案しながら御要望に沿うよう努めてまいりたい。

二、年金相談センターの設置については、昭和四十九年度以来急増する年金相談に応ずるための年金相談コーナーを大都市の交通の便のよい街の中心地や駅前に設置してきたところであり、昭和五十二年度には、横浜市を含め三か所に新設し、現在九か所となっている。

横浜市内の年金相談コーナーは、国鉄根岸線の桜木町駅前にある読売横浜ビル(横浜市中区桜木町一の二)に、本年十一月十日オープンし、各種年金相談に応じている。

三、関係職員の増員については、年金受給者の増加に伴い急増する相談業務への対応等被保險者、受給者に対するサービスの向上を行っている。

国民生活に直結したサービス業務である社会保険業務の特殊性にかんがみ、これらの業務に従事する職員の確保については今後とも

引き続き努力してまいりたい。

民間社会福祉施設職員の給与等改善費の改定に伴う加算率算定期準の改善に関する請願(第六三四〇号)

横浜市港南区に休日診療所を設置すること等の請願(第六三四一号)

同

保育所における職員の待遇改善については、従来から配慮してきたところであり、昭和五十二年度においても、民間施設給与等改善費の増額等を図つたところであるが、今後とも改善に努めてまいりたい。

一、医療体制の整備と医療要員の確保は、国民医療の確保の上で重要な課題であり、このため、昭和五十二年度においては特に緊急を要する救急医療対策の充実をはじめ、施策の推進を図つてある。横浜市港南区等各地域の具体的な救急医療対策の推進については、都道府県等の計画をもとに協議、指導をしてまいりたい。

二、休日夜間の診療体制については、救急医療体制整備の一環として、休日夜間急患センターの整備の促進と在宅当番医制の普及定着化のための施策を推進している。

保育関係予算の大幅増額等に関する請願(第六三四二号)

同

(2) 保育所の建設費補助については、社会経力であり、また、この時期は、将来の人間形成の基盤づくりが行われる最も重要な時期であるので、育児休業制度の普及等母親自らが保育しうる条件の整備に努めるとともに、乳児を保育所において保育する場合にも乳児のこれらの特性に十分留意しつつ、設備、運営面において乳児への悪影響を最少限にとどめる配慮が必要である。

このような観点に立ち、従来から低所得階層の乳児を九人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施してきたが、昭和五十二年度においてはその基準を緩和し、「乳児九人以上」を「三人以上」としたところである。

済情勢の変化に配慮しつつ毎年度補助単価の改善を図つており、昭和五十二年度においても、新たに門、障壁を補助対象とする等の改善措置を講じたところである。

二、保育所措置費については、職員の待遇、入所児に対する処遇向上を中心にして、昭和五十二年度においても人件費及び管理費の改善を行つたところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

三、児童福祉法の規定による措置は、所得の多寡にかかわらず、措置の要件に該当すれば、福祉の措置をするという仕組みになつており、措置に要した費用は、負担できる者から徴収し、負担できない場合には、負担できないう限度で国又は地方公共団体が代わつて負担することとなつていて。

四、無認可保育所の問題については、基本的に認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行なうなどの措置を講じてまいりたい。

五、留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、学校体育施設開放事業を促進し、また子供会等の地域組織の育成に努力しているところである。特に、都市部の児童については都市部の児童館等の整備の現状を勘案し、経過的措置として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から行なわれている都市児童健全育成事業のなかで、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置・育成事業等について助成し、その健全育成を図つているところであ

老人医療費の年齢制限引下げ等に関する請願(第六三五九号)

同

る。

一、対象年齢の引下げについては、医療機関の受入体制との関連等影響するところが大きく困難であり、また、近年家族療養費の給付率の改善、高額療養費制度の実施等患者の自己負担額の軽減を推進する措置が講じられてきているところがあるので、慎重に対処する必要があると考える。

老人医療費支給制度の今後の在り方については、総合的な老人保健医療対策の一環として、鋭意検討を進めているところである。

二、本制度は、保険給付の自己負担分を公費で負担するものであるから、室料差額等保険給付の対象とならないものについて老人医療費の対象とすることは困難である。

横浜市内十四区内に公立の休日・夜間診療所設置促進等に関する請願  
(第六三六〇号)

同

一、救急医療体制の整備は特に緊急を要する問題であるため、昭和五十二年度を初年度としておおむね三か年を目途に総合的な施策を推進することとしており、昭和五十二年度においては、前年度の約四倍の関係予算を計上し、飛躍的な増額を図ったところである。横浜市等各地域の具体的な救急医療対策については、都道府県等の計画をもとに協議・指導をしてまいりたい。

二、救急医療体制の内容としては、救急医療体制をその機能により休日・夜間急诊センター等の初期救急医療体制から重篤な患者を収容する第三次救急医療体制までの三段階に分け、これらを体系的に整備することとしており、さらに、これらの施設が効果的に機能するよう、広域救急医療情報システムをつくることとしている。

三、現在の諸施策を通じ、現実に救急医療体制の整備を進めることとしているので、特別の法律を制定する考へはない。

日雇健康保険の改善に関する請願  
(第六五一五号)

同

保育事業推進に関する請願(二十一  
三件)(第六四三九・六五二八・六五二九・六五三〇・六五三一・六五三二・六五三三・六五三四・六五三五・六五三六・六五三七・六五三八・六五三九・六五四〇・六五四一・六五四二・六五四三・六五四四・六五四五・六五四六・六五四七・六五四八・六五四九号)

同

一、(1) 保育所職員の身分制度の問題について  
は、他の社会福祉施設従事職員等との関連  
もあり、なお慎重な検討を要する問題であ  
ると考えている。

(2) 厚生年金保険の被保険者の一部について  
特別の年金制度を作ることは考えていい  
い。なお厚生年金と公務員共済組合の年金  
水準については、それぞれ制度の沿革等に  
相違があり、特に両者の平均加入期間等に  
違いがあることから、現在支給されている  
年金額を単純に比較することは適当ではな  
い。

二、保育所運営費の改善については、從来から  
意を用いているところであるが、昭和五十二  
年度においても職員待遇の改善及び施設管理  
費の改善を図ったところであり、今後とも改  
善に努めてまいりたい。

三、乳児は、疾病、事故等に對して無力であ  
り、また将来の人間形成の基礎づくりが行わ  
れる最も重要な時期にある。

乳児保育制度は、これらの特性を踏まえて  
社会的、経済的に真に必要やむを得ない場合  
に限りとともに、乳児への悪影響を最小限度  
にとどめるよう設置及び運営の基準を確保  
しうる一定数以上の乳児を保育している保育  
所に限つて認めているものである。  
したがつて、右条件を徹底することについ  
ては、今後慎重に検討する必要がある。

一、適用の拡大については、現行日雇労働者健  
康保険の適用事業所が健康保険の適用事業所  
であること前提としているので、五人未満  
事業所等の健康保険への任意包括適用促進に  
より対処してまいりたい。

二、受給要件の緩和、分べん費、埋葬料、入院又  
は在宅加療中に発生した別疾病に対する給付  
及び総合的健康保険制度の確立については、  
先頃提出された社会保険審議会の意見も踏ま

## 官報(号外)

水産業緊急対策に関する請願(第三農林省)

え、引き続き検討してまいりたい。

三、保険料の労使負担割合を三対七にすることについては、社会保障制度全般の費用負担の在り方に関連するとともに、中小企業の事業主の負担能力等にも配意する必要があるのでは、慎重に検討してまいりたい。

四、国庫負担を増額することについては、現在給付費の三五パーセントを国庫負担しているところであり、ひつ迫した国の財政状況からみて現行以上の負担は困難である。

一、我が國のたん白質食糧として重要な地位を占める水産物の安定供給を確保するとともに、水産業の安定的発展を図るために沿岸漁場の整備開発、増養殖の推進等を通じ、沿岸・沖合漁業の一層の振興を図るとともに、水産資源の有効利用の促進、新資源・新漁場の開発等を進めていくこととしている。

二、漁業水域二百海里時代の急速な到来を迎えて厳しいものがあるが、政府としては、今後とも漁業外交を積極的に展開するとともに、海外漁業協力を推進し、できる限り我が國遠洋漁業の円滑な継続及び安全操業の確保を図つてまいりたい。

牛肉等輸入の抑制措置に関する請願(第一六三三号)

五、いわし、さば等の多獲性赤身魚の高度利用、オキアミの食用化等に関する処理加工技術について、国公立の試験研究機関、大学及び民間団体等による総合的な研究開発を推進しているところである。

六、漁業水域二百海里時代の急速な到来を迎えて、我が國遠洋漁業をとりまく国際環境は極めて厳しいものがあるが、政府としては、今後とも漁業外交を積極的に展開するとともに、海外漁業協力を推進し、できる限り我が國遠洋漁業の円滑な継続及び安全操業の確保を図つてまいりたい。

牛肉等輸入の抑制措置に関する請願(第一六三三号)

牛肉等輸入の抑制措置に関する請願(第一六三三号)

同

卸売市場における野菜保冷施設の整備強化に関する請願(二件)(第一五〇四・五一八号)

三、我が國周辺海域における重要水産資源の調査、研究については、国の水産研究所を中心として進めてきており、また、我が國周辺海域以外の水産資源の開発調査については、海洋水産資源開発センター等において未利用資源の調査も含めて実施しているところであるが、今後ともその充実を図つてまいりたい。

四、水産業をとりまく厳しい内外の情勢に対処し、国民たん白質食糧の安定供給と水産業の振興を図るため、沿岸漁場の整備開発、栽培漁業の推進、漁港の整備等の施策を推進するほか、我が國周辺海域内の資源調査を行い、資源の有効利用を図つてまいりたい。

卸売市場における野菜保冷施設の整備強化に関する請願(二件)(第一五〇四・五一八号)

同

卸売市場における青果用冷蔵施設については、これまで、卸売市場施設整備費補助金等により整備を進めてきたところであるが、今後とも更にその促進に努めてまいりたい。

漁業関係法令の違反に対する罰則強化に関する請願(第五九八号)

非補助農道整備事業に対する融資率の改善に関する請願（第六〇〇号）

向上に関する指導等を通じてその防止に努めてきたところである。  
罰則の強化については、罰則体系全般との関連において検討しなければならない問題であるが、なお今後の推移を見守りつつ慎重に検討することとしてまいりたい。

同

農林漁業金融公庫盛岡支店の設置

同

非補助土地改良資金にあつては、おう盛な資金需要に即応して資金枠の拡大に努めているが、各種事業の均衡ある進展を確保する観点から農道事業の採択に当たつては、土地改良資金の融資充当率の調整を指導してきたところであり、今後とも、現地の実情と資金需要の推移を十分は握の上、研究してまいりたい。

同

冷害対策の確立に関する請願（第六〇四号）

同

昭和五十二年九月二日付けで農林漁業金融公庫の岩手事務所を盛岡市内に設置することを承認し、同事務所は、十月一日から業務を開始しているところである。

同

一、温水ため池の新設、改修及び漏水防止のための土地改良事業等のための土地基盤の整備については、今後とも、積極的に推進していく。  
二、畑作の適地適産の徹底と経営施設の整備については、今後需要の動向に即応して農業生産を再編成していくことが重要であり、その場合適地適作という視点に立ち、地域の気象条件、土壤条件等地域の実態に応じた畑作の振興を推進することが必要と考えている。  
特に畑作については、土地条件が恵まれず、生産及び流通の近代化が遅れている現状にかんがみ、土地基盤の整備を始め省力用機械、地力維持培養施設、集出荷加工施設の導入等を積極的に進めることとしている。  
三、農産物の耐冷性品種については、従来から北海道、東北地域の国公立試験研究機関において開発を行つており、いくつかの新品種を

北上山系地域の開発事業の促進に関する請願（第六〇八号）

同

作出してきたが、今後とも、育種の効率化等の研究を推進し、より高度な耐冷性を備えた品種の早期開発に努めることとしている。  
また、冷害防止技術については、昭和五十年度から実施している大型研究「異常気象対応技術の確立に関する総合研究」により冷害防止のための技術の開発を行つてある。

四、農業気象情報網の充実と通報体制の整備については、気象庁において、農林省をはじめ、農業関係者との間に、全国、地域及び都道府県の各段階で農業気象協議会を設け、農業に役立てるための気象情報の充実と伝達手段の改善を図つてある。

同

最近では地域気象観測網の展開に伴い、一時間毎のデータを利用し、適時にキメの細かい情報を提供することが可能となつたので、この成果を農業に役立つよう霜予報などの改善を行つてある。今後も冷害対策に役立てるべくなお一層努めていく所存である。

五、食糧供給基地としての東北・北海道農業の安定的振興を図るための地域振興特別対策については、従来から、東北・北海道の地域の特性に応じて、既耕地の整備や農用地開発の重点実施、積雪寒冷という条件に配慮した管農改善対策等一般の施策の充実強化を図つてゐるところであり、今後においてもその一層の推進を図つてまいりたい。

一、広域農業開発事業については、予定期内完了を目指して事業の進捗に努めてきており、今後とも事業の推進を図つてまいりたい。  
また、大規模林道事業については、昭和四十八年度に事業に着手して以来その整備拡充に努めてきているところであり、今後とも努力してまいりたい。

二、広域農業開発事業に関して、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例

食糧備蓄法(仮称)の制定促進に関する請願(第二九九二号)

に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)に定める負担割合の特例と同様の措置を講ずることについては、今後、検討してまいりたい。

三、大規模林道事業の国庫補助率及び受益者の負担割合のあり方については、今後とも検討してまいりたい。

四、中核林道事業の制度化については、検討してまいりたい。

食糧をめぐる内外の厳しい諸情勢にかんがみ、政府としては、昭和五十年に「農産物の需要と生産の長期見通し」を策定し、この見通しに沿つて我が國農林漁業の体質強化と総合的な食糧自給力向上のため各般にわたる施策を強力に推進してきているところである。

また、我が国の風土・資源の制約等から海外に依存せざるを得ない農産物等については、公益法人又は国(食糧管理特別会計)による備蓄を行つてきているところである。

今後とも国民食糧の安定的供給を確保するための各般の施策を一層拡充強化することとしており、特に「食糧備蓄法」を制定する必要性はないと考えている。

沿岸漁場の開発整備に関する請願(第二九九三号)

我が国漁業をとりまく厳しい情勢に対処して、水産物の安定的供給を図るために、国は、昭和五十一年四月に閣議決定された沿岸漁場整備開発計画に従い、昭和五十一年度から七カ年間に総事業量二〇〇〇億円の規模で、沿岸漁場整備開発事業を総合的かつ計画的に実施することとしている。

本事業は、魚礁設置事業、増養殖場造成事業及び沿岸漁場保全事業から成り、二百海里時代における沿岸漁業振興の重点施策として、鋭意本事業の促進に努めているところである。

また、本事業と合わせて、国営及び県営の栽培漁業センターの整備等により栽培漁業を推進

畜産物の輸入規制に関する請願(第二九九四号)

に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)に定める負担割合の特例と同様の措置を講ずることについては、今後とも安定的に需要が増加することが見込まれており、これに対し、国内生産力を増強して自給率の向上を図るために、昭和六十年を目標年次とする「農産物の需要と長期見通し」を参考し、かつ、生産条件及び需給事情その他の経済事情の変化をも勘案しながら、飼料の安定的供給の確保、畜産物の価格の安定、畜産物の流通の合理化等各般にわたり需給事情その他の経済事情の変化をも勘案し、資源培養型漁業の強化を図つているところである。

畜産物については、今後とも安定的に需要が増加することが見込まれており、これに対し、国内生産力を増強して自給率の向上を図るために、昭和六十年を目標年次とする「農産物の需要と長期見通し」を参考し、かつ、生産条件及び需給事情その他の経済事情の変化をも勘案しながら、飼料の安定的供給の確保、畜産物の価格の安定、畜産物の流通の合理化等各般にわたり需給事情その他の経済事情の変化をも勘案し、資源培養型漁業の強化を図つているところである。

以上のことから、畜産物の輸入については、需要の動向に即応した畜産物の安定的供給を図ることを旨として、需要に対し国内生産で不足する分につき輸入してゆくことを基本とし、かつ、国内畜産経営の保護育成を図る見地から、主要な畜産物について輸入割当、畜産振興事業団による一元輸入、関税等諸制度の適切な運用を行つてきているところであり、今後とも長期的視点に立つて輸入畜産物が国内生産に悪影響を及ぼすことのないよう、これら諸制度の適切な運用に努めてまいりたい。

酪農経営の振興に関する請願(第四三一七号)

同

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その三) 第八十回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

から乳用雄子牛についても価格安定事業を実施し、乳用雄子牛生産の安定を図つてきているところである。本事業における保証基準価格については、昭和五十一年度において、七万九〇〇円を八万五〇〇円に引き上げたところであるが、今後においても子牛価格の動向その他子牛生産の実情を踏まえ、適正な水準を維持し得るよう措置してまいりたい。

三、配合飼料価格安定基金については、配合飼料価格が一定水準を上回った場合に、当該価格上昇が畜産經營に与える影響を緩和するため、所要の価格差補てんを行つているところであり、畜産農家の配合飼料の購入に際しての実質的負担は長期にわたつて安定した水準に維持されているところである。また、価格差補てん原資のうち異常価差補てんに係るものについては、その造成につき所要の助成を行つてあるところである。

更に、外国為替相場の円高基調に伴う為替差益については、最近飼料原料事情が大幅に好転してきたこともあり、これを価格に反映させることとし、先般配合飼料価格の値下げにつき指導を行つたところである。

四、飼料用麦、青刈とうもろこし等については、その積極的な増産を図るため、飼料作物生産振興奨励金を交付しているほか、緊急粗飼料増産総合対策事業等により、土地条件の整備、機械施設の導入等を推進しているところである。

五、政府操作飼料のうち、大麦については、昭和五十二年度における売渡予定数量を五万トン増加し、一二六万トンとしたところであるが、ふすま増産用小麦（五十二年度売渡予定数量一八八万トン）については、併産される

畜産農家の経営安定化に関する請  
願（一件）（第五六七二・五八九九  
号）

同

一、畜産物については、今後とも安定的に需要が増加することが見込まれており、これに対し国内生産力を増強して自給率の向上を図るために、昭和六十一年度を目標年次とする「農産物の需要と生産の長期見通し」を参考し、かつ、生産条件及び需給事情その他の経済事情の変化をも勘案しながら、飼料の安定的供給の確保、畜産物価格の安定、畜産物の流通の合理化等般にわたる施策を総合的かつ計画的に実施しているところである。

また、畜産物の輸入については、需要の動向に即応した畜産物の安定的供給を図ることを旨として、需要に対し国内生産で不足する分につき輸入してゆくことを基本とし、かつ、国内畜産經營の保護育成を図る見地から、主要な畜産物について、輸入割当、畜産振興事業団による一元輸入、関税等諸制度の適切な運用を行つてあるところであり、今後とも長期的視点に立つて輸入畜産物で国内生産に悪影響を及ぼすことのないようこれら諸制度の適切な運用に努めてまいりたい。

二、畜産物の価格及び需給の安定を図るため、生乳及び乳製品については、生乳の広域流通

小麦粉の供給量との調整が必要なこと、食糧資源の有効利用等から、その売渡数量の増加は困難である。

また、単体飼料については、国内の他の飼料価格その他の経済事情を参考して定めた価格で、農協等を通じて売り渡しているところである。

対策、加工原乳生産者補給金等暫定措置法に基づく価格安定対策等、牛肉及び豚肉については、畜産物の価格安定等に関する法律に基づく価格安定対策等、鶏卵及びブロイラーについては、計画生産の推進等を行つてゐるところである。

今後とも、畜産物の価格及び需給の安定を図るため、生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮しつつ、これら施策の適切な実施を図つてまいりたい。

三、最近における家畜及び畜産物の流通市場の拡大、取引の規格化・大量化等の情勢に対処して、合理的流通体系の確立と取引の改善を図るため、家畜及び畜産物について、需給及び価格の動向並びに地域の特性に配慮しつつ、各種の流通加工施設の整備、小売業の近代化等流通の合理化を促進するための施策を推進しているところであり、今後ともこのようないい施策の充実に努めてまいりたい。

四、飼料生産基盤の整備及び開発を図るため、草地開発事業の推進等により飼料基盤の外延的拡大に努めるとともに、緊急粗飼料増産総合対策事業、水田裏飼料作物生産振興対策事業等既耕地における飼料作物の生産振興対策の積極的推進に取り組んでいるところである。

また、飼料の価格の安定を図るため、主要配合飼料メーカーに対して適正な配合飼料価格の形成が行われるよう指導するとともに、配合飼料価格安定制度、政府操作飼料制度等により飼料価格の上昇が畜産經營に与える影響の緩和に努めているところである。

五、畜産經營に関する融資措置としては、畜産が他の農業部門に比して多額の設備投資を必要とする特性にかんがみ、総合施設資金、農業近代化資金等の拡充等各種の施策を講じてきているところであるが、借入金の返済に支障を来たしている畜産農家（酪農、肉用牛及

### 秋田県仙北平野水利事業等土地改良事業の促進に関する請願（第五七九三号）

### 燈油・プロパンの標準価格の設定、北海道価格の撤廃に関する請願（第二二号）

同

省通商産業

国営かんがい排水事業は、石油ショック後の労務・資材費の急激な高騰の影響を受けて、工期が遅延したが、その後遅れの回復に努めているところである。今後とも、国営かんがい排水事業の重要性にかんがみ、積極的な事業の推進を図つてまいりたい。

#### 一、燈油について

(一) 政府としては、家庭用燈油の国民生活における重要性にかんがみ、従来からその安定供給に努めてきたところである。

(二) 前需要期（昭和五十一年から昭和五十二年にかけての需要期）における家庭用燈油の価格は、元売仕切価格の値上げ抑制指導もあり横ばいに推移し、これを反映して小売価格も安定的に推移したところである。

(三) また、北海道における家庭用燈油の元売仕切価格については、全国水準を上まわらないよう指導しているところであり、その価格は、現在、全国水準と同様の水準で推移しているところである。

#### 二、プロパンガスについて

(一) 政府としては、家庭用プロパンガスの民生活における重要性にかんがみ、従来からその安定供給の確保に努めてきたところである。

(二) 全国的にみると、家庭用プロパンガスの価格は、ここ一年程度元売仕切価格が横ばいで推移しており、小売価格もこれを反映して横ばいに推移しているところである。

(三) 北海道における家庭用プロパンガスの価格については、従来から、北海道向け家庭用プロパンガスの元売仕切価格について全

昭和五十三年七月二十一日

参議院会議録追録(その三) 第八十回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

## 国電青梅・東京駅間快速電車の増発等促進に関する請願(第一七号)

運輸省

国水準を上まわらないよう元売会社を指導しておおり、実際に北海道向け家庭用プロパンガスの元売仕切価格は、全国水準と同様の水準で推移してきているところである。

(四) 北海道における家庭用プロパンガスの小売価格については、本州のそれとの間に格差があるが、元売仕切価格が北海道向け・本州向けとも同様の水準にあることからみて、その原因は、北海道内部の流通段階にあるものとみられる。現在、北海道府を中心、政府機関も参加してその改善策等について検討しているところである。

三、なお、標準価格の設定については、現在の物価情勢並びに家庭用燈油及び家庭用プロパンガスの価格の推移からみて、国民生活安定緊急措置法第三条第一項に規定する要件を充足していないと判断している。

一、青梅・東京間に快速電車を増発することについては、現在、青梅線との直通運転はラッシュ時前五本、午後四本、デーティムには一時間に一本運転されているが、中央線はラッシュ時二分と三分間隔の運転を行つておらず増発は困難である。

二、青梅・東京間に特別快速電車を新設することについては、特急、急行、快速及び貨物列車と競合するので困難である。

三、立川駅の陸橋、地下通路等の設置については、現在の地下通路の利用状況、立川駅の改良計画、駅南口附近区画整理事業の進捗状況等を総合的に勘案し検討をするよう国鉄を指導してまいりたい。

四、青梅線の電車の交換については、昭和五十二年度末完了を目指して進めている。

## 炭鉱離職者緊急就労対策事業の継続実施に関する請願(第三九六五号)

労働省

労働基準法の改悪反対、母性保護の権利拡大強化に関する請願(九件)(第一・四・七・二六・三一・三七・一五六・一六三・一七五二号)

同

労働省

五、三鷹・立川間の複々線化については、現在国鉄において調査が行われているが、複々線化に合せて現在線の連続立体交差化をするようとの要望が地元から出されている。連続立体交差化は都市計画事業として実施する必要があるので、関係機関と協議を進めるよう國鉄を指導してまいりたい。

青梅・牛浜間のホーム延長工事については、今後の輸送の実態等を勘案しつつ慎重に検討してまいりたい。

一、炭鉱離職者緊急就労対策事業費の補助単価については、産業地域における雇用・失業情勢及び就労者の実態等を勘案しながら、必要な間継続実施してまいりたい。

二、炭鉱離職者緊急就労対策事業費の補助単価については毎年その引き上げに努力してきているところであるが、今後とも適正な単価となるよう努めてまいりたい。

三、産前産後休業等女子労働者の保護に関する規定を含む労働基準法の諸規定については、学識経験者で構成する労働基準法研究会において実態的、法制的調査研究が行われているので、その結果を待つて対処してまいりたい。

一、今後の最低賃金制のあり方については、昭和五十年五月三十日に全国一律最低賃金制の問題を含め、中央最低賃金審議会に諮問したことであり、現在同審議会において審議が続けられている。政府としてはその結論を持つて対処してまいりたい。

二、雇用の安定は、物価の安定と並んで最も重要な政策課題の一つである。

このため、五十二年度においては、十月一日から発足した雇用安定資金制度を活用し、景気の変動、産業構造の変化等に対処して、積極的に失業を予防することにより雇用の安定と確保に努めてまいりたい。

労働大臣許可看護婦家政婦紹介所を人材事業化し、個人雇用社会にある看護婦、家政婦に対する労働保険適用措置に関する請願（第四四六号）

また、今後とも「成長率低下のものでインフレなき完全雇用の達成・維持」を基本的課題とした第三次雇用対策基本計画に則り、積極的に雇用対策の充実強化に努めてまいりました。

**労働保険**（雇用保険及び労働者災害補償保険総称）は、継続反復して事業を行う者に雇用されている労働者を対象とした制度であつて、個人の求めに応じて就労する看護婦や家政婦の就労先である家庭は、労働保険の適用事業には該当しない。また、このような個人の家庭等を適用事業とするよう制度改正することは労働保険制度の根幹に触れ、非常に困難である。これらの看護担当者や家政婦の就労中の事故による負傷等について、どのような対応が可能であるか今後慎重に研究してまいりたい。

励金制度、心身障害者雇用奨励金制度等の助成措置を充実すること等により、その雇用の確保と安定に努めているところである。

婦人労働者、下請、臨時、パートタイム等の労働者については、それぞれの条件に応じたきめ細かな職業指導、職業紹介及び積極的な求人開拓を行いその雇用の確保と安定に努めているところである。

二、の3 雇用調整給付金制度については、昭和五十年一月から運用し、この制度の本旨たる失業防止の点で相当の効果をあげたものと考えていい。

しかしながら、業種の指定の在り方等をめぐつて様々な要望、議論が聞かれたので労働大臣の諮問機関である中央職業安定審議会において本制度についての検討の結果に沿つて必要な改善を行つたところである。

二、の4 労働債権の支払の確保を強化するため、昭和五十一年五月に「賃金の支払の確保等に関する法律」が制定されたところであります。この法律に基づき、賃金支払についての事業主の責任を強化することと併せて、未払賃金の救済を行政的に図るため、企業倒産により事業主に支払能力がない場合に当該企業を退職した者の未払賃金のうち一定の範囲のものを事業主に代わって政府が立替払をする事業を実施しているところである。

また、日雇労働被保険者の受給要件の緩和については、日雇労働被保険者の就労の実態からみて、その必要はないものと考える。

一、の2 中高年齢者及び心身障害者については、昭和五十一年の法改正により創設し、又は拡充強化した高年齢者雇用率制度、身体障害者雇用率制度、身体障害者雇用納付金制度等の円滑な運用を図ることとし、定年延長獎

## 二、の5 週四十時間・完全週休二日制を法制

九	三·一四五七·一四五八·二四五
二	二四六三·一四六四·二四六
五	三·二五四八·二五四九·二五五
四	○·二五一·二五五二·二五五
六	六·二五五七·一六三三·一六三
四	四·二六三五·二六三六·二六三
七	七·二六三八·二六三九·一六四
○	○·二六四一·一七二九·一七三
三	三·二七三一·一七三二·一七三
三	三·二七三四·一七三五·一七三
六	六·二七三七·一七三八·一七三
九	九·二八〇五·一八〇六·一八〇
七	七·一八〇八·一八〇九·一八〇
○	○·一八一·一八一二·一八一
三	三·一八一四·一八一五·一八一
六	六·一八七二·一八七三·一八七
四	四·一八七五·一八七六·一八七
七	七·一八七八·一八七九·一八八
○	○·一八八一·一八八二·一九二
九	九·一九三〇·一九三一·一九三
二	二·一九三三·一九三四·一九三
五	五·一九三六·一九三七·一九三
八	八·三〇三七·三〇三八·三〇三
九	九·三〇四〇·三〇四一·三〇四
二	二·三〇四三·三〇四四·三〇四
五	五·三〇四六·三〇四七·三一〇
七	七·三一〇八·三一〇九·三一一
○	○·三一一·三一一·三一一
三	三·三一一四·三一一五·三一一
六	六·三三五五·三三五六·三三五
七	七·三三五八·三三五九·三三六
○	○·三三六一·三三六二·三三六
三	三·三三九四·三三九五·三三九
六	六·三三九七·三三九八·三三九
九	九·三三四〇·三四〇一·三四〇

化することについては、労働時間・週休制度の実情がさまざまであること、公衆の利便に大きな影響を及ぼすこと等問題が多く、法律により一律に強制することは適当でないと考える。

なお、政府としては、今後とも労働時間の短縮・週休二日制の普及促進を図るため、引き続き労使に対し指導を進めてまいりたい。

一、の6 中小企業の経営安定を図るために金

三・三四七八・三四七九・三四八  
○・三四八一・三四八二・三四八  
三・三四八四・三四八五・三四八  
六・三四八七・三四八六・三四八  
七・三四八八・三四八九・三四八  
○・三六一一・三六一二・三六一  
三・三六一四・三七〇六・三七〇  
七・三七〇八・三七〇九・三七一  
○・三七一一・三七一二・三七一  
三・三七五九・三七六〇・三七六  
一・三七六二・三七六三・三七六  
四・三七六五・三七六六・三七六  
七・三七六八・三九〇八・三九〇  
九・三九一〇・三九一一・三九一  
二・三九一三・三九一四・三九一  
五・三九一六・三九九九・四〇〇  
○・四〇〇一・四〇〇二・四〇〇  
三・四〇〇四・四〇〇五・四〇〇  
七・四〇八八・四〇八九・四〇九  
○・四〇九一・四〇九二・四〇九  
三・四〇九四号)

三、の1 共済組合の退職年金については、通算退職年金の方式に準ずる算定方式の導入、最低保障額の引上げ等從来から改善を行つてあるところである。退職年金の支給割合について、公的年金制度全体に通ずる基本的問題であり、また、財源率に対する影響も大きいので、御趣旨のとおり措置することは適当でないと考える。厚生年金については、老齢年金の原則的な資格期間（20年）を満たしたものの平均加入期間が二八年と見込まれることから、このよな標準的な場合の年金額を、直近の男子の平均標準報酬月額の六〇ペーセント程度とすることにしており、夫婦の場合、昭和五十二年六月からは月額九万八〇〇円程度となつてゐる。この水準は、国際的にみてそん色のないものであると考えている。

年金額の水準を、二〇年加入で直近の男子の平均標準報酬月額の大〇ペーセントに引き上げるとすれば、年金額が加入期間の長さに応じて算定される現行方式の下では、平均的な加入期間を有する退職者の年金は著しく高い額となり、勤労者の収入との均衡上問題があるのみならず、保険料も引き上げねばならず、将来の負担増も大きなものとなるので適当ないと考える。

三、の2 国民年金の年金額については、昭和五十一年度において財政再計算に際し、給付水準の見直しを行い、年金額を大幅に引き上げ、更に昭和五十二年度において拠出制国民年金については、物価スライドによる年金額の引上げを行い、福祉年金についても拠出制国民年金の引上率を上回る率の引上げを行ったところであり、年金額の改善に努めているところである。

談会において、審議しているところであり、

その意見を踏まえて検討してまいりたい。

三、の4 年金に賃金スライド制を導入することについては、厚生年金においては被保険者の属する企業が多岐にわたり、賃金体系など所得の在り方が多様であるため、また、景気変動を受ける度合が異なる等の事情があるため、年金額のスライドに賃金そのものを指標とすることは適当でない。したがつて、年金の実質的購買力を維持する観点から物価スライド制を採用しているところである。

年度当初からスライドを実施することについては、スライド率の確定時期が遅れることから、そ及して適用する以外にはないがこうした場合は支払の調整や失権者の扱い等において、事務処理が極めて複雑となり、困難である。

物価を指標とする自動スライド制と合わせて、従来どおり、財政再計算期ごとに賃金や国民生活水準を総合的に勘案して改善を図ることによつて、適正な年金額の水準を確保していくべきものと考えている。

三、の5 年金制度は、長期の安定した給付を保障することをその使命とするものであるから、その財政方式については、長期的な見通しの下に、世代間の不公平や急激な負担の増加を避けつつ、制度の健全な運営を図る方向で考える必要がある。特に我が国の場合、今後人口の老齢化が進むとともに、年金制度が成熟化し、年金受給者が急激に増加することが見込まれているという問題があるので、賦課方式を採用することについては、これらの問題を含め、慎重に検討する必要があると考へている。

三、の6 国庫負担率を増やすことについては、被用者年金制度のうちで、国庫負担率が、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体共済組合の場合は一八パーセント、国家公

務員共済組合、地方公務員等共済組合及び公企事業体職員等共済組合の五パーセントであるのに對し、厚生年金の場合は二〇パーセントとなつており、これを更に引き上げることは、他の被用者年金制度とのバランスからいつても適当でないと考へている。

労使の負担割合を変更することについては、厚生年金保険においては、原則として労使折半負担が法定されているところであり、この基本的な方針を改めることは、各種被用者保険間の均衡 中小企業の事業主の負担能力の現状等からみて困難である。

三、の7 公的年金給付のうち老齢（退職）年金や通算老齢（退職）年金については、給与所得として課税されるが、その年金受給者が年間所得一、〇〇〇万円以下で年齢六十五歳以上の老年者である場合には、老年者年金特別控除として年額七八万円が控除されることになつていて、この結果、年金だけしかない老人夫婦の場合は、二一九万円（配偶者が老人控除対象配偶者である場合には二二九万円）まで所得税は課税されないこととなつており、大多数の年金受給者はすでに非課税になつているものと考えられる。

なお、所得税は本来その所得に応じて課税すべきものであり、年金といえども高額なものについては応分の負担を求めるることはやむを得ないと考へる。

三、の8 二つ以上の年金支給事由があつても必ずしも比例的に稼得能力が失われるものではないことから、基本的に併給しないことが、所得保護としての年金給付の在り方だと考へている。

また、このような考え方から、分立した年金各制度間においても必要に応じ併給の調整を行つているところであるが、今後においてもこのような観点から同一制度のあるいは別制度間において不均衡が生じないよう配慮して

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その三)

第八十回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

いく必要があると考えている。

物、機械設備等について割増償却の措置等を講じているところである。

身体障害者の雇用を促進するためには、事業主の身体障害者雇用についての理解を深めることは必要不可欠のことであるので、ラジオ番組「心身障害者雇用の広場」の活用、「障害者雇用促進のキャンペーン大会」の開催等を行ってきたところであるが、今後も事業主に対する身体障害者雇用について啓発指導を一層強化してまいりたい。

三、身体障害者に対する職業訓練については、専修職業訓練校、高等職業訓練校を活用するほか、健常者とともに職業訓練を受けること

希望する障害者の仕事と生活の保障に関する請願(六件)（第一四七三・一五二七・一八二二・一九一・一二二七三・五九三七号）

同

一、公的機関（国・地方公共団体）における身体障害者の雇用の促進については、多くの官公庁において身体障害者の雇用が進んでいるが、一部には雇用率未達成の官公庁も見受けられるので、今後とも身体障害者の採用に関する計画の作成制度の活用等により、雇用率の完全達成についての指導を強化し、その雇用の促進に努めてまいりたい。

また、施設設備については、今後とも建築上の配慮を加え、身体障害者のための社会環境、生活環境の整備に一層努めてまいりたい。

二、企業における身体障害者の雇用の促進及び実習のあつ旋については、身体障害者の雇入れに関する計画の作成命令制度の活用を中心とし、身体障害者の雇入れを強力に指導するとともに職場実地指導制度、職場適応訓練制度の積極的活用を図りたい。

施設設備の補助に関しては、昭和五十一年に創設された身体障害者等を雇い入れる場合に作業施設等の改善を行つた事業主に対して助成金を支給する制度を積極的に活用してまいりたい。

税制上の優遇措置については、心身障害者を二割以上雇用している企業に対して、建

精神弱薄者に対する職業訓練については、現在愛知県春日台職業訓練校において試験的に実施しているところがあるので、同校の訓練実施状況、成果等を見極めつつ、精神薄弱者に適した訓練科、訓練技法等の開発と併せて検討してまいりたい。

身体障害者職業訓練校入校者における重度障害者の割合は二〇パーセントを超えており、今後とも重度障害者の職業訓練を推進してまいりたい。更に重度障害者の職業的自立の促進を図るために、埼玉県所沢市に厚生省の設立する国立リハビリテーションセンターと連携して、医療から職業能力の判定、職業訓練、職業紹介に至るまでの一貫したりハビリテーションを実施する国立職業リハビリテーションセンターを設置することとしており、昭和五十一年度から建設に着手しているところである。

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その三) 第八回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

八四

四、精神薄弱者については、(一)雇用に適するかどうかについての判定が困難であること、(二)

適職の開発が進んでいないこと、(三)社会生活指導面で特別の配慮を必要とすること等身体障害者と異なる特別の事情があることから、

今直ちに身体障害者と同様に雇用を義務づけることはできないので、身体障害者雇用促進法においては、雇用率制度や納付金制度の直接の対象とはしていない。しかし、精神薄弱者についても身体障害者と同様、その雇用を積極的に援助する必要があるため、身体障害者雇用促進法においては、国は精神弱薄者の雇用の促進のための検討を行なべきこととするとともに職業紹介、適応訓練、納付金の減額、助成金の支給等に関する規定は精神薄弱者にも適用することとしている。

五、希望する障害者に労働と集団生活を保障することについては、精神薄弱者通所支援事業費は、精神薄弱者を持つ親たちの自主的な援護活動を推進することを目的として補助しているものであり、地域の精神薄弱者を持つ親が自主的に行なう事業以外の事業を対象にすることは考えていない。現在、この趣旨に基づき社会福祉法人全日本精神薄弱者育成会を交付対象としている。なお、精神薄弱者通所支援事業費及び在宅障害者社会適応訓練事業費の増額については、今後とも努力してまいりたい。

次に、重度の身体障害者も含め、働く意思のある身体障害者に対することは、身体障害者福祉施策の重点の一つとして從来から努力してきたところである。現在、社会事業施設一五八箇所、重度身体障害者施設一五八箇所、精神薄弱者施設一二〇箇所等の整備が図られており、逐年施設数及び収容人員の増加を図っているところであるが、今後とも受け入れること

生理休暇を有給で必要日数を保障することの請願(第一七一〇号)

同

同

増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願(九十八件) (第三二九四・三一六八・三三九三・三二九四・三四四四・三五三一・三五六一・三六五〇・三七一六・三七三七・三八二七・三八二八・四四一七・四五一一・四五三三・四九二八・四九二五・四九六六・四九六七・四九六八・四九六九・四九七〇・四九七一・四九七二・四九七三・四九七四・四九七五・四九七六・四九七七・四九七八・五九五七・五九五一・五九五九・六〇〇二・六〇〇三・六〇〇四・六〇〇四九・六〇〇五〇・六〇〇五一・六〇〇五二・六〇〇五三・六〇〇五四・六〇〇五五・六〇〇五六・六〇〇五七・六〇〇五八・六〇〇五九・六〇〇六七・六〇〇六八・六〇〇六九・六〇〇六一・六〇〇六二・六〇〇六三・六〇〇六四・六〇〇六五・六〇〇六六・六〇〇六七・六〇〇六八・六〇〇六九・

体制の整備に努めてまいりたい。  
更に、社会福祉事業法に基づく授産施設に身体障害者及び精神弱薄者が就労する場合には、一定の助成金を出しているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。  
最後に、官公署の仕事を授産施設に回すことについては、一部で既に印刷物、クリーニング等について実施されているものもあるが、今後ともその充実について政府部内で努力をするほか、関係各機関に協力を要請してまいりたい。

一、一から五の労働行政の充実と、そのための増員については、従来から鋭意努めてきているところであるが、今後においても、行政需要の増大に対処し、国民の期待にこたえる行政体制の充実強化を図るため必要な増員に努めるとともに、行政事務の簡素化、能率化、人員の適正配置、より効率的な行政手段の開発・採用を図り、行政能力の向上に努めてまいりたい。

二、六の新規業務の導入に当たつての人員及び予算の確保については、行政サービスの低下を來さないよう従来から努力してきたところであるが、今後とも十分配慮してまいりたい。  
三、七の国家公務員の定員については、行政事務の合理化等による計画的定員削減を推進する一方、新しい行政需要については、所要の増員措置を講ずることにより、行政需要の消長に即応した適正な定員配置に努めてきたところであり、昭和五十二年度予算において、予算に織り込まれている定員措置に加えて、

六〇七〇・六〇七一・六〇七二  
六〇七三・六〇七四・六〇七五  
六〇七六・六〇七七・六〇七八  
六〇七九・六一四五・六一四六  
六一四七・六一四八・六一四九  
六一五〇・六一五一・六一五二  
六一五三・六一五四・六一五五  
六一五六・六一五七・六一五八  
六一五九・六一六〇・六一六一  
六一六二・六一六三・六一六四  
六一六五・六一六六・六一六七  
六一六八・六一六九・六一七〇  
六一七一・六一七二・六一七三  
六一七四・六一九五号)

同

全国一律最低賃金制確立に關する  
請願(二十三件) (第三五二一・三  
五二八・三五五四・三五七〇・三  
五七一・三五七二・三五七三・三  
五七四・三六五三・三六五四・三  
六六七・三六六九・三六七〇・三  
七一八・三七一九・三七九七・三  
七九八・三九三四・三九三五・四  
五一九・四八七三・六一六三・六  
五五五号)

同

更に追加的な増員措置を講ずることは考えて  
いない。

今後の最低賃金制のあり方については、昭和  
五十年五月三十日に全国一律最低賃金制の問題  
を含め、中央最低賃金審議会に諮問したところ  
であり、現在同審議会において審議が続けられ  
ている。政府としてはその結論を待つて対処し  
てしまいりたい。

一、今後の最低賃金制のあり方については、昭  
和五十年五月三十日に全国一律最低賃金制の  
問題を含め、中央最低賃金審議会に諮問した  
ところであり、現在同審議会において審議が  
続けられている。政府としてはその結論を待  
つて対処してしまいたい。

二、(1) 雇用保険法においては、高年齢者の  
給付日数を三〇〇日とするなど再就職の困難  
な者に対する給付日数を長くするとともに、  
訓練延長、個別延長などの給付日数の延長制  
度についても整備拡充を行つたところであ  
り、このうえ一律に給付日数を延長する考え

はない。  
また、給付額についても、雇用保険制度發  
足の際、最高及び最低日額を大幅に引き上げ  
るとともに、低所得層の給付率を引き上げる  
などの改善を行つたところであり、これを更  
に引き上げる考えはない。

二、(2) 不当な解雇については、労働基準法  
等により規制が行われていては、解雇権濫  
用の法理も確立しており、また、解雇に関する  
して労働争議が発生したときは、その争議を  
円滑に処理するための機関として公・労・使  
三者構成による労働委員会が中央及び各都道  
府県に設置されているので新たに組織を設け  
る必要はない。

三、「賃金の支払の確保等に關する法律」に基  
づき、賃金支払についての事業主の責任を強  
化することと併せて、昭和五十一年七月一日  
から企業倒産により事業主に支払能力がない  
場合に、当該企業を退職した者の未払賃金の  
うち、一定の範囲のものを事業主に代わつて  
政府が立替払をする事業を、事業主負担の労  
災保険の労働福祉事業の一環として実施して  
いるところである。

本事業を給付金制度とはせずに立替払制度  
とした理由は、緊急に労働者を救済する一  
方、併せて賃金支払についての事業主の本来  
の責任を追及するために、事業主に対する求  
償権を確保する必要があるからである。  
未払賃金の立替払事業は、労災保険の労働  
福祉事業の一環として行われているが、独立  
した保険制度を創設するよりも既存の事業主  
負担の保険制度を活用する方が効率的、か  
つ、現実的であると考える。

なお、未払賃金の立替払事業は、創設後未  
だ日も浅いので当面はその円滑な運営に全力  
を傾注することとし、今後のあり方について  
は、本事業の施行の実績をみたうえで、将来  
は、本事業の施行の実績をみたうえで、将来  
必要があれば検討することとしたいたい。

全国一律最低賃金制法制化等に関する請願(三件) (第五五三三・五三三四・六五六〇号)

同

一、(一) 今後の最低賃金制のあり方について  
は、昭和五十年五月三十日に全国一律最低賃金制の問題を含め中央最低賃金審議会に諮問したところであり、現在、同審議会において審議が続けられている。政府としてはその結論を待つて対処してまいりたい。

なお、雇用制度、年金制度については、必要なものについてこれまでも行政運営等を通じてその改善に努めているところである。

(二) 男女差別撤廃・母性保護に関するILO

条約(第八十九号、第一百三号及び第一百十一号)については、労働基準法等現行国内法

制の規定との相違、あるいは条約解釈上の疑惑などにより、まだ批准していない。

また、国内法制については、現在、労働基準法研究会等において調査研究が行われているので、その結論を待つて検討してまいりたい。

二、政府関係特殊法人の職員の給与改定が国家公務員の給与改定に準拠して行われることには、特殊法人の特殊性・公共性からして、政府としてはやむを得ないものと考えている。  
しかしながら、この点について種々の問題が指摘されていることから、政府としては、関係労使から実情及び意見を聴取することとして、アンケート調査及びヒアリングを行つてきているところである。

三、(一) 特殊法人の職員が、特殊法人を通じて年金福祉事業団被保険者住宅資金の転貸融資を受けられないのは個々の法人の設置根拠法において規制がなされているためであり、年金福祉事業団法において特殊法人を融資の対象から除外しているからではな

働く婦人の権利拡充と福祉対策の強化に関する請願(五件) (第五五六一四・五六一五・五六一六・五六二七号)

同

一、産前産後休業、生理休暇等労働基準法の規定については、学識経験者で構成する労働基準法研究会において実態的、法制的調査研究が行われるのでその結果を待つて対処してまいりたい。

一、今後の最低賃金制のあり方については、昭和五十年五月三十日に全国一律最低賃金制の問題を含め、中央最低賃金審議会に諮問したことであり、現在、同審議会において審議が続けられている。

政府としてはその結論を待つて対処してまいりたい。

一、合理的理由のない男女別定年制や、結婚・妊娠・出産退職制の解消については、昭和五十二年六月策定の「若年定期制、結婚退職制等改善年次計画」に沿つて事業主等に対して強力な指導を行うほか、女子であることのみを理由とするその他の不平等な取扱いについても改善のための指導を行つてまいりたい。  
一、医療保険においては、正常分べんについて現金給付を行つており、出産に要する標準的な費用等を考慮して従来より給付の水準の改善を図つてあるところである。  
また、異常分べんについては、療養の給付とともに現金給付を行つてあるところである。  
(1) 乳児は疾病、事故等に対し極めて無力であり、また、この時期は、将来の人間形成の基盤づくりが行われる最も重要な時期であるので、育児休業制度の普及等母親自らが保育しうる条件の整備に努めるとともに乳児のこれらの特性に十分留意し

から住宅金融公庫に委託して本資金の貸付けを行うとともに、事業主なり被保険者の組織する団体又は公益法人を通じての転貸の方法により、被保険者に広く転貸融資が行われるよう配慮している。

つ、設備、運営面において乳児への悪影響を最小限にとどめる配慮が必要である。

このような観点に立ち、従来から低所得階層の乳児を九人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施してきたが、昭和五十二年度においてはその基準を緩和し、「乳児「九人以上」」を「三人以上」としたところである。

(2) 保育所の保育料については、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、保護者の負担能力、児童の待遇改善等のための保育単価の引上げ額等を総合勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めているところである。昭和五十二年度においても、保護者の負担能力等に見合った負担のあり方について配慮したところであるが、今後とも保護者負担の適正化に十分配慮してまいりたい。

(3) 保育所措置費については、職員の待遇、入所児に対する処遇向上を中心従来からの改善に努めているところであり、昭和五十二年度においても人件費及び管理費の改善を図つたほか、入所児童の一般生活費についても引上げを行つたところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

(4) 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、校庭開放事業を促進し、また、子供会等の地域組織の育成に努力しているところである。特に、都市部の児童については、都市部の児童館等の整備の現状を勘案し、経過的な措置として、地域の主体的な活動を助長とするという奨励的観点から行わるる都市児童健全育成事業のなかで、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置、

安心して子どもを生み育てられる  
よう母性保護の強化に関する請願

(三件) (第五六四七・五六四八・  
六一七一号)

同

一、労働基準法の改正等により週四十時間労働制、週休二日制の実施を行うことについて  
は、労働基準法は罰則を担保として使用者の守るべき最低の労働条件を定めたものであること、労働時間、週休制の実情がさまざまであること、公衆の利便に重大な影響を及ぼすこと等問題が多く、法律によつて直ちに強制することは適當でないと考える。  
政府としては、労働時間の短縮、週休二日制の普及促進を図るため、企業の実情に応じて引き続き関係労使に対し行政指導を進めてまいりたい。

一、産前産後各六週間の休業その他女子労働者の保護に関する規定については、学識経験者で構成する労働基準法研究会において、その施行の実情及び問題点について調査研究が行われているところである。政府としては、その研究結果を待ち、また、各方面の意見も聴いて対処してまいりたい。

なお、労働基準法の規定する措置を理由として女子労働者を不当に差別すべきでないことはいうまでもないことであり、その徹底に努めているところである。

一、特定の業種等を除いての婦人労働者の深夜労働の禁止、時間外労働の制限を含む労働基準法の諸規定の実施については、従来から必要な監督指導を実施しているところであるが、今後とも一層の努力を払つてまいりたい。

育成事業等について助成し、その健全な育成を図つてゐるところである。

一、遺族年金については、昭和五十一年の制度改正において、加給年金額の引上げ、寡婦加算制度の創設等を実施し、年金額の充実を図つたところである。遺族年金の支給率を引き上げることは、公的年金制度を通ずる基本的な問題であるので、年金制度基本構想懇談会において検討しているところである。

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その三) 第八十回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

八八

街路事業の促進に関する請願(第一〇号)

建設省

わが国における都市計画道路の計画決定延長五万一千四九五キロメートル(昭和五十一年三月現在)のうち改良済み延長は一万六千五百キロメートルであり、改良率は三二パーセントとなつてゐる。

一、労働基準法における母性保護その他の観点からの一一定の危険有害業務についての女子の就業禁止規定については、現行の規定についてその遵守を図るとともに、前述のように、労働基準法研究会において調査研究が行われているので、その研究結果を待つて、慎重に検討してまいりたい。

一、医療保険においては、正常分娩について現金給付を行つておらず、出産に要する標準的な費用等を考慮して従来より給付の水準の改善を図つてゐるところである。

また、異常分娩については、療養の給付とともに現金給付を行つてゐるところである。

一、ILO第八十九号、第一百三号及び第一百十一号条約については、労働基準法等現行国内法制と若干の相違のあること、また、条約解釈上の疑義などにより、まだ批准されていない。

国内法制については現在、労働基準法研究会等において、調査研究が行われてゐるのと、その結論を待つて検討してまいりたい。

公共職業安定所の組織の拡充に関する請願(一件)(第五十六七一・五八九八号)

同

河川改修緊急整備に関する請願(二件)(第五〇七・五一〇号)

同

一、昭和五十二年度を初年度とする第五次治事業五箇年計画については、総資投規模七兆六千三〇億円、うち治山・治水緊急措置法第二条に規定する治水事業五兆八千〇〇億円、災害関連事業、地方単独事業等一兆二四〇〇億円、予備費五千八〇〇億円をもつて昭和五十二年六月二十八日閣議決定された。

計画は、次の事項に重点を置いて策定され、事業の促進を図ることとしている。

(一)

中小河川、都市河川対策の強化

(二)

土石流対策等土砂害対策の強化

(三)

重要河川の整備

(四)

水資源開発の促進

二、公共土木施設の災害復旧については、被害が激甚で事業効果の大きい箇所については、災害復旧助成事業、災害関連事業等の改良復旧事業を採択しているところである。

今後とも再度災害防止のため、災害復旧助成事業、災害関連事業等の改良復旧事業を積極的に推進してまいりたい。

また、一般被害の激甚な河川については、採択基準にそつて激甚災害対策特別緊急事業

身体障害者に対する有料道路料金  
減免に関する請願(第二九九五号)

として積極的に改修を実施してまいりたい。

身体障害者に対する有料道路の料金について  
は、自動車が日常生活において不可欠の生活手段となつてゐる身体障害者の経済的負担を軽減し、自立の促進を図るために、従来より関係団体等からその減免措置について、要望がなされてゐる。

政府としては、自動車が日常生活において不可欠の生活手段となつてゐる身体障害者の実態把握と併せ、「心身障害者対策基本法」の主旨にかんがみ、これらの者に対する優遇措置の必要性及び優遇措置に伴う諸問題につき検討を行つてゐるところである。

防災・環境改善・国民生活関連予算等に関する請願(二十二件) (第一三一六九・三一八五・三二九五・三三五五・三四三三・三五一八・三五七九・三六四四・三八〇〇・三八一二・三八一五・三八一六・三九二〇・四一三一・四一六八・四一八八・四六二二・四七〇二・四七一二・四八八五・四九四九・六〇九六・六三〇二号)

同

同

神奈川県藤沢市亀井野小学校前などに立体横断歩道等を建設するとの請願(第六三五一号)

同

同

汚水処理場改善に関する請願(第六三四九号)

同

同

神奈川県柏尾川流域の治水対策に関する請願(第六三五四号)

同

大和市下鶴間地域の排水対策促進等に関する請願(第六三五五号)

同

一、藤沢市立亀井野小学校前の県道藤沢町田線に立体横断施設を設置することについては、掛けを早急に実施する。更に不快感を緩和するため、なお一層植樹等による環境整備を図る方針である。

二、最近の激甚な災害の発生等にかんがみ、治水施設等の整備を強化し、被害を軽減させるため、昭和五十二年度を初年度とする第五次治水事業五箇年計画が策定された。これに基づき治水対策を強力に推進するよう努めたい。

三、柏尾川については、昭和四十九年度災害にかんがみ矢部町地先より笠間町地先間(延長六・二キロ)において昭和五十一年度より激甚災害対策特別緊急事業に採択して昭和五十四年度概成を目指して河川改修を鋭意促進中である。

また、その下流境川合流点までの間は、中小河川改修事業として上流部の改修と歩調を合わせるべく改修促進中である。

したがつて、これらの問題が処理されば、昭和五十三年度以降整備を図ることとしている。

二、当該地域内の県道藤沢町田線については、舗装及び歩道設置が完了しているが、同地区的通学路は区画整理地域内にあり、当該六会東部土地区画整理事業は、昭和五十年に着手され昭和五十四年度に完成を目指して現在実施されている。この事業により主要幹線街路から逐次舗装され、道路幅員に応じて、歩道等の安全施設の整備を図ることとしている。

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その三) 第八回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

九〇

国道一号線(横浜市戸塚区原宿交差点付近)の震動防止に関する請願(第六三六二号)

地方財政対策の強化に関する請願(第五九七号)

同

当該箇所については、昭和五十二年五月末に表面処理工法により補修工事を実施した。なお、今後とも日常の道路ペトロール等によつて路面の沈下等を発見した場合は速やかに路面補修を実施する所存である。

自治省

一、昭和五十二年度においては、わが国の経済及び財政の状況にかんがみ、長期的、抜本的な財源分配の変更としての交付税率の引上げは行わなかつたが、その代わりに所要の制度改正を行い地方交付税の所要総額を確保したことであり、今後とも地方財政の運営に支障をきたすことのないよう地方交付税の所要総額の確保を図つてしまいたい。

二、昭和五十二年度は、生活関連施設の整備、

公共事業の円滑な推進等のために、総額五兆

五六十億円の地方債を計画上するとともに、これに充當する政府資金を増額する等の措置を講じ、地方財政の円滑な運営に資することとしている。

三、直轄事業負担金制度を廃止することについても、地方債の充実強化に努力してまいりたい。

四、直轄事業負担金制度を廃止することについては、公共事業制度の基本にかかる問題であるので慎重に検討することを要すると考えておる。

五、国庫補助負担事業に係る超過負担の問題については、政府としても従来からその解消に努めてきたところであるが、今後とも社会経済情勢の変化、施設水準の推移等に配意し、超過負担が生じないよう処理してまいりたい。

六、政府は、毎年度の地方財政計画を通じて、所要の財源措置を講じており、昭和五十二年度においても地方財政の運営に支障が生ずることのないよう二兆七〇〇億円の財源不足額に対する完全補てん措置をとつてお

四八・六四九・七一六・七一七・  
七一八・七一九・七二〇・七二  
一一・七二二・七三三・七二四・七  
二五・七七六・七七七・七七八・  
七七九・七八〇・七八一・七八  
二・七八三・七八四・七八五・八  
一一・八一二・八一三・八一四・  
八一五・八一六・八一七・八一  
八・八一九・八二〇・八五二・八  
五三・八五四・八五五・八五六・  
八五七・八五八・八五九・八六  
〇・八六一・九三三・九三三・九  
三四・九三五・九三六・九三七・  
九三八・九三九・九四〇・九四  
一・九四二号)

四八・六四九・七一六・七一七・  
七一八・七一九・七二〇・七二  
一一・七二二・七三三・七二四・七  
二五・七七六・七七七・七七八・  
七七九・七八〇・七八一・七八  
二・七八三・七八四・七八五・八  
一一・八一二・八一三・八一四・  
八一五・八一六・八一七・八一  
八・八一九・八二〇・八五二・八  
五三・八五四・八五五・八五六・  
八五七・八五八・八五九・八六  
〇・八六一・九三三・九三三・九  
三四・九三五・九三六・九三七・  
九三八・九三九・九四〇・九四  
一・九四二号)

り、今後とも所要の措置を講じてまいりたい。

二、住宅、学校、保育所に係る国庫補助負担金の改善合理化については、かねてから努力しております、昭和五十二年度においても、小中学校校舎の建設単価の引上げ、学校・保育所の国庫負担対象範囲の拡大及び公営住宅の補助基準の改善を図つたところであり、今後とも改善合理化に努力してまいりたい。

また、政府資金については、昭和五十二年度計画において大幅に増額するとともに、義務教育施設整備事業債について昭和五十二年度から全額政府資金で引き受ける等の措置を講じているところである。

なお、高等学校建設事業に対しても、昭和五十二年度に国庫補助制度を創設し、昭和五十二年度においては、大幅に増額措置を講じたところである。

三、非課税措置等については、毎年度の税制改正で、できる限り整理合理化を行つてきたところである。非課税措置等の中には、政策上必要なものもあるのですべてを廃止することはできないが、今後とも見直しを進めてまいりたい。

また、地方債の許可制度については、民間部門と公共部門との資金需要の調整及び地方公共団体相互間の資金配分の公平を図りながら、他の財源措置との関連において、地方公共団体の財政の健全性を確保する上で存続する必要がある。

四、政府は昨年五月「昭和五十年代前期経済計画」を策定し、これを政策の中長期的指針としているところであるが、同計画においては完全雇用と物価の安定を基本にしつつ、社会保障、住宅、生活関連社会資本、教育等国民生活の充実を図り、わが国経済を従来の量的拡大を指向した成長中心のものからより生活を中心のものへと転換させ、長期的には家計も

地方財政対策強化に関する請願  
(十三件)(第一三九六・一四六九・  
一七七三・一九九一・二〇二三・  
二〇五五・三一八六・三一八七・  
三三三三・四九三九・五七五五・  
六〇〇〇・六五五八号)

同 同

企業も国民のすべてが不安なく将来設計で  
きる安定した社会の建設を目指し諸施策を推  
進することとしている。

昭和五十二年度においては、わが国の経済及  
び財政の状況にかんがみ、長期的抜本的な財源  
配分の変更としての交付税率の引上げは行わな  
かつたが、その代わりに所要の制度改革を行い  
地方交付税の所要総額を確保したところであ  
り、今後とも地方財政の運営に支障をきたすこと  
のないよう地方交付税の所要総額の確保を図  
つてしまいたい。

国庫補助負担事業に係る超過負担の問題につ  
いては、政府としても從来からその解消に努め  
てきたところであり、昭和五十二年度において  
は、補助基準の改善等についてできる限りの配  
慮をしてきたところであるが、今後とも超過負  
担の生じないよう補助単価を適正なものとする  
とともに、国庫補助負担基準等についてもその  
改善に努めてまいりたい。

昭和五十二年十二月二十六日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第八十一回国会の開会中貴院において採択され、内閣に  
送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第八十一回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれ  
の請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定すること  
とした。その結果処理案決定したものは左記のとおりである。  
右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

第八十一回国会

内閣受理件数  
二八件

処理案決定件数  
二八件

件名	所管省	請願に対する処理要領
重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(第一八号)	総理府	一、重度の障害を有する戦傷病者が介護を必要とする場合にあつては、そのための費用は、特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体の中からまかなわれるものと考えており、これらの額は、他の制度と比較して遜色のないものであるが、今後とも重度戦傷病者の生活実態に即して現行給付の一層の充実に努めてまいりたい。 二、国民年金制度における福祉年金は、全額国庫負担によつてまかなわれる年金給付としては、恩給などの他の公的年金を受給できない者に年金の保障を及ぼすため創設されたものであり、本来他の公的年金と併給されるべき性格のものではない。 しかしながら、現実には、低額の普通扶助料等を受けている者があることを勘案し、從来から一定限度額まで併給してきたところである。

したがつて、福祉年金と他の公的年金との併給について、更に特例を認めることが併給制限を撤廃することは考えていない。  
三、増加恩給は増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられていることとを考慮し、障害そのものの評価及び併給制限を撤廃することは考えていらない。  
四、公務上の傷病により重度の障害がある戦傷病者に対しては、国家補償の精神に基づき、國立保養所に収容し、医学的管理の下に保養の機会を提供することとしているが、戦傷病

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その三) 第八十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

九二一

者の一般的な老齢化に伴つて生じる施設収容のニードについては、老人福祉施策の一環として老人福祉施策を計画的に整備していくことにより対処していくこととしており、老齢化した戦傷病者のための援護施設を独自に設置することは考えていない。

五、戦傷病者の国鉄無賃乗車者船取扱いについて  
は、従来から戦傷病者援護制度の一環として実施してきたところであるが、昭和五十二年度からは第三目症及び第四目症の障害程度の者についてもその対象とし、援護の充実を図ることとしている。

この制度の国鉄バスへの適用、家族単独利用への適用及び特別急行料金等の無料化については、制度の趣旨等にかんがみ、慎重な検討を要する問題であると考える。

また、公・民営交通機関における運賃割引については、すでに一部の地方公共団体において、自主的判断に基づき、実施されているところである。

一、重度の障害を有する戦傷病者が介護を必要とする場合にあつては、そのための費用は、特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体の中からまかなわれるものと考へており、これらの額は、他の制度と比較して遜色のないものであるが、今後とも重度戦傷病者の生活実態に即して現行給付の一層の充実に努めてまいりたい。

二、重度戦傷病者に給する傷病恩給について  
は、重症者優遇の趣旨から特別加給の制度を設けるなどその待遇の充実に配慮しているところであるが、今後ともその給付の一層の充実に努めてまいりたい。

三、増加恩給は増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられていることを考慮し、障害そのものの評価及び障害の与える影響等に応じた年額を給するものであ

民法第十一條の改正に関する請願  
(第五四号)

法務省

のに対し、扶助料は、公務員が死亡した後の遺族の生活の支えとして普通恩給を基礎として算出した額を給するものであるからその趣旨は全く異なつてゐる。したがつて扶助料の額を増加恩給の額に準じた額に改めることは、恩給制度の基本にかかる問題であり、困難である。

四、特別項症の年額の最高七割までの制限の撤廃及び第一項症の視力障害のうち、明暗又は眼前手動を弁別し得る程度のものの特別項症への格上げについては、増加恩給受給者全体の均衡を考慮しつつ、今後とも慎重に検討してまいりたい。

聴者及び啞者は、身体障害の故に、常人と比べて判断能力が劣るおそれなしとせず、ややもすれば他人に欺かれることがあるので、民法は一定の者の請求があるときは、家庭裁判所において聴啞者に対し準禁治産の宣告をすることができる旨を定めたにとどまり、聴啞者を常に準禁治産者とすべきことを定めたものではない。常人に劣らぬ能力を有する聴啞者については、準禁治産宣告の請求がされることはないとあります。しかし、民法の規定上、心神耗弱者と並べて聴者、啞者を掲げてすることは問題なしとはしないので、聴者、啞者の文言を削除するかどうかは、検討に値する問題である。

公立高校増設・私立学校学費引下  
げのための大額国庫補助に関する  
請願(七件) (第四・一一・三一・  
三二・三三・三四・四五号)

文部省

一、公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として新たに一定要件のもとに高等学校建物の新增設について、国が三分の一を、補助することとし、昭和五十二年度予算においては、一〇八億五、八〇〇万円を計上しているほか、昭和五十二年度地方債計

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その三) 第八十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

医疗保险制度の改革に関する請願  
(第一号)

厚生省

画において高校分六四四億円を計上してお  
り、これらの措置により高等学校新增設の円  
滑な実施が図られるものと考えている。  
二、教育条件の維持向上並びに修学上の経済的  
負担の軽減を図るため、私立大学等経常費補  
助金、及び私立高等学校等経常費助成費補助  
金の充実に努めてまいりたい。

一、医疗保险制度については、制度の基本的な  
見直しを行い、今後の社会経済情勢に対応し  
た医疗保险制度の確立に努めてまいりたい。  
二、医疗保险制度については、国民医療の確保を図  
るため、救急医療対策、へき地医療対策、医  
療関係者の確保等諸施策を推進しているが、  
今後とも努力してまいりたい。

三、国民医療の確保については、疾病構造の変  
化等を考慮しつつ、地域の実情に応じ医療施  
設の整備を推進しており、公的医療機関に対  
してはへき地医療対策及び救急、休日、夜間  
医療の確保対策等の関連で助成を行つてきて  
いるところであるが、今後とも地域医療体制  
整備のため、努力してまいりたい。

三、診療報酬体系の合理化については、診療報  
酬の改定の際に可能な限り甲表と乙表の点数  
の一本化を図るとともに、昭和五十二年十一  
月に告示した薬価基準改正において銘柄別薬  
価収載方式を採用することとする等、従来か  
らその合理化に努めてきているところであ  
る。

また、診療報酬支払方式の改革について  
は、現行の出来高払方式が昭和十八年から採  
用されているものであり、他の支払方式に比  
べると我が國の現状に合致しているものであ  
ると考えている。

四、現在、国民健康保険については、医療費の  
四五パーセントに相当する高率の国庫補助を行  
つているところであるが、昭和五十二年度予  
算においては、これに加え、特別の財政措

国民健康保険組合に対する国民健  
康保険法一部改正による療養給付  
費補助金の定率引上げ等に関する  
請願(三件)(第八・三六・五一号)

同

置として一一八億円を計上したところであ  
る。  
また、政府管掌健康保険においては、医療  
給付費の一四・八パーセント、日雇労働者健  
康保険においても、医療給付費の三五パーセ  
ントの国庫補助を行つてあるところである。  
国民健康保険組合に対する国庫補助を市町村  
並びに一律に引き上げることについては、国民  
健康保険組合間の財政力格差が市町村の場合以  
上に存すること等の事情から困難である。  
しかし、国民健康保険組合に対しては、法定  
二五パーセントの国庫補助に加えて、昭和四十  
三年以来特別の助成を行つており、昭和五十二  
年度予算においては、臨時調整補助金として一  
七〇億円を計上し、財政力のせい弱な組合に対  
して、重点的に国庫補助の充実化を図ることと  
して、昭和五十二年十二月九日に健康保険法  
等の一部を改正する法律が成立したことによ  
り、国民健康保険組合に対する国庫補助を、政  
令の定めるところにより、組合の財政力等を勘  
案して、療養の給付費等の額の一〇〇分の四〇  
に相当する額に達するまでの範囲内において増  
額することができるとしたところである。

一、オルトフェニルフェノール及びオルトフェ  
ニルフェノールナトリウム(以下「オルトフェ  
ニルフェノール等」という)については、食  
品衛生調査会において、FAO/WHO国際  
食品規格委員会専門家委員会における安全性  
評価に用いられた慢性毒性試験、長期発がん  
性試験の結果等に基づき、十分な調査審議を行  
い、その安全性が確認されており、当面、慢  
性毒性試験を実施する予定はない。

二、財團法人残留農薬研究所で行われた試験の  
結果については、学会において発表され、食  
品衛生調査会においても、遺伝学的見地から

願(第一六号)

九四

十分な調査審議を行つたものである。

三、オルトフェニルフェノール等とジフェニルを併用することについては、食品衛生調査会において、調査審議を行い、その安全性が確認されているところである。

四、オルトフェニルフェノール等については、FAO/WHO国際食品規格委員会専門家委員会においてその安全性が評価され、世界各國で果実及び果菜に対してその使用が認められており、我が国においては、食品衛生調査会においてこの評価に用いられた安全性に関する試験結果及び国内の学会で発表されたあらゆる試験結果に基づき、慎重に調査審議を行い、その安全性を確認したものであり、食品衛生法第六条に基づきオルトフェニルフェノール等を指定したことは妥当な措置である。

五、食品衛生調査会の委員については、遺伝学の専門家等遺伝学に関する学識経験者を含む学識経験者が参加しており、同調査会において遺伝学的影響についても十分検討しているところである。

六、議事録を公開するか否かについては、食品衛生調査会において定められるべきことであるが、従前から議事録は公開されていない。七及び八、オルトフェニルフェノール等を使用したかんきつ類については、その容器包装にこれらを使用した旨の表示を行うよう指導するとともに、ばら売り等によつて消費者に販売する場合にあつても、これらを使用した旨の表示を行うよう販売業者等を指導しているところであり、今後ともこの指導を周知徹底してまいりたい。

九、オルトフェニルフェノール等については食品安全法等により、かんきつ類に対しその使用が認められている。

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請

同

一、国民健康保険組合に対する国庫補助を市町村並びに一律に引き上げることについては、

国民健康保険組合間の財政力格差が市町村の場合以上に存すること等の事情から困難である。

しかし、国民健康保険組合に対しては、法定二五パーセントの国庫補助に加えて、昭和四十三年以来特別の助成を行つており、昭和五十二年度予算においては、臨時調整補助金として一七〇億円を計上し、財政力のせい弱な組合に対して、重点的に国庫補助の充実強化を図ることとしている。

なお、昭和五十二年十二月九日に健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことにより、国民健康保険組合に対する国庫補助を、政令の定めるところにより、組合の財政力等を勘案して、療養の給付費等の額の一〇〇分の四〇に相当する額に達するまでの範囲内において増額することができることとしたところである。

二、国民健康保険組合は、同種同業による結合関係を基盤とする相扶共済の精神に基づいて設立されている団体であることから、一般に、市町村国民健康保険に比べてその事務処理が円滑に行われうる等の事情があり、被保險者一人当たりの事務費において市町村国民健康保険との間にある程度の相違が生ずるのはやむを得ないと考えられる。

三、老人医療費支給制度は、国民皆保険、皆年金の下において総体的にか得能力が低く社会的にも不安定な状態に置かれている老人に対し、受療の向上を通じ福祉を増進するため、現行医療保険制度の補完的措置として実施されているものである。この制度については種々議論があるが、財政の健全化もさることながら、我が国が本格的な高齢化社会を迎えたあるなかで年金、福祉サービス、保険医療等総合的な老人対策を強化する見地からみて基本的な検討が必要であると考えるの

で、先般提出された老人保健医療問題懇談会

の意見を踏まえ、今後総合的に検討していくこととしている。

四、高額療養費支給制度に対する補助については、臨時調整補助金の中から補助を行つてきただところであり、昭和五十二年度においても従来と同様に一七〇億円の臨時調整補助金のわくの中で措置することとしている。

五、国民健康保険においては、従来から診療報酬の改定が行われた際、それに伴い国民健康保険財政に与えられる影響を緩和するため、特別療養給付費補助金を計上してきただころであるが医療費の増加に伴う費用は本来保険料で賄うべきものであるので、全額国庫補助とすることは、考えていない。

#### 國の保育予算の大増額等に関する 請願(第一九号)

同

一、(1) 保育所の整備については、従来から増設整備を行つてきたところであり、保育需要の実態に即して引き続きその増設を図ることとしている。

(2) 保育所の建設費補助については、社会経済情勢の変化に配慮しつつ毎年度補助単価の改善を図つており、五十二年度においても、新たに門、開障を補助対象にする等の改善措置を講じたところである。

二、(1) 保育所の設備等を定める児童福祉施設最低基準は、昭和二十三年に制定された後、必要な修正が加えられて今日に至つているが、今後とも実情にそちよう検討してまいりたい。

(2) 保育所措置費については、職員の待遇、入所児に対する処遇向上を中心従来からその改善に努めているところであり、五十二年度においても人件費及び管理費の改善を図つたほか、入所児童の一般生活費についても引上げを行つたところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

(3) ア 保育所の保育時間については、一日八時間を原則とし、保護者の労働時間そ

の他家庭の状況等を考慮して若干の延長ができるよう保母の時差出勤、非常勤保母の配置等の措置を講じているところであるが、今後とも乳幼児の心身発達に与える影響、保育効果等を十分考慮して適切に実施されるよう指導してまいりたい。

イ 乳児は疾病、事故等に対して極めて無力であり、また、この時期は、将来の人間形成の基盤づくりが行われる最も重要な時期であるので、育児休業制度の普及等母親自らが保育しうる条件の整備に努めるとともに、乳児を保育所において保育する場合にも乳児のこれらの特性に十分留意しつつ、設備、運営面において乳児への悪影響を最少限にとどめる配慮が必要である。

このような観点に立ち、従来から低所得階層の乳児を九人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施してきたが、昭和五十二年度においてはその基準を緩和し、乳児「九人以上」を「三人以上」としたところである。

ウ 障害児保育事業は、昭和四十九年度から試行的に実施しているものであり、昭和五十二年度においては、各県一か所の予算措置がとられている。

障害児保育の実施に当たつては、対象とする障害児の範囲、保育の方法、障害児通園施設等関係機関との関連等、今後検討すべき問題も多く、その基本的な在り方について現在検討を行つているところである。

エ 夜間保育については、乳幼児に与える影響を十分考慮する必要があり、また夜間保育に従事する職員等の勤務体制等の困難な問題も多いので、慎重に検討する

こととしたい。

また、医療を必要とする病児については、保育所の設備・機能からみて適切な保護を加えることが困難なこと、他の乳幼児に対する悪影響も予想されることから、保育所に入所させることは不適当と考えている。

(4) 保育所の入所については、市町村長が措置するが、その際母親の労働形態、家庭環境等個々の家庭の状況を十分調査の上、保育を要する程度の高いものから入所の措置を決定することとしており、この方針を改めることはない。

三、保母等の腰痛症等を予防するための労働条件の改善については従来から保母定数の改定及び非常勤保母の配置を図るなど、鋭意努力しているところである。昭和五十二年度においても年休代替要員費の充実を図ったところで、今後ともその改善に努めてまいりたい。

四、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系の準拠して算定しており、毎年人事院勧告に伴う給与の引上げのほか、保母については特殊業務手当、給与特別改善費支給の措置を講じているところである。

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系の準拠して算定しており、毎年人事院勧告に伴う給与の引上げのほか、保母については特殊業務手当、給与特別改善費支給の措置を講じているところである。

昭和五十二年度においては、D<sub>9</sub>階層の新設、半額徴収階層の拡大を図ったところであり、今後とも徴収基準額の適正水準について配慮してまいりたい。

(2) 児童福祉法の規定による措置は、所得の多寡にかかわらず、措置の要件に該当すれ

ば、福祉の措置をするという仕組みになつておらず、措置に要した費用は、負担できる者から徴収し、負担できない場合には、負担できない限度で国又は地方公共団体が代わつて負担することとなつていて、また、特に認可保育所の問題については、基本的に無認可保育所の問題については、基本的に認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行うなどの措置を講じてまいりたい。

五、留守家庭児童対策(学童保育対策)については、認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行うなどの措置を講じてまいりたい。

六、留守家庭児童対策(学童保育対策)については、從来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、学校体育施設開放事業を促進し、また子供会等の地域組織の育成に努力しているところである。特に都市部の児童については、都市部の児童館等の整備の現状を勘案し、経過的措置として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から行われている都市児童健全育成事業のなかで、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置・育成事業等について助成し、その後の健全育成を図つてゐるところである。今後とも、これらの健全育成対策の充実に努力してまいりたい。

七、保母養成施設においては従来から保母に必要な専門知識・技術等が修得できるよう教育課程を設定し、その改善に努めているところであるが特に最近における保育需要の多様化にも対応しうるような専門科目の設置など教育内容の充実に種々配慮しているところであり、乳児や心身障害児等の保育が適切に実施できるよう「乳児保育」「乳幼児心理学」「小児保険」「臨床心理学」等の科目的学習とともに、保育所・精神薄弱児施設等における実習等を行わせることとしている。

また保母の養成に必要な施設、設備や専任教員については、短期大学設置基準に準じた保母養成所指定基準を設定し指導しているところであるが、特に国庫補助対象施設については、専任教員の増員、給与の改善等を図つておらず、今後ともその改善に努力してまいりたい。

第三十  
種類便  
可日

# 官報

昭和五十三年七月二十一日

## ○第八十四回 参議院会議録追録(その四)

国の保育行財政の改善に関する請願(第四八号) 同

件名	所管省	請願に対する処理要領
老人医療費の有料化に反対し現行制度の改善に関する請願(第二五号)	厚生省	<p>一、今後の老人保険医療の在り方については、これから急速に増加する老人が健康で豊かに生活していくにはどうしたらよいかという観点から、単に医療費問題だけではなく、総合的に検討を進める必要がある。このため、先般専門家による老人保健医療問題懇談会から提出された意見を踏まえ、今後総合的に検討していくこととしている。</p> <p>二、(1) 対象年齢の引き下げについては、医療機関側の受入体制との関連等影響するところが大きく困難である。</p> <p>(2) 本制度は、保険給付の自己負担分を公費で負担するものであるから、室料差額等保険給付の対象とならないものについて老人医療費の対象とするとは困難である。</p> <p>(3) なお、看護料、はり、きゅう等についても、それが医療保険の対象となつた場合は、本制度の対象となるものである。</p> <p>現在、一部の市町村等において、いわゆる訪問看護事業が実施されているが、各実施主体によつて、それぞれ実施方法が区々であり、これを国が一律制度として実施に移すには、なお検討すべき問題が多いと考えるので、老人保健医療対策全般の問題の一つとして研究することとしている。</p>

一、乳児は疾病、事故等に対して極めて無力であり、また、この時期は、将来の人間形成の基盤づくりが行われる最も重要な時期であるので、育児休業制度の普及等母親自らが保育しうる条件の整備に努めるとともに、乳児を保育所において保育する場合にも乳児のこれらの特性に十分留意しつつ、設備、運営面において乳児への悪影響を最少限にとどめる配慮が必要である。このような観点立ち、從来から低所得階層の乳児を九人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施してきたが、昭和五十二年においてはその基準を緩和し、乳児「九人以上」を「三人以上」としたところである。

二、無認可保育所の問題については、基本的に認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に對しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行うなどの措置を講じてまいりたい。

三、保育所措置費については、職員の待遇、入所児に対する待遇向上を中心従来からその改善に努めているところであり、昭和五十二年度においても、人件費及び管理費の改善を図つたほか、入所児童の一般生活費についても引上げを行つたところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

四、児童福祉法の規定による措置は、所得の多寡にかかわらず、措置の要件に該当すれば、福祉の措置をするという仕組みになつており、措置に要した費用は、負担できる者から徴収し、負担できない場合には、負担できないう限度で国又は地方公共団体が代わつて負担することとなつていて。

五、保育所の保育時間については、一日八時間

を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して若干の延長ができるよう保母の時差出勤、非常勤保母の配置等の措置を講じているところであるが、今後とも乳幼児の心身発達に与える影響、保育効果等を十分考慮して適切に実施されるよう指導してまいりたい。

六、保育所における職員の労働条件の改善については、労働基準法遵守等の見地に立つて昭和五十年度及び昭和五十一年度の二か年で大幅な増員を図ったところであり、昭和五十二年度予算においては、主任保母等の号俸調整、職員の年休代替制度の拡充及び民間施設給与等改善費の増額等を図ったところである。

七、留守家庭児童対策（学童保育対策）については、従来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、学校体育施設開放事業を促進し、また子供会等の地域組織の育成に努力しているところである。特に、都市部の児童については、都市部の児童館等の整備の現状を勘案し、経過的措置として地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から行われている都市児童健全育成事業のなかで、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置、育成事業等について助成し、その健全育成を図っているところである。今後とも、これらの健全育成対策の充実に努力してまいりたい。

八、(1) 保育所の建設費補助については、社会経済情勢の変化に配慮しつつ毎年度補助単価の改善を図つており、昭和五十二年度においても、新たに門、障壁を補助対象にする等の改善措置を講じたところである。また保育所措置費については、職員の待遇、入所児に対する処遇向上を中心從来からその改善に努めているところであり、昭和五十二年度においても人件費及び管理

老人医療費の有料化反対、現行制度の改善に関する請願(第四九号)

同

一、今後老人保健医療の在り方については、これから急速に増加する老人が健康で豊かに生活していくにはどうしたらよいかという観点から、単に医療費問題だけではなく、総合的に検討を進める必要がある。このため、先般専門家による老人保健医療問題懇談会から提出された意見を踏まえ、今後総合的に検討していくこととしている。

二、対象年齢の引下げについては、医療機関側の受入体制との関連等影響するところが大きく困難である。

三、本制度は、保険給付の自己負担分を公費で負担するものであるから、室料差額等、保険給付の対象とならないものについて老人医療費の対象となることは困難である。

なお、看護料、はり、きゅう等についても、それが医療保険の対象となつた場合は、本制度の対象となるものである。

聴覚障害者にとって手話の果たす役割の大きさにかんがみ、現在、身体障害者地域活動促進事業の一環として、手話奉仕員派遣事業、手話通訳設置事業等を国庫補助の対象としており、毎年、予算の増額を図つておる。これらの事業は、各都道府県等が地域の実情に応じて実施しているものであるが、今後とも

手話通訳制度確立に関する請願  
(第五五号)

同

費の改善を図つたほか、入所児童の一般生活費についても引上げを行つたところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

(2) 自治省では毎年度地方財政の運営について留意すべき事項について次官通達をもつて指導しているところであるが、この通達は、地方財政が健全に運営するために必要なと思われる事項について自治省の考え方を具体的に提示しているものであり、これを撤回する考えはない。

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その四)

第八十一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

第八十二回国会において採択し、内閣に送付し

九九

防災・環境改善・国民生活関連予算等に関する請願(四件)(第一八・二九・三〇・三九号)		建設省	聴覚言語障害者総合センターの設置に関する請願(第五七号)	同
手話通訳の国家認定制度を設けることは、現段階では考えていない。また、手話通訳者を公務員として採用することについては、国又は地方公共団体の各行政機関において聴覚障害者の公的機関の利用状況等からそれぞれ判断すべきものと考える。	国の段階では、既に国立ろうあ者更生指導所が設置されており、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練の実施及び更生相談の実施を行ふとともに都道府県及び市町村の聴能言語専門職員の養成を行つてある。今後政府としては、現在埼玉県所沢市に建設中の国立リハビリテーションセンター(仮称)に国立ろうあ者更生指導所を統合するとともに、国立職業リハビリテーションセンター(仮称)を設置し、更に一層の機能の拡充を図ることとしている。	また、地方においては、ろうあ者更生施設の設置及び身体障害者福祉センターの設置が行われてきているところであるが、今後とも地域の実情に応じ、地方公共団体が行なう必要な施設の整備について適切な配慮をしてまいりたい。	建設省においては、すべての国民が良好な生活環境を享受しうるよう住宅・宅地対策、河川・下水道・公園・道路等の国民生活の基盤となる施設の整備、都市防災対策、交通安全対策等の各般にわたる国土建設施策を推進しているところである。	これらの事業の推進について指導してまいりたい。

これらの事業の推進について指導してまいりたい。

手話通訳の国家認定制度を設けることは、現段階では考えていない。また、手話通訳者を公務員として採用することについては、国又は地方公共団体の各行政機関において聴覚障害者の公的機関の利用状況等からそれぞれ判断すべきものと考える。

国の段階では、既に国立ろうあ者更生指導所が設置されており、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練の実施及び更生相談の実施を行ふとともに都道府県及び市町村の聴能言語専門職員の養成を行つてある。今後政府としては、現在埼玉県所沢市に建設中の国立リハビリテーションセンター(仮称)に国立ろうあ者更生指導所を統合するとともに、国立職業リハビリテーションセンター(仮称)を設置し、更に一層の機能の拡充を図ることとしている。

また、地方においては、ろうあ者更生施設の設置及び身体障害者福祉センターの設置が行われてきているところであるが、今後とも地域の実情に応じ、地方公共団体が行なう必要な施設の整備について適切な配慮をしてまいりたい。

建設省においては、すべての国民が良好な生活環境を享受しうるよう住宅・宅地対策、河川・下水道・公園・道路等の国民生活の基盤となる施設の整備、都市防災対策、交通安全対策等の各般にわたる国土建設施策を推進しているところである。

これらの施策については、国民の強い要請となつてゐるので、今後とも、このような重要な施策の円滑な推進を図るため、経済財政事情を勘案しつつ所要の事業費を確保するよう努めてまいりたい。

昭和五十三年五月十日

参議院議長 安井 謙殿

内閣總理大臣 福田 起夫

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第八十二回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第八十二回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

## 記

第八十二回国会

内閣受理件数

処理案決定件数

件  
(三件)(第五一・五一・八四八号)主  
管  
省  
(本  
府)請  
願  
に  
対  
す  
る  
処  
理  
要  
領

傷病恩給等の改善に関する請願

総理府

特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体の中からまかなわれるものと考えており、これらの額は、他の制度と比較して遜色のないものであるが、今後とも重度戦傷病者の生活実態に即して現行給付の一層の充実に努めてまいりたい。

二、重度戦傷病者に給する傷病恩給については、重症者優遇の趣旨から特別加給の制度を設けるなどその待遇の充実に配慮しているところであり、昭和五十三年の法改正においても、基本年額を増額するほか、特別加給の増額を行うこととしているが、今後ともその給付の一層の充実に努めてまいりたい。

三、増加恩給は増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられていることを考慮し、障害そのものの評価及び障害の与える影響等に応じた年額を給するものであるのに対し、扶助料は公務員が死亡した後の遺族の生活の支えとして普通恩給を基礎として算出した額を給するものであるから、その趣旨は全く異なつてゐる。

りたい。

したがつて、扶助料の額を増加恩給の額に準じた額に改めることは、恩給制度の基本にかかる問題であり、困難である。

四、特別項症の年額の最高七割までの制限の撤廃及び第一項症の視力障害のうち、明暗又は眼前手動を弁別し得る程度のものについて有期を無期とし、特別項症に格上げすることについては、増加恩給受給者全体の均衡を考慮しつつ、今後とも慎重に検討してまいりた

重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願(五件)(第九四・九八・一〇九・一四二・三七七号)

同

一、重度の障害を有する戦傷病者が介護を必要とする場合にあつては、そのための費用は、特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体の中からまかなわれるものと考えており、これらの額は、他の制度と比較して遜色のないものであるが、今後とも重度戦傷病者の生活実態に即して現行給付の一層の充実に努めてまいりたい。

二、増加恩給は増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられていることを考慮し、障害そのものの評価及び障害の与える影響等に応じた年額を給するものであるのに対し、扶助料は公務員が死亡した後の遺族の生活の支えとして普通恩給を基礎として算出した額を給するものであるから、その趣旨は全く異なつている。

したがつて、扶助料の額を増加恩給の額に準じた額に改めることは、恩給制度の基本にかかる問題であり、困難である。

三及び四、特別項症の年額の最高七割までの制限の撤廃及び第一項症の視力障害のうち、明暗又は眼前手動を弁別し得る程度のものについて有期を無期とし、特別項症に格上げすることについては、増加恩給受給者全体の均衡を考慮しつつ、今後とも慎重に検討してまい

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(十七件)(第一〇三・一〇四・一〇八・一一六・一一七・一二五・一二八・一二九・一三〇・一六四・一六九・一九五・二六三・三六七・三八六・九〇〇・一二八四号)

暴力追放に関する請願(第三二四〇号)

同

暴力団に対する取締りは、長期にわたり強力に推進しているところであるが、その勢力は依然として根強いものがあり、各地でけん銃等の銃器を使用した悪質な対立抗争事件等を惹起しているところである。

このため、政府としては、暴力団組織の根絶を目指にして、第一に暴力団組織構成員の反覆継続検挙、第二にけん銃等暴力団の所持する武器の徹底摘発、第三に資金源の封圧等を基本方針として強力な取締りを実施しているところであるが、今後ともこの方針に基づき徹底した取締りを継続的に推進する一方、関係機関の総力をあげて暴力団組織の壊滅のための諸施策を講じてまいり所存である。

山岳遭難対策に要する経費の国庫負担に関する請願(二一件)(第一五三三・一九七一号)

同

(総  
警  
察  
府)

生活関連公共事業等の拡大に関する請願(第一五二八号)

同

政府は、昭和五十三年度の経済運営において、景気の着実な回復を通じて雇用の安定と確保を図ることにより、国民生活の基盤を守ることを基本的課題としている。このため、経済運

八号) 物価政策に関する請願(第一五四)

財政面においては、財政の節度維持に努めつつ、  
国民生活充実のための基盤整備に役立ち、かつ、  
需要創出効果が大きい公共事業等に重点を置いて  
た積極的な財政運営を行うこととしている。  
この公共事業等の拡大に当たっては、昭和五  
十三年度予算の配分において、住宅（対前年度  
比三四・一ペーセント増）、下水道（同五三・一  
ペーセント増）、環境衛生施設（同三七・六ペー  
セント増）、公園等（同三五・七ペーセント増）、  
生活道路など国民生活に密着した事業の拡大を  
図るとともに、文教施設（同三八・九ペーセン  
ト増）、社会福祉施設（同二六・六ペーセント  
増）、などの文教・厚生関連施設の充実にも重  
点を置いているところである。

## 二、(違法なカルテルの取締り)

指導等適切な対応を図つてまいる所存である。  
（違法なカルテルの取締り）  
昭和五十二年の独占禁止法の改正により、

大気・水汚染等公害の規制強化  
に関する請願（三件）（第一八三〇  
一八三一・二三八六号）

(總  
理  
府  
環  
境  
廳)

更に 第一次調査実施後 为着取扱の円高傾向が一層顯著なものになつたことからかんがみ、第二次輸入品価格動向調査を実施し、その結果を昭和五十三年二月に公表したところであるが、今後とも消費者等への情報提供を行なうとともに、必要に応じ関係業界に対する指導等適切な対応を図つてまいる所存である。

二、油濁防止及び工場排水の規制については、昭和五十二年八月実施の規制に続く昭和五十四年規制の告示を行つたところである。

課徴金制度が新設され、違法なカルテルを抑制する機能が強化されたところであります。今後とも違法なカルテルによる製品の値上げについては厳しく取り締まつてまいりたい。

輸入品に係る国内販売価格の引下げに関する請願（一件）（第一五四九・一九七三号）

同

## 官報(号外)

れており、生活排水対策としては、下水道の整備等が進められているところである。更に、漁業被害の補償については、漁業災害補償法による漁業共済制度、油濁損害賠償保障法による損害賠償制度等により措置されている。今後とも、これらの措置の充実により、公共用水域の水質の保全等を進めていくこととしている。

三、P C B 处理については、既に国で行つた試験研究を通じて、燃焼によるP C B の無害化処理が可能であることが証明されており、今後早急に学識経験者及び関係自治体と協議して、適切に関係事業者を指導する等P C B 处理の具体的方策の確立に努めてまいりたい。

また、苛性ソーダの製法転換については、

現在のところイオン交換膜法が工業技術として実用可能な段階に至つてないため、同製法が確立し次第、具体的な転換計画を策定することとしている。

四、環境の保全を図るため、従来から、各種公共事業に際しての環境保全対策の実施、必要な公害関係法の改正等を行つてきたところであるが、今後とも、環境保全を図るため、必要に応じ、所要の措置を講じてまいりたい。また、環境影響評価制度の在り方についても、現在、政府部内で鋭意検討中である。

「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」の一部改正等に関する請願(十五件)(第二〇四・一六〇・二六一・二六二・二六六・二六七・二六八・二七四・二七八・二八六・二九四・四二二・五四九・五九三・一七一・六号)

(総理府  
国土庁)

一及び二、今国会で「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」の一部改正等に関する請願(十五件)(第二〇四・一六〇・二六一・二六二・二六六・二六七・二六八・二七四・二七八・二八六・二九四・四二二・五四九・五九三・一七一・六号)

桜島火山降灰対策の充実等に関する請願(第一四五三号)

同

四、昭和五十三年度から、異常な降灰のある地

域の公立学校の換気装置及びブールクリーナー等の整備に要する費用について助成する

ほか社会福祉施設の降灰防除のための窓枠改修等に要する費用についても助成することとしている。なお、病院等の冷房設備等に要する費用については、医療金融公庫等から融資する途が開かれている。

五、鹿児島県における防災営農施設整備計画の延長並びに対象事業及び対象地域の拡大について所要の措置をとることとしている。

六、国及び地方公共団体の財政運営の現況等からみて請願のとおりの措置を講ずることは困難である。

一、昭和五十三年度から、国において降灰除去機械を整備し、要請により降灰除去機械を無償貸与することとしている。

二及び三、今国会で「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」の一部が改正され、昭和五十三年度から、一定量を超える降灰があつた場合における市町村道及び市街地の降灰除去に対する助成することとしている。

四、昭和五十三年度から、異常な降灰のある地域の公立学校の換気装置及びブールクリーナー等の整備に要する費用について助成することとしている。

五、鹿児島県における防災営農施設整備計画の延長並びに対象事業及び対象地域の拡大について所要の措置をとることとしている。

六、避難施設として利用できるものについては避難施設整備計画の中に対処できるよう検討してまいりたい。

七、既に重点的に直轄及び補助の治山・砂防事業を実施してきたところであり、今後も緊急機械を整備し、要請により降灰除去機械を無償貸与することとしている。

日中平和友好条約の早期締結に関する請願(第六九四号)

外務省

かつ計画的に事業を促進してまいりたい。  
八、鹿児島県及び中央防災会議の意見を聴いて  
地域指定できるよう検討してまいりたい。

一、日中関係は、昭和四十七年の国交正常化以来、貿易、航空、海運、漁業、商標保護の五つの実務協定が締結される等全般的に着実に発展している。

政府としては、日中共同声明を基礎に、今後とも両国間の善隣友好関係の一層の発展を図る考え方である。

二、懸案の日中平和友好条約については、双方にとつて満足のいく形で、できるだけ速やかにこれが締結されるよう、真剣に努力して来たが、交渉の機はようやく熟しつつあると判断されるので、今後具体的な交渉に入り一段の努力を重ねてまいる決意である。

北方領土返還に関する請願(第二二同)

同

歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島は、歴史的にも国際法的にも我が國固有の領土であるにもかかわらず、戦後三三年を経た今日なおソ連に占拠されていることは誠に遺憾である。政府は、これら四島を一括返還して平和条約を締結するようソ連に対し機会あるごとに要求し続けてきた。昭和四十八年十月田中総理大臣訪ソの際、日ソ双方は、「第二次大戦の時から未解決の諸問題の中には北方領土問題が含まれることを日ソ最高首脳の間で併せて確認した。

また、昭和五十三年一月園田外務大臣訪ソの際にも、我が方は、北方四島の一括返還を実現して平和条約を締結することが、日ソ間の友好関係を真に安定した基礎の上に発展させるため不可欠であり、かかる日本国政府の立場は不変不動である旨を強調した。

所得税の寡夫控除に関する請願(第三五二・三七五・一〇五号)  
不況克服のため公共事業実施に関する請願(第一五四五号)

大蔵省

所得税制上、寡夫についても寡婦控除に準ずる控除を認めることが適當かどうかについて、税制調査会にも諮り、検討してまいりたい。

一、最近の経済情勢にかんがみ、景気の着実な回復等を図るため、公共事業等につき昭和五十二年度第二次補正予算により所要の追加を行ふこととし、いわゆる一五か月予算の考え方の下に、昭和五十三年度予算と合わせて、その切れ目のない執行を図ることとした。事業別には、下水道、学校、生活道路等に重点的に配意したところである。

二、交付申請の際の提出書類は、内容に変更がない限り継続事業については原則として省略する等、重複しないよう措置するとともに、変更申請手続きの簡素化、申請書提出部数の削減、その他できるだけの簡素化を図ることとしており、また、事業別・都道府県別配分、補助金の交付申請等について、できる限りの事前準備を進め、早期交付に努めることとしている。

三、昭和五十二年度第二次補正予算及び昭和五十三年度予算是、需要創出効果の大きい公共事業に重点が置かれており、今後公共事業関連資材をはじめとして全般的に需給は改善するとみられることから、政府としては、大臣を本部長とする「公共事業等施行推進本

方四島周辺の漁業操業ができる限り円滑に行われるよう努力していく所存であるが、本問題の基本的解決は、北方四島の返還によつてのみ実現されるものである。

政府としては、今後とも北方四島の一括返還を実現し平和条約を締結するとの基本的立場を堅持し、国民の一一致した支持を背景に粘り強く対ソ折衝を行つていく所存である。

## 官報(号外)

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その四) 第八十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

国立能楽堂早期設立に関する請願  
(第一七号)

文部省

病弱養護学校の校地取得に当た  
り適正な面積譲渡等に関する請願  
(五件) (第三二・一五・一六一  
二・一八四三・一八五二号)

同

部」のほか、関係省庁においても所要の組織を設けて、関連物資の需給、価格、輸送等について公共事業を円滑に推進するため万全の体制をとっている。

国立能楽堂の設立に関しては、昭和五十三年度予算に基本設計料及び建設用地の購入費を計上している。

病弱養護学校の校地取得に当た  
り適正な面積譲渡等に関する請願  
(五件) (第三二・一五・一六一  
二・一八四三・一八五二号)

病弱者である児童又は生徒に係る特殊学級については、現在、第四次の義務教育諸学校教職員定数改善五か年計画(昭和四十九年度から昭和五十三年度)に基づき、学級編制基準の引下げを進めているところである。

一、養護学校用地としての国立療養所等の土地の譲渡については、従来から優先的に扱つてきただところであるが、今後とも状況に応じ対処してまいりたい。

二、小児の医療機関については、国立小児病院を中心として全国的に国公立病院等を対象にその整備を推進しているところであるが、今後とも努力してまいりたい。

三、腎炎・ネフローゼ等の小児慢性疾患に罹患している児童に対する医療費の公費負担については、昭和四十九年度において、小児慢性特定疾患治療研究事業として制度を統一し、その対象疾患も九疾患群に拡大したところであるが、その後においても、九疾患群のうち、昭和五十一年度には、慢性腎疾患及び慢性心疾患について、昭和五十二年度には、血友病等血液疾患及び膠原病について、その対象年齢を一八歳未満から二〇歳未満に延長するなど逐年改善を図つてゐるところであり、今後とも本制度の改善に努めてまいりたい。

なお、これら、疾患児の就学による保護者等の経済的負担の軽減を図るために、寄宿舎等に収容されている児童のほか、国立病院、国立療養所に併設している養護学校等に就学している児童についてもその保護者の経済的負担能力に応じ、学用品の購入費等について就学奨励費を支給しているところである。

四、教諭、寮母等養護学校の教職員定数について

障害者・児の教育の保障に関する  
請願(二件) (第八四・八五号)

同

ては、目下、昭和四十九年度を初年度とする義務教育諸学校の教職員定数改善五か年計画により改善に努力しているところである。

五、病弱者である児童又は生徒に係る特殊学級については、現在、第四次の義務教育諸学校教職員定数改善五か年計画(昭和四十九年度から昭和五十三年度)に基づき、学級編制基準の引下げを進めているところである。

また、教材教具の充実についても、毎年度教材費国庫負担金の増額に努めているところである。

六、養護学校の高等部については、公立学校の設置者に対し、施設費及び職業訓練設備等の設備費について国庫補助を行つてゐるところである。

一、盲・聾・養護学校の幼稚部の設置について  
は、障害児に対する早期教育の必要性にかん  
がみ、その計画的な設置を図つてゐるところ  
である。

障害児を幼稚園に受け入れることについて  
は、障害の程度が比較的軽く毎日の幼稚園の  
生活に耐えられる幼児についてはこれを受け  
入れ、障害のない幼児とともに教育してゐる  
ところである。

また、保育に欠ける障害児については、保  
育になじむものの受け入れを円滑にするた  
め、昭和五十三年度から中程度の障害児を受  
け入れた場合においてその数に応じて一定額  
を助成することとしている。

二、心身障害児の保護者の就学義務の猶予又は  
免除については、医学的観点から、当面学業  
を受けることが困難な者があることにかんが  
み、その制度を廃止することは考えていいな  
い。しかし、この制度が、心身障害児の教育  
の機会を奪うこととなるよう、就学指導  
に慎重を期すなど制度の適正な運用を図つて

幼稚園教育振興のための予算大幅  
増額等に関する請願(六件) (第一  
四〇・一四一・八〇二・九一〇・  
一八〇〇・一八四一號)

同

まいりたい。

養護学校の増設については、昭和五十四年四月一日からの養護学校教育の義務制が実施されることもあり、国としてもその計画的な整備を推進している。

また、特殊学級についても、精神薄弱特殊学級を中心、言語障害、情緒障害特殊学級等その整備を計画的に進めている。

三、父母の経済的負担の軽減については、盲学校・聾学校及び養護学校に就学している児童・生徒の父母の経済的負担を軽減することにより、これらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の制定以来、その充実に努めてきているところである。

四、義務教育諸学校の教職員定数については、昭和四十九年度より第四次の五か年計画により改善を行つていているところであり、また、教員の給与についても、目下、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」に基づき、計画的に改善を行つていているところである。

また、私立の盲・聾・養護学校については、経常費の補助を行つてているところである。

一、幼稚園の普及振興については、幼児教育の重要性と幼稚園教育に対する国民の強い要望にかんがみ、幼稚園教育振興計画(昭和四十七年度～昭和五十六年度)を策定し、計画的に整備を図つているところである。

また、この計画を達成するため、幼稚園の新增設に必要な施設整備費について国庫補助を行つており、毎年その充実に努めているところである。なお、用地取得費の国庫補助制度については、義務教育施設においても、一

般的には実施していない事情にあるところからこれを補助の対象とすることは考えていない。なお、用地取得費については、従来から起債により措置してきたところである。

二、公立幼稚園の経常費については、地方交付税制度によつて所要の財源措置を行つており、毎年単位費用の改善に努力しているところである。

幼稚園設置基準については、現在、前述の幼稚園教育振興計画に基づき幼稚園の新增設を推進しているところであるので、改正は考えていない。

三、公立幼稚園の教員の給与費については、現在、地方交付税制度によつて所要の財源措置を行つているところであり、これらに対し国庫補助することは、高等学校の教員との関係を考慮しなければならないこと、公・私立間の教員給与に格差が生じておりこれは正が先決の課題となつてゐること等の問題があり、考えていない。なお、公立幼稚園の教員に対する給与については法の趣旨に基づき適切に運用されるよう指導しているところである。

私立幼稚園への経常費助成費補助については、教育条件の維持向上、父母の経済的負担の軽減の観点から、その拡充に努めているところである。

教員の労働条件については、その適正確保につき努力してまいりたい。

四、幼児の幼稚園就園に伴う父母の経済的負担の軽減のために、幼稚園就園奨励費補助を実施して毎年この大幅な拡充を図つており、前述の私立幼稚園への経常費助成費補助とあいまつて父母負担の軽減を図つているところである。

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その四)

第八十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

—  
○  
—

義務教育諸学校の教科用図書の無償給与等存続に関する請願(四件)  
(第三三九・三八四・一一〇・一七〇五号)

## 学校灾害救済制度の拡充に関する 請願(第三四一號)

同 同

義務教育諸学校の教科用図書の無償給与は、昭和五十三年度においても、継続することとしている。

学校教育の積極的かつ円滑な実施を図るため、昭和五十三年度から日本学校安全会の災害共済給付の内容を大幅に改善することとしている。

# 一、公立高等学校新增設に係る財源措置について

公立高校建設に対する国庫補助制度確立等に関する請願(八十四件)  
(第四六六・四六七・四六八・四  
六九・四七〇・四七一・四七二・  
五五一・五五三・五五四・五五五)

四〇九	一四一〇	一四一	一一
四一二	一五三三	一五三四	一二
五三五	一五三六	一五三七	二
五三八	一五三九	一八〇一	二
八〇二	一八〇三	一八〇四	二
八〇五	一七〇六	一八〇七	二
八〇八	一九四三	二九四四	二
九四五	二九四六	二九四七	二
九四八	二九四九	三〇三一	三
〇三二	三〇三三	三〇三四	三
〇三五	三〇三六	三〇三七	三
一五五	三一五六	三一五七	三
一五八	三一五九	三一六〇	三
一六一	三一六二	三一六二号)	

(二) 高校用地取得費の国庫補助制度について  
は義務教育施設においても一般的には実施  
していない事情にあるところからこれを補  
助の対象とすることは考えていない。なお  
用地取得費については從来から起債により  
措置してきたところである。

(三) 生徒急増に伴う高校整備については事業  
の重要性にかんがみ、昭和五十年度以降地  
方債計画に特別枠を設け措置してきている  
ところであり、昭和五十三年度地方債計画  
においても昭和五十二年度に比べ二七二億

國立  
大學  
病院の  
精神障害児治  
療  
育、研究施設等整備拡充に関する  
請願(四件)(第七二五・一四七八  
一四五・一六一一号)

(五) 私立学校の学校教育に果たす役割にかん  
がみ、私立学校振興助成法の趣旨を踏まえ、教育条件の維持向上と父母負担の軽減に資するため、今後とも引き続き経常費助成の充実に努めてまいりたい。

については、なお慎重に検討を要する課題と考  
える。

なお、東京大学医学部附属病院精神神経科に  
ついては、同診療科の外来部門と病棟部門の関  
係者が相対立し、病棟部門が本来の機能を果し  
ていない状態であり、この問題の解決を待たず  
して同診療科の外来部門に関連を持つ精神科小  
児部を設置することは適当ではない。

公立高校増設・私立学校引下げのための大額国庫補助に関する請願  
(第八一六号)

同

学校災害に対する補償制度創設に関する請願(百二十七件) 第九一七・一一九・一一九六・一二六四・一三〇六・一三七一・一五一二・一五一三・一五一四・一五一五・一五一六・一七一二・一七三・一七九九・二三九七・二五一〇・二五二一・二五三二・二五二三・二五二四・二五二五・二五二六・二六二七・二六六三・二七〇三・二七〇四・二七〇五・二七一七・二七一八・二七一九・二七四五・二七四六・二八三〇・二八五四・二八五五・二八九四・二八九五・二八九六・二九一五・二九八八・二九八九・二九九五・三〇〇二・三〇六〇・三〇七

同

一、公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として新たに一定の要件のもとに高等学校建物の新增設について、国が三分の一を補助することとしたが、昭和五十三年度予算においては一九三億二〇〇万円を計上しているほか、昭和五十三年度地方債計画においてそのための起債を九一六億円計上しており、これらの措置により高等学校新增設の円滑な実施が図られるものと考へている。

二、私立学校が学校教育に果している役割の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、私立大学に対する経常費補助や私立の高等学校等に対する経常費助成費補助を年々拡充してきたところであるが、今後ともこれらの経常費補助を充実し、教育条件の維持向上と学生、生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減に資することとしている。

無過失責任主義に基づく学校災害補償制度の創設は、現行の法体系上困難であるので、昭和五十三年度から日本学校安全会の災害共済給付の内容を大幅に改善することにより、被害児童、生徒等の救済を図ることとしている。

六・三〇七七・三一一一三・三一二一  
四・三二一二・三一一一三・三一二一  
四・三三七八・三一七九・三二八  
九・三三九〇・三一九一・三二九  
二・三一九三・三一九四・三二九  
五・三一九六・三三五九・三三六  
〇・三三六一・三三六二・三三六  
三・三三六四・三三八〇・三三八  
二・三三八七・三三九〇・三三九  
一・三三九二・三三九三・三三九  
四・三三九五・三三九八・三四〇  
四・三四〇九・三四一〇・三四一  
一・三四一二・三四三〇・三四三  
一・三四三二・三四三七・三四四  
九・三四五〇・三四五一・三四五  
六・三四五七・三四六七・三四七  
八・三四八〇・三四八五・三五〇  
二・三五〇三・三五一七・三五一  
八・三五一九・三五二〇・三五二  
一・三五二九・三五三一・三五三  
五・三五三六・三五五〇・三五五  
四・三五五五・三五七六・三五九  
七・三五七九・三五八三・三五九  
七・三六一五・三六一六・三六二  
八・三六二九・三六三九・三六六  
八・三七一八・三七一九・三七二  
〇号

たばこの有害性を義務教育課程で採上げる請願(第一五二七号)

教育諸条件整備に関する請願(七件)(第一六六二・一六六三・一六六五・二〇四四・二一〇・二六〇〇号)

同

たばこの有害性、未成年者の喫煙禁止などについては、小学校の教科「体育」、中学校的教科「保健体育」及び学級指導において取り上げて指導することとしている。

一、児童・生徒急増地域の学校施設整備については、従来から意を用いており、昭和四十八年度から昭和五十二年度まで、これらの地域の公立小・中学校校舎の新築費に係る国の負担割合を三分の二に引き上げる措置を講じ

てきたが、これを昭和五十三年度から更に五か年間延長することとしている。

二、公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として新たに一定の要件のもとに高等学校建物の新增設について、国が三分の一を補助することとしたが、昭和五十三年度予算においては一九三億二〇〇万円を計上しているほか、昭和五十三年度地方債計画においてそのための起債を九一六億円計上しており、これらの措置により高等学校新增設の円滑な実施が図られるものと考えている。

三、私立学校が学校教育に果してい役割的重要性にかんがみ、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、私立大学に対する経常費補助や私立の高等学校等に対する経常費助成費補助を年々拡充してきたところであるが、今後ともこれらの経常費補助を充実し、教育条件の維持向上と学生、生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減に資することとしたい。

四、学級編制及び教職員定数については、昭和四十九年度を初年度とする五か年計画により改善を図つてきているところである。今後のこれらの方針については、なお慎重に検討してまいりたい。

希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の保障に関する請願  
(十四件)(第一七八一・一七八三・一七八四・一八四二・一九五三・二〇四五・二〇四六・二一十九・二一四七・一一一七・二四一九・三一七・三四六五・三七二二号)

同

一、公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として新たに一定の要件のもとに高等学校建物の新增設について、国が三分の一を補助することとしたが、昭和五十三年度予算においては一九三億二〇〇万円を計上しているほか、昭和五十三年度地方債計画においてそのための起債を九一六億円計上しており、これらの措置により高等学校新增設の円滑な実施が図られるものと考えている。なお、東京都についても、この補助制度の趣旨に沿つて補助金を交付しているところであ

る。

二、国有地の処分に当つては、公用・公用に優先的に充てることとなつており、その最も有効な利用を図るべく、各方面からの要望をも勘案しつつ慎重に行うこととしている。

三、私立学校の学校教育に果たす役割にかんがみ、私立学校振興助成法の趣旨を踏まえ、教育条件の維持向上と父母負担の軽減に資するため、今後とも引き続き経常費助成の充実に努めてまいりたい。

学校給食に従事する職員の定数及び身分についての基準改正に関する請願(第二〇一九号)

同

学級定員を四十名以下とし、教職員の定数増に関する請願(六件)  
(第二六一五・二九九〇・三一〇五・三一八八・三三八一・三六三号)

同

五、教育課程審議会答申に基づき、生徒がゆとりのあるしかも充実した学校生活の中で基礎的・基本的内容を確実に身につけることができるようによる方向で教育課程の改善を進めている。

学校給食調理員数の基準については、従来からの学校給食施設設備の整備充実により、必ずしも実態にそぐわないとは考えないが、なお、献立及び調理方法等の今後の推移を見守つてまいりたい。

学級編制及び教職員定数については、昭和四十九年度を初年度とする五か年計画により改善を図つてきているところである。今後のこれらの方針については、なお慎重

私立学校・私立幼稚園の教育条件改善等に関する請願(第二七〇〇号) 同二号

に検討してまいりたい。

一、私立学校が学校教育に果している役割の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、私立大学に対する経常費補助や私立の高等学校等に対する経常費助成費補助を年々拡充してきたところであるが、今後ともこれらの経常費補助を充実し、教育条件の維持向上と学生、生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減に資することとしたい。

なお、日本私学振興財團を通じる長期低利の融資についても、今後ともその充実に努めてまいりたい。

二、幼児の幼稚園就園に伴う父母の経済的負担の軽減のために、幼稚園就園奨励費補助を実施して毎年この大幅な拡充を図つており、私立幼稚園への経常費助成費補助とあいまつて、父母負担の軽減を図つているところである。

スポーツ施設の増設等に関する請  
願(第三六八三号)

一、公共スポーツ施設の整備については、毎年、体育館、運動場等を中心と各種施設の整備に対する助成を行つてゐるところであり、昭和五十三年度においても国の助成を拡充し、その整備充実を一層促進してまいりたい。また、学校の体育施設の開放についても、従来から國の助成を行い、通知等によつて、学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲内において地域住民のスポーツ活動に供するよう奨励援助しているところである。なお、職場スポーツ施設についても、企業の協力により相応程度開放が行われてゐる。

二、国民のスポーツ活動を援助するため國の施策を充実することについては、スポーツ振興法の趣旨にのつとり、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与するため、家庭、学校、地域における基礎体力づくりの推進を図るとともに、從來から行つて

看護職員の週休二日制に関する請  
願(二件) (第一三四〇・一五五二号)

厚生省

きた各種の体育・スポーツ施設を充実するばかり、学校体育施設の開放、地域スポーツクラブの育成等の事業を一層推進することとしている。

三、開放施設に簡易トイレを設けることについては、従来から行つてゐる学校体育施設開放施設に対する國の補助の中で、便所等を含む附属施設を補助の対象とし、学校の体育施設の開放が円滑に実施されるよう配慮している。

生糸・繭・絹織物等の輸入規制措  
置に関する請願(第二二一号)

農林省

一、看護職員を含む國家公務員の週休二日制については、週休二日制実施上の諸々の問題点を明らかにするため、昭和五十一年十月から一年間試行を実施したところであるが、更に、昭和五十三年四月から一年間再試行を実施している。

二、看護職員を含む地方公務員の週休二日制については、國家公務員の週休二日制についての検討結果等を待つて対処してまいりたい。

看護職員を含む民間の労働者の週休二日制については、従来から週休二日制が産業・企業の実情に応じた労使の話合いにより実施されるよう労使に対する指導援助を行つてきたところである。

更に、昨年、中央労働基準審議会から「労働時間対策の進め方について」公・労・使一致の建議を受けたところでもあるので、今後は、この建議の趣旨に即して、労使の話合いの氣運の醸成を図るなど、週休二日制の実施が産業・企業の実態に応じて進められるよう積極的に指導を進めてまいりたい。

生糸・繭・絹織物の輸入については、主要輸出国である中国及び韓国と二国間取極めを締結するとともに、生糸については繭糸価格安定法に基づき当分の間一元輸入を、絹織物及

農業経営発展の基本施策確立に関する請願(第一五五号)

同

び組織物については輸入貿易管理令に基づく事前許可制等の措置を講じ、その秩序化を図つてゐる。また、繭についても、関係業界を指導してその輸入の秩序化を図つていてある。

今後とも、これらの措置の適正な運用を通じ国内養蚕業の安定に努める所存である。

一、食糧をめぐる内外の厳しい諸情勢にかんがみ、政府としては、昭和五十年に「農産物の需要と生産の長期見通し」を策定し、この見通しに沿つて我が國農林漁業の体质を強化し、総合的な食糧自給力の向上を図るため各般にわたる施策を強力に推進してきている。

また、我が国の国土资源の制約等から海外に依存せざるを得ない農産物等については、公益法人又は国(食糧管理特別会計)による備蓄を推進している。

二、食糧自給力の向上を図ることは国政の基本的課題であり、そのためには必要な農用地を確保整備することが不可欠である。

このため、農地開発事業、農用地開発公團事業、草地開発事業その他各種農用地開発関係事業を推進しているところであり、今後とも農林地の一体的な開発整備の推進、国有林野等の活用等の施策を含め、積極的に農用地の造成に努めることとしている。

三、農業所得の増大、米に偏らない農業経営の定着、農用地の利用度の向上、農業労働の燃焼等を図るために、農業経営の複合化を進めることが必要である。

このため、新農業構造改善事業、農業生産組織総合整備対策事業、畜産団地育成事業、てん菜輪作営農団地育成事業等を推進することにより地域における農業生産の複合化を進めることとしている。

四、農畜産物に関する価格政策については、農畜産物の大部分を価格安定制度の対象とし、

秩序ある外材輸入体制の確立に関する請願(第三三四四号)

同

二百海里漁業水域設定に伴う水産対策の強化に関する請願(第五三四号)

同

それぞれの農畜産物との特性に応じた価格支持制度の仕組みとこれに即した算定方式により、生産、需給事情等を勘案して適正な価格水準の実現に努めている。

今後においても、農業所得の安定的確保を図るとともに需要の動向に即応した農業生産の再編成を進める上で生産対策、構造対策等の各般の施策と相まって価格政策の果たす役割は重要であるので、更に一層その適切な運営に努めていくこととしている。

国民生活に不可欠な木材を安定的に供給するためには、国産材の供給が資源的制約等から、ここ当分の間、大幅な増加は期待できないところから、外材に相当部分を依存せざるを得ない状況にあるが、昨今の木材需要をめぐる内外の諸情勢の変化に対応し関係業界を指導する需給の安定に努めてきたところであり、更に、今後の我が国林業・林産業の健全な発展を図るため、国産材・外材を含めた木材需給及び価格の安定の方策につき検討してまいりたい。

(一) 現在、漁業の振興に関する基本法として沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)が制定されており、同法に示された基本的方向に沿つた各般の施策を推進することにより、漁業の振興、水産物の供給確保、流通の合理化、価格の安定等の諸目的を達成し得ると考えており、新たに食糧基本法を制定する必要があるとは考えていらない。

(二) 水産庁が農林省の外局として同省に所属しているのは、第一次産業である農林水産業に関する行政を一元的に所掌することが最も適当であること及び国民食糧の安定的供給に関する政策については一元的に所掌することが必要であるとの考え方によるものであり、農林省から独立して水産省を設置

することは考えていない。

を行っている。

なお、我が国水産業をめぐる内外の諸情勢の著しい変化に対処して、水産施策の拡充を図ることとし、その一環として、省名の「農林水産省」への改称に加えて、水産行政機構の整備強化を図ることとしている。

二、(一) 新漁場の開発については、政府の大型調査船による基礎調査のほか、海洋水産資源開発センターによる新漁場の開発調査等を推進しているところであり、昭和五十三年度においては、新たに、新資源(サメ、エチオピア)の開発調査を実施することとしている。

三、(一) 沿岸漁場整備開発事業については、昭和五十一年度に閣議決定した沿岸漁場整備開発計画に基づき沿岸漁場の整備開発を促進しているところであり、昭和五十三年度においても本事業に係る予算の大幅な増額を図ることとしている。

(二) 造船業及び造船関連工業に対する金融対策としては、下請を含め、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)に基づき信用保証限度額の引上げを行うとともに、田相場高騰関連中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第二号)に基づき中小企業為替変動対策緊急融資等について金利の引下げ等の措置を講じているほか、政府関係金融機関の既往貸付金につき金利の軽減措置を講じている。

更に、北洋漁業規制に関連しての対策として、北洋漁業関連中小企業緊急対策特別資金の融通を行つてある。

(二) 二百海里時代の到来に伴う加工原料魚の供給の減少により影響を受けた水産加工業に対する金融対策については、昭和五十二年度に緊急融資(八〇億円)を行うとともに、続いて長期低利の北洋関連等水産加工業経営維持安定資金(一八〇億円)の融通等

また、昭和五十二年に成立した原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)に基づき、水産加工業者等が北洋魚種から多獲性魚種に原料の転換等を行うための施設の改良等に必要な長期低利の資金(昭和五十三年度三八億円)を国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫から融通することとし、その経営の安定を図ることとしている。

(三) 二百海里漁業水域の設定に伴い離職を余儀なくされる漁船乗組員のうち再就職を希望する者に対しては、公共職業安定所又は船員職業安定所において職業相談、職業紹介を実施するとともに、昭和五十二年に成立した国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)に基づき、再就職の促進を図るために就職促進手当、職業訓練を受ける者に対する訓練手当、訓練待期手当等を支給して離職者の再就職の促進と生活の安定に努めている。

なお、二百海里時代に対応して我が国周辺水域における漁業の振興を図つていく中で、地域の実情に応じ、漁業内部における離職者の雇用の場の確保にも努めていくこととしている。

(四) 水産食料品製造業等漁業関連産業の従事者に対しては、昭和五十二年に発足した雇用安定資本制度を適用し、失業の防止と円滑な職業転換を図つてきたところである。また、冷凍水産物製造業等の従事者に対しては、特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九十五号)に基づき、当該業種から離職を余儀なくされる者に対する雇用保険受給期間の延長や職業訓練を

受ける者に対する訓練手当、訓練待期手当等の支給により再就職の促進と生活の安定に努めている。

広域農業開発事業の促進に関する  
請願(第五三五号)

北上山系地域の広域農業開発事業に関し、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)に定める負担割合の特例と同様の措置を講ずることについては、今後、検討してまいりたい。

畑作物対策に関する請願(第五三一  
六号)

野菜価格安定制度については、野菜生産出荷安定法に基づき、指定消費地域及び野菜指定産地の拡大、価格補てん制度の拡充等その強化を図ってきたところであり、また、野菜流通施設については、野菜輸送合理化推進事業等により、予冷保冷施設等の整備を進めてきたところであるが、今後とも一層の努力をしてまいりたい。

土地改良事業に対する補助額の増額に関する請願(第五三八号)

土地改良事業については、従来から農政の重要な施策として積極的に推進しており、所要予算の確保を図るとともに、新規事業の創設、採択基準の緩和等の措置により補助対象の拡大に努めているところである。

今後とも、地元の要望を踏まえ、その推進に努めてまいりたい。

長野県に農林漁業金融公庫事務所設置に関する請願(二件)(第一三八・一五四一号)

農林漁業金融公庫事務所を長野県に設置することについては、昭和五十三年度においてこれを承認すべく所要の措置を講じているところである。

大規模林道事業の国庫補助率の引上げ及び受益者負担の軽減に関する請願(第一五二九号)

大規模林道事業については、開設コスト及び開発効果の面で路線ごとに相当の差異がある実態にかんがみ、事業費単価及び受益地のヘクタール当たり蓄積を勘案して地元負担を調整することとしている。

農地転用許可後放置されている土地位の有効利用に関する請願(二件)  
(第一五三七・一九七二号)

同

農地転用許可に係る土地が転用目的に供されないまま放置されていることは、国土资源の有効利用及び農地法の励行の観点から看過し得ないことである。

このような事例の発生を防止するため、農地転用許可の審査を厳正に行うとともに、転用許可後も報告徴収等により転用目的に供されるかどうかを確実には握し、転用目的に供されていない場合には、必要に応じ勧告その他転用許可に係る事業の促進に関する措置を講ずることとしている。

なお、転用許可後の経済事情の変化等により事業の実施が困難な場合には他の事業への事業計画の変更、農業上の利用を促進することが相当な土地についての農地保有合理化促進事業等の活用等地域の実情に即した土地の有効利用が図られるよう転用事業者等を指導しているところである。

農業用水の汚染防止に関する請願  
(二件)(第一五四〇・一九七五号)

同

琵琶湖開発に伴う水産資源維持事業の推進に関する請願(第二二三九号)

農業用水の汚染防止については、汚染の著しい地域において、地元の要請に応じ、水質汚濁を除去するための農業用排水施設の新設又は改修を内容とする水質障害対策事業を昭和四十五年度から実施しているところであり、今後とも事業の推進に努めてまいりたい。

琵琶湖総合開発事業の一環として実施する水産資源維持事業については、滋賀県等が事業主体となつて実施することとされており、その具体的実施について、現在関係者間で検討を進めているところである。

政府としては、関係省庁間ににおいて連絡調整を取りつつ、水産資源維持事業の推進について滋賀県等を指導し、事業の早期実現に努めている。

松本市に商工組合中央金庫の店舗設置に関する請願(二件) (第一三七・一五四三号)

省 通商産業

信用保証協会の強化育成に関する  
請願(第一五四一号)

同

商工組合中央金庫の長野県下の店舗は、現在長野市及び諏訪市に設置されているが、商工組合中央金庫から松本市に店舗を設置したい旨の申請があつた場合には、審査の上これを認可する方針である。

一、信用保証協会基金造成補助については、從来から特定の施策を政策的に推進する見地から基金補助金を交付してきている。昭和五十二年度においては、事業転換関連保証等を推進するため一五億円交付したところであるが、昭和五十三年度予算においても、五億円を計上しているところである。

二、融資基金については、信用補完制度の円滑な運営を図るため、昭和五十二年度に二三〇億円を出資したことと加え、昭和五十三年度予算においても一〇〇億円を計上しているところである。また、融資基金の貸付利率については、一般金利水準の動向を勘案して検討することとする。

三、保険料率の引下げ及び保険てん補率の引上げについて、信用補完制度が、信用保証協会の保証と中小企業信用保険公庫の保険とが、それぞれその役割を分担することによつて成り立つてることから、中小企業信用保険公庫の保険料率及び保険てん補率は、この

ような信用補完制度の中で種々の事情を総合勘案して決められているものであり、現行の保険料率の引下げ及び保険てん補率の引上げを行うことは考えていない。なお、倒産関連保証、円相場高騰関連保証等については、保険料率の引下げ、普通保険のてん補率の引上げ等の特例措置を行つていている。

四、保証限度額の拡大については、信用保証協会の基盤強化を図る一方、從来から必要に応じて行つてきており、現在の限度額で十分対応できるものと考える。

家庭用燈油値上げ反対等に関する  
請願(二件) (第二〇二〇・二〇六九号)

同

三、また、価格については、昨年十二月のOPEC総会の結果、当面、現行の原油価格水準が事実上維持される見通しになつたことを踏まえ、最近の円高傾向を考慮して、為替差益が今需要期の家庭用燈油価格に反映され消費者にも還元されるよう石油元売会社に対して特段の配慮を要請したところである。

四、これを受けて、一部の石油元売会社が家庭用燈油の元売仕切価格を昭和五十二年十二月から昨冬水準比一キロリットル当たり二、〇〇円の値下げを公表し、他の各社もおおむねこれに追随し値下げを行つてている。

五、この結果、小売価格も、通商産業省の消費者価格モニターチャンネル調査によれば、全国平均で昭和五十三年一月には一八リットル店頭売り七〇〇円と昨年同月に比べ二〇円安くなつており、昨冬の水準を下回る傾向で推移しているところである。

一、家庭用燈油は、国民生活上必要な物質であることにかんがみ、政府としては、從来からの安定供給に努めてきたところである。

二、今冬においては、その在庫量も需要期の半ばである十二月末で約六〇〇万キロリットル(前年同月比二三〇パーセント)となつており、今後とも十分安定供給が確保できるものと考えている。

三、また、価格については、昨年十二月のOPEC総会の結果、当面、現行の原油価格水準が事実上維持される見通しになつたことを踏

一、家庭用燈油は、国民生活上重要な物質であることにかんがみ、政府としては、從来からの安定供給に努めてきたところである。

二、今冬においては、その在庫量も需要期の半ばである十二月末で約六〇〇万キロリットル(前年同月比二三〇パーセント)となつており、今後とも十分安定供給が確保できるものと考えている。

まえ、最近の円高傾向を考慮して、為替差益が今需要期の家庭用燈油価格に反映され消費者にも還元されるよう石油元売会社に対し特段の配慮を要請したところである。

四、これを受け、一部の石油元売会社が家庭用燈油の元売仕切価格を昭和五十二年十二月から昨冬水準比一キロリットル当たり二、〇〇〇円の値下げを公表し、他の各社もおむねこれに追随し値下げを行つてゐる。

五、この結果、小売価格も、通商産業省の消費者価格モニター調査によれば、全国平均で昭和五十三年一月には一八リットル店頭売り七〇〇円と昨年同月に比べ二〇円安くなつてしまり、昨冬の水準を下回る傾向で推移しているところである。

中小織維企業の事業継続と雇用の確保に関する請願(九件) (第三四五八・三四五九・三四六〇・三四六一・三四六二・三五四五・三五四五七・三五四八号)

同

一、織維産業に対する行政指導等については、織維産業に対しては、倒産防止対策、需給均衡対策等の緊急対策を講じるとともに、過剰設備の処理等の構造面の対策を推進し、その立直りを図つてゐるところである。

二、織維産業の不況の克服については、来年度の経済運営に当たつて、七パーセント経済成長の達成を目標として、公共投資の拡大を中心とした積極的な経済運営を行い、内需の拡大を図ることとしている。

また、円相場の高騰により影響を受けていいる産地業種について、緊急融資等を行うこと

国道百六十一号西大津バイパスの早期完成に関する請願(第一〇六号)

建設省

中小企業行政を専門に担当する国務大臣の任命に関する請願(第一五三一号)

同

中小企業政策は政府の最重要政策の一つであり、従来からその拡充強化に努めてきたところである。現在の中小企業行政は、中小企業庁が金融・税制、近代化・高度化、下請振興等の中小企業に関する共通的施策を行い、通商産業省などの各業種所管部局が、これらを活用して中小企業に関する業種別行政を行うことにより、通商産業大臣の管轄の下に円滑に展開されているところである。以上の観点から、現在の体制を改める必要はないと考える。

一般国道百六十一号は、福井県敦賀市を起点とし、琵琶湖西岸を縦断して滋賀県大津市に至る路線であつて、北陸地方と京阪神地方を最短距離で連結する重要幹線道路である。

この路線のうち、特に大津市市街部では直角

もに、産地産業の経営の安定化等を図ることとしている。

三、織維流通における不公正取引の問題については、織維取引について織維取引近代化推進協議会の設立を指導し、この場において、織維取引近代化のため関係業界全体で問題解決への取組みが行われている。

四、織維輸入の問題については、織維製品の輸入は現在のところ落ち着いた動きを示しているが、今後ともその動向を十分注視してまいりたい。

曲り、大型車通行規制等があるうえ、路面軌道が併設されている区間もあつて観光ゾーンはもとより平常時においても著しい交通混雑を生じている。

このような状況に対処するため、大津市坂本町より同市横木一丁目間の延長約一一キロメートルにわたる西大津バイパスを計画し、昭和十四年度より国の直轄事業として着手し、現在まで事業の促進を図つてきているところである。

ところが、このバイパスは、三井寺（天台寺門宗總本山圓城寺）境内の西端部をトンネル（延長一、三キロメートルの長等トンネル）で通過することとしているが、三井寺から宗教の尊厳性を理由に路線の変更の要求が出されているため、当該トンネルの工事着工が遅れている。

政府としては、今後とも県・市及び地元関係者の協力を得て昭和五十六年開催予定の第三回国民体育大会までに、大津市南滋賀地先から同市横木地先の延長約六キロメートルの間の供用を図るべく、最善の努力をしたいと考えている。

一、建設業法第十九条の三の規定を遵守し適正価格で工事を発注するよう関係業者を指導することについては、かねてより通達等で建設業界に対しても通常必要と認められる原価に満たない請負代金で下請契約を締結しないよう

#### 多摩川右岸流域下水道南多摩処理

同

指導しているところであり、今後とも建設業者に対して指導してまいりたい。

二、建設業法第十八条に基づき、対等かつ公正な契約を締結することについては、今後とも建設工事の請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結するよう建設業者を指導してまいりたい。

三、公共事業の発注に当たつての地元中小業者の優先受注については、建設省所管事業の発注に当たつて、工事種別及び工事規模別に競争参加者の資格を定め公正かつ合理的な発注の確保を図つてある。

なお、中小建設業者の受注機会の確保については、事業の執行に当たつて配慮するよう従来より関係各方面を指導している。

四、公共事業の促進については、昭和五十二年度上半期における公共事業の執行について、政府全体で七三パーセント、建設省全体で七一・六パーセントの契約目標を定めその促進に努めてきたが、昭和五十二年九月三十日現在でそれぞれ七五・一パーセント、七四・一パーセントといずれも目標を達成している。また、昭和五十二年度予算については、二度にわたり補正追加が行われたが、これらによる追加事業を含め、その年度内消化を図ってきたところである。

一、多摩川流域下水道南多摩処理区は、昭和四

区大栗幹線の建設促進等に関する  
請願(三件) (第一四五六・一四五  
九・一四六〇号)

十五年度に、事業に着手し、多摩ニュータウンの開発に併せて整備を進めてきたところである。

大栗幹線については、一部他事業関連で施工した管渠を除いては未着工であるが、多摩川の水質保全及び生活環境整備の観点から下水道の早期整備を図る方向で東京都を指導してまいりたい。

二、下水道予算については、従来から特に重点を置いており、昭和五十三年度においても対前年度比五三パーセント増という大幅な増額を図っているところである。

交通渋滞緩和対策の促進に関する  
請願(第一五五〇号)

一、バス停車帯の設置については、交通渋滞緩和、交通事故防止対策として鋭意その整備の促進を図つてまいりたい。

二、交差点及び屈曲路の改良については、改築事業及び特定交通安全施設等整備事業により整備の促進を図つてまいりたい。

三、狭小道路の部分改良については、局部改良事業、防災対策事業等によりその整備を促進してまいりたい。

四、交通信号機の系統化については、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)に基づく第二次五箇年計画の補助事業として、全国的な整備の促進を図っているところであり、第三年度に当たる昭和五十三年度についても事業需要を勘

佐賀市東部の四十七年災害復旧工事促進強化に関する請願(第一八七〇号)

佐賀市東部の巨勢川に係る昭和四十七年発生災害復旧工事については、昭和四十七年から四十九年の三箇年で完了している。また、これらの地域の排水に係る佐賀江川本川及び支川巨勢川、八田江、中地江川、新川について、昭和四十八年度より、中小河川改修事業費補助において着手し、改修を行つてはいるが、地元の協力を得て今後更に促進してまいりたい。

なお、市内の普通河川については、県費補助である排水対策費補助で浚渫及び護岸の修繕等が行われている。

地方財政確立に関する請願(第一二〇号)

自治省

一、事業別・都道府県別配分、補助金の交付申請等について、できる限りの事前準備を進め、早期交付に努めることとしており、また、交付申請の際の提出書類は、内容に変更がない限り継続事業については原則として省略する等、重複しないよう措置するとともに、変更申請手続きの簡素化、申請書提出部数の削減、その他できるだけの簡素化を図ることとしている。

また、資材価格高騰防止については、大臣を本部長とする「公共事業等施行推進本部」のほか、関係省庁においても所要の組織

案し、重点的配分について配意することとしている。

を設けて、関連物資の需給、価格、輸送等について公共事業を円滑に推進するため万全の体制をとつてゐる。

なお、地方交付税の交付については、地方交付税法において法定されているところに従い、できる限りの早期交付に努めているところである。

二、生活関連公共施設整備のための国庫補助負担制度の改善については、かねてから努力しているところであるが、今後ともその充実を図つてまいりたい。

また、地方公共団体がこれらの施設整備を円滑に進められるよう、かねてから地方交付税及び地方債制度の充実を図つてきているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

三、現在は、我が国の経済が変動期にあるので、国・地方を通ずる財源配分の基本にかかる地方交付税率の引上げを行うのには適当な時期ではないと見え昭和五十三年度においてはこれを行わないこととしたものであるが、当分の間の地方財源の不足に対応しうる地方財政制度の改正を行うこととしたところである。

また、超過負担の解消、補助基準の合理化等については、政府としても従来からその推進に努めてきたところであるが、今後とも社会経済情勢の変化、施設水準の推移等に配意

不況克服のための地方自治体に対する財政措置等に関する請願(第166号)

同

一、交付申請の際の提出書類は、内容に変更がない限り継続事業については原則として省略する等、重複しないよう措置するとともに、変更申請手続きの簡素化、申請書提出部数の削減、その他できるだけの簡素化を図ることとしており、また、事業別・都道府県別配分、補助金の交付申請等について、できる限りの事前準備を進め、早期交付に努めることとしている。

また、資材価格高騰防止については、大蔵大臣を本部長とする「公共事業等施行推進本部」のほか、関係省庁においても所要の組織を設けて、関連物資の需給、価格、輸送等について公共事業を円滑に推進するため万全の体制をとつていて。

なお、地方交付税の交付については、地方交付税法において法定されているところに従い、できる限りの早期交付に努めているところである。

一、最近の経済情勢にかんがみ、景気の着実な回復等を図るために、公共事業等につき昭和五十二年度第二次補正予算により所要の追加を行うこととし、いわゆる一五ヶ月予算の考え方の下に、昭和五十三年度予算と併せて、その切れ目のない執行を図ることとした。事業

し、超過負担が生じないよう処理することともに補助基準の合理化等に努めてまいりたい。

別には、下水道、学校、生活道路等に重点的に配意したところである。

三、現在は、我が国の経済が変動期にあるので、国・地方を通ずる財源分配の基本にかかる地方交付税率の引上げを行うのには適当な時期ではないと考え昭和五十三年度においてはこれを行わないこととしたものであるが、当分の間の地方財源の不足に対応しうる地方財政制度の改正を行うこととしたところである。

また、国庫補助制度及び地方債制度については、政府としても従来からその改善に努めてきたところであるが、今後とも充実・改善に努めてまいりたい。

地方財政確立等に関する請願（十一同）  
一件）（第八一五・一〇九〇・一四  
九六・一六一四・一六一五・一六  
一六・一六一七・一七一・一一  
二六・三四八四・三五八六号）

一、政府は、従来から地方交付税の所要総額を確保するとともに、大都市の財政需要の的確な算入に努めてきたところであるが、今後とも地方財政の運営に支障を来すことのないよう地方交付税制度の改善に努めてまいりたい。

二、国庫補助負担事業に係る超過負担の問題については、政府としても従来からその解消に努めてきたところであるが、今後とも社会経済情勢の変化、施設水準の推移等に配意し、超過負担が生じないよう処理してまいりたい。

三、地方税における非課税措置等については、

租税負担の公平を確保する見地から昭和五十一年度及び昭和五十二年度に引き続き見直しを行つた結果、不動産取得税、固定資産税など二項目にわたつて整理縮減を行うとともに、電気税における産業用電気の非課税品目について四品目を廃止することとしている。非課税措置の中には政策上必要なものもあるのですべてを廃止することはできないが、今後とも見直しを進めてまいりたい。

また、國の租税特別措置の地方税への影響については、できるだけこれを回避することとしているが、國の租税特別措置について地方税でも軽減することが適當なものもあり、また、課税技術上回避することが困難なものもあるので、そのすべてを遮断することはできない。

四、地方公営企業の經營健全化を図るため、従来から交通事業及び病院事業の經營健全化の推進に努め、国庫補助、企業環境整備等各面での措置を講じているところである。

今後においても、これらの措置を推進し、地方公営企業の經營健全化に努めてまいりたい。

五、公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として新たに一定の要件のもとに高等学校建物の新增設について国が三分の一を補助することとしたが、昭和五十三年

度予算においては、一九三億二〇〇万円を計上しているほか、昭和五十三年度地方債計画においてそのための起債を九一六億円計上しており、これらの措置により高等学校新增設の円滑な実施が図られるものと考えている。

六、私立学校が学校教育に果していいる役割の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、私立大学に対する経常費補助や私立の高等学校等に対する経常費助成費補助を年々拡充してきたところであるが、今後ともこれらの経常費補助を充実し、教育条件の維持向上と学生、生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減に資することとしたい。

七、児童・生徒急増地域の学校施設整備については、従来から意を用いており、昭和四十八年度から昭和五十二年度までこれらの地域の公立小・中学校校舎の新増築費に係る国の負担割合を三分の二に引き上げる措置を講じてきただが、これを昭和五十三年度から更に五か年間延長することとしている。

八、国の機関委任事務の見直しを含め、新しい時代に即応した地方行財政制度の在り方については、現在地方制度調査会に審議をお願いしているところであるが、国と地方との間の行政事務の配分に当たつては、これと表裏の関係にある財源配分の在り方についても、国と地方がそれぞれその事務を円滑に遂行することができるよう併せて検討する必要がある

地方財政の確立に関する請願（七件）第一六五八・一六五九・一六六〇・一六六一・一七一〇・一一〇六一・二六三三号）  
同

一、政府は、従来から地方交付税の所要総額を確保するとともに、大都市の財政需要の的的な算入に努めてきたところであるが、今後とも地方財政の運営に支障を来すことのないよう地方交付税制度の改善に努めてまいりたい。

二、国庫補助負担事業に係る超過負担の問題については、政府としても従来からその解消に努めてきたところであるが、今後とも社会経済情勢の変化、施設水準の推移等に配意し、超過負担が生じないよう処理してまいりたい。

三、地方税における非課税措置等については、租税負担の公平を確保する見地から昭和五十年度及び昭和五十二年度に引き続き見直しを行つた結果、不動産取得税、固定資産税など一二項目にわたつて整理縮減を行うとともに、電気税における産業用電気の非課税品目について四品目を廃止することとしている。非課税措置等の中には政策上必要なものもあるのですべてを廃止することはできないが、今後とも見直しを進めてまいりたい。

また、国の租税特別措置の地方税への影響については、できるだけこれを回避することとしているが、国の租税特別措置について地方税でも軽減することが適当なものもあり、

と考えている。

昭和五十三年七月二十一日 参議院会議録追録(その四)

第八十二回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

110

住民福祉に直結する地方自治体の  
財源保障に関する請願(第二四三  
二号)

また、課税技術上回避することが困難なもの  
もあるので、そのすべてを遮断することはで  
きない。

政府は、毎年度の地方財政計画の策定を通じ  
て、所要の財源措置を講じており、昭和五十三  
年度においても地方財政の運営に支障が生ずる  
ことのないよう三兆五〇〇億円の財源不足につ  
いては、完全に補てんしているところであり、  
今後とも所要の措置を講じてまいりたい。

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

定価一部一一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 五六二一四四一(大代)  
局 〒107